

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学 通信

2016.9 No.141

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X



## 「働・学・研」融合の理念と実践 持続可能な循環型産業・ 地域づくり

NHK問題 / 軽減税率 / ウクライナ問題

基礎経済科学研究所行事予定

## 現代資本主義研究会のご案内

### 『マルクスとエコロジー』

日 時：12月4日(日) 14:00～

場 所：慶応義塾大学三田キャンパス研究室棟 A 会議室

司 会：宮田惟史(駒澤大学)

報告Ⅰ：佐々木隆治(立教大学)「経済学批判体系における物質代謝論の意義」

報告Ⅱ：明石英人(駒澤大学)「資本の弾力性とエコロジー危機」

### 『英国のEU離脱と国際情勢(仮)』

日 時：12月18日(日) 14:00～

場 所：立命館大学大阪茨木キャンパス

司 会：小沢修司(京都府立大学)

報告Ⅰ：田中宏「タイトル未定」

報告Ⅱ：大西広(慶應義塾大学)「階級闘争としてのイギリスのEU離脱」

### 『基礎研を担う若手の研究動向と課題(仮)』

日 時：10月末～12月予定(決定次第、基礎研のホームページでお伝えします)

場 所：京都地区開催(会場未定)

司会・コーディネータ：瀬野陸見(京都大学・院)

報告者未定

## 春季研究交流集会のご案内

日時：2017年3月4日～5日

会場：高知県立大学

表紙写真：スペイン、バルセロナ郊外にある大型の太陽熱・バイオマスのハイブリッド発電

# 経済科学通信

Letters of Economic Science

第141号 (2016年9月)

## NEWSを読み解く

- NHK問題と報道の自由 ..... 醍醐聰 2  
軽減税率の導入をめぐる ..... 大畑智史 6  
「ウクライナ」をめぐる  
——冷戦終結後、米欧の動きを通して見た旧ソ連・ユーラシア地域—— ..... 吉川顯磨 10

## 特集Ⅰ「働・学・研」融合の理念と実践

- 「働きつつ学ぶ」理念と活動の21世紀的視座——特集によせて ..... 十名直喜 15  
私の神戸研究 ..... 池田清 21  
基礎研自由大学院大阪第三学科の歩み、その成果と課題 ..... 高田好章 29  
損害保険産業におけるCSRと雇用・労働 ..... 松浦章 35  
『「働・学・研」融合という理念と実践」へのコメント  
——「働・学・研」融合という理念と自由大学院 ..... 中村浩爾 41  
「働きつつ学び研究する」ことと基礎研の役割——自らの経験から思うこと ..... 桜井善行 43  
働きつつ学び研究する意義と未来への展望  
——リストラと起業を支えた博士（経営学）への道 ..... 井手芳美 46

## 特集Ⅱ 持続可能な循環型産業・地域づくり

- 新しい職業人による経済資本の制御  
——現代日本産業における制御主体の形成と発展 ..... 池上惇 51  
循環型地場産業の創造——脱成長時代の地域創生への視座 ..... 熊坂敏彦 59  
持続可能な循環型産業・地域づくりへの歴史的視座 ..... 十名直喜 66  
地域・自治体の持続可能性と人材養成 ..... 鈴木茂 74  
Paradigm Shiftする世界経済と「地域づくり」について ..... 和田幸子 78

## 勤労と実践を捉え返す学び (25)

- 回顧 かがしま自由大学 ..... 馬頭忠治 81

## 現代資本主義研究会から

- センによる「モラルサイエンスとしての経済学」の試み ..... 吉川英治 86

## 書評

- 松尾匡・橋本貴彦『これからのマルクス経済学入門』 ..... 瀬尾崇 92  
松尾匡『自由のジレンマを解く——グローバル時代に守るべき価値とは何か』 ..... 大西広 94  
松尾匡『この経済政策が民主主義を救う——安倍政権に勝てる対案』 ..... 田添篤史 96  
吉永純『生活保護「改革」と生存権の保障』 ..... 柴田徹平 98  
高校生の明日を考える会編『どっこい大阪府立高校——ふつうの高校生が「教育改革」をのりこえる』 ..... 八木英二 100  
猿田正機編『トヨタの躍進と人事労務管理——「日本の経営」とその限界』 ..... 高野剛 102

## 誌面批評

- 139号 ..... 服部信一郎 105

# NHK 問題と報道の自由

醍醐 聡

## 自立した報道のカナメは調査報道

一般に、報道番組がつくられるまでの流れを大まかに言うと、まず何を伝えるべきかという課題（アジェンダ）が設定され、次に設定された課題に基づく取材が手掛けられる。そして、取材によって得られた情報が取舍選択され、放送される番組に組み込まれていく。こうした番組制作の流れを踏まえていうと、放送メディアの自主・自立と番組の質を左右する支柱は3つあると思われる。

第1は、伝えるべき課題（論点や争点）は何かを自律的な判断で的確に設定するということである。

第2は、設定した論点、争点について国民が理性的に判断するのに必要な材料を提供するため充実した取材・調査を手掛けるということである。

第3は、調査・取材で得た情報のうち、何をどれだけ時間を割いて伝えるのかという選択を適切に行うことである。

NHKの荊井会長は、今年の4月20日に局内で開かれた熊本地震災害対策本部の会議で、「原発については、住民の不安をいわずにかき立てないよう、公式発表をベースに伝えてほしい」と指示した。このような発言は、「NHKのニュースや番組は正確でなければならない。」「しかし、何が真実であるかを確かめることは容易ではなく、取材や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢が求められる。」

「公共放送として期待に応え、正確でわかりやすい情報をより早く伝えるため、取材と報道に全力をあげる。」「災害・非常事態の報道にあたっては、放送の自主・自律を貫く」と定めた「NHK放送ガイドライン2015」に真っ向から反する発言を会長自らが公言したことを意味する。

なぜなら、上の荊井発言は、NHKの原発報道

の情報源を政府発表や原子力規制委員会などの発表に限定し、NHKが主体的に伝えるべき論点・争点を設定する意義を認めず、独自の取材で得た情報を編集して伝える自立した調査報道の意義も全く認めないからである。これでは公共放送の体をなさず、政府広報、ひいては大本営発表に行き着いてしまう。

## 調査報道と発表報道の明暗

NHKは2011年3月の福島第一原発事故に際して、放射線観測の第一線で活躍する科学者らと協力して、震災3日後から放射能の測定を始め、被ばくによる人体への影響と土壌汚染への対策のための詳細な汚染地図を作成した「ETV特集ネットワークでつくる放射能汚染地図～福島原発事故から2ヶ月～」を制作して2011年5月15日に放送し、高い評価を得た。この番組は、原発災害から避難する人々や故郷に残る人々の混乱と苦悩を見つめた貴重な記録であると同時に、「いたずらに不安をかき立てない」と称して、放射能汚染の広がりの実態を隠した政府の「公式発表」の不実を立証したものだからである。荊井会長の発言は、こうした番組制作スタッフの自発的な調査・取材を抑制する有害極まりないものであり、これだけでも荊井氏がNHK会長としての資質を持ち合わせていないことを十分に示している。

ところで、調査報道の対極にあるのが、いわゆる「発表物報道」であり、「発表ジャーナリズム」である。官邸や大臣の周りを記者が取り囲んでぞろぞろついて回り、聞き取りをする「ぶら下がり」は発表物報道に通じる取材スタイルである。たとえば、昨年9月17日、参議院安保特別委員会で安保関連法案が「採決」された時の委員会室は、「議場騒然」「速記不能」としか記録されなかったほど騒然とした。審議の様態を実況中継し

たNHKは16時42分18秒に画面下方に「安保法案 参院特別委で可決」という字幕を出した。しかし、委員会閉会直後に廊下で取材を受けた福山哲郎理事（民主党・当時）は「可決はされていません。委員長が何を言ったかわからない。いつ〔審議打ち切りの〕動議を出したのか、採決したのかかわからない」と吐き捨てるように発言した。井上哲士委員（日本共産党）も「そもそも動議を出したのかどうかも、委員長が何を発言したのかも誰もわからない。だから、これは全く無効」と発言した。

あとで、NHKふれあいセンターに問い合わせたところ、「可決」の字幕を出したのは、廊下に出た鴻池委員長が「可決した」と発言したのを根拠にしたものだったことがわかった。典型的なぶら下がり取材である。しかし、鴻池委員長が「人間かまくら」と揶揄されるほど四方を何重にも野党議員に取り囲まれた状況で、参議院議事規則第136条に従って、表決に付する案件を宣告したという記録もなければ、起立多数を認定した発言も記録されていない。速記録には「議場騒然、聴取不能」としか記載されていなかったのである。

独自の取材・調査によらず、参議院議事規則から外れた委員長の一言を頼りに、憲法の平和条項の根幹を、時の内閣による解釈変更で掘り崩してしまう法案の「成立」にお墨付きを与えたNHKの発表報道の害悪を見せつけた一幕だった。

## 政権に助け舟を出す国策報道

近年、NHKの報道番組は国策報道へと大きく傾いている。いくつかの事例を挙げてこれを論証してみたい。

安保関連法案が採決される前に行われた世論調査では、法案に賛成という人も含め、過半数の国民が、「この国会で法案を成立させる必要はない」、「もっと慎重に審議をすべきだ」と考えていた。また、法案の内容についても、「国民の理解が進んでいない」、「政府は法案の内容を十分に説明していない」という回答が7～8割に達して

いた。

ところが、衆議院安保特別委員会で法案が可決される2日前の昨年7月13日、ニュース7は「安保法案審議時間、今日までに約110時間」という字幕を出して、その日までに歴代で6番目に長い時間が審議に当てられたと伝えた。しかし、「国際平和支援法案」と、自衛隊法やPKO協力法など現行の10本の法律をまとめて改訂する「平和安全法制整備法案」を、過去の単一の法案と同列において、それぞれの審議にかけた時間の長短を論じるのは筋違いである。

また、集団的自衛権の行使を容認した閣議決定後の記者会見で安倍首相は、赤子を抱えた母親のイラストを示しながら、「わが国にむけて難を逃れようとする邦人を乗せた米艦を日本の自衛艦が手をこまねいて見ていてよいのか」と訴えた。にもかかわらず、法案審議の中で野党議員から、人命優先に変わりがないとはいえ、数名の邦人の命が危機に直面することが、なぜ、わが国の「存立危機事態」と言えるのかと質された中谷防衛相は「邦人が乗船しているかどうかは集団的自衛権行使容認の絶対条件ではない」と公言した。これでは、政府が言う集団的自衛権行使容認の大義は邦人保護ではなく、米艦保護にあると言ったのも同然であり、「専守防衛」の看板は瓦解する。こうした法案の中身の審議の成熟度を抜きに、審議にかけた時間の長さだけを強調したNHKのニュース解説は「立法事実」（立法を要する根拠）の説明に窮した政府に助け舟を出す行為に他ならなかった。

また、衆院特別委で法案が採決された7月15日の夜7時のニュースで解説役に登場した政治部記者は、この時期に政府が法案採決に踏み切った理由として、安倍首相が米議会で行った演説で、今夏までに法案を成立させると発言したことが対米公約になっているからだと言った。また、国会で法案の審議が始まっていない段階で、NHK政治部記者が、法案成立の期限について政府の意向を付度するに等しい発言をするのは、立憲主義のイロハをわきまえない暴言といつてよい。

さらに、9月17日に、政府が参院で法案の「採決」（上記のとおり、実態は「採決不存在」）を強行した背景について、「政府与党は採決が連休明けまで延びるとその間には不測の事態が起こらないとも限らないと心配しているからだ」解説してみせた。当時、国会周辺で行われたデモの輪がどんどん膨らんでいたことは確かだが、それが「暴動」に発展するかのようには解説するNHK政治部記者の政府広報よりは異常である。

## 首相の意向を忖度

参院特別委で与党が採決のタイミングを見計らっていた頃、NHK政治部のある記者は、安保法案は「安倍首相は自ら手掛けてきた課題であり、自分の手で成し遂げたいとの思いがあるとみられます」と、ご親切にも首相の心を忖度して見せた。また、昨年8月15日に安倍首相が「戦後70年談話」を発表した時、NHKニュースに解説役で登場した岩田明子記者は「4つのキーワード（植民地支配、侵略、痛切な反省、お詫び）がすべて盛り込まれた」と高揚した表情で解説した。さらに続けて、「悔悟」という言葉が談話の中で使われたことを取り上げ、広辞苑を引いてこの言葉の意味を解説してみせた。70年談話に「悔悟」という言葉が入ったことが何か重大な意味があるかのような持ち上げようは尋常でなかった。

安部談話では、「将来の世代に謝罪の宿命を負わせてはならない」という一文が挿入されたが、この言葉がどのような歴史認識を意味するのかわと問いかける問題意識こそジャーナリズムに求められるアジェンダ設定だったと思える。

植木枝盛は「人民にして政府を信ずれば、政府はこれに乗じ、これを信ずること厚ければ、益々これにつけ込んで、もしいかなる政府にても、良政府などというこれを信任し、これを疑うことなくこれを監督することなければ、必ず大いにつけ込んでいかがのことをなすかも斗り難きなり」と、述べている。

「政府を疑う」という役割、つまり権力の監視

役を担っているのが近代社会ではメディアである。そのメディアが政府の思惑をとくとくと忖度し、代弁するようでは、立憲主義の支柱としてメディアが果たすべき役割を放棄してするどころか、進んで政府に対する無批判な信頼を助長するに等しい。

## 報道ステーションの優れた調査報道

安保関連法案で重要な論点の一つになったのは後方支援活動のリスクをどう捉えるかだった。NHKはニュース番組でも、クローズアップ現代でも、これについて立ち入った解説をしたことはなかった。国会での質疑を伝えたほかは、安全に配慮した人道的支援を行い、危険となればそこから撤退するという中谷防衛相の発言の映像を使いまわすだけだった。

これに対し民放、たとえば昨年9月15日の「報道ステーション」では「憲法解釈変えて後方支援ドイツがアフガンで見た惨劇」という見出しで、2010年にアフガンに派遣されたドイツ軍が現地ですごな体験をしたかを伝えた。番組では、ドイツ連邦軍のガードナー准尉が登場し、「我々の基地は1年間に31本のロケット弾を受けた」と語った。22歳の長男を亡くした母親がインタビューに応じ、「政府は私たちに最初は復興支援、井戸の建設をするからとだけしか言ってくれなかった」と怒りの言葉を発した。番組ではアフガンで55人のドイツ軍兵士が亡くなり、その中には自殺者も含まれていたと伝えられた。

その上で、「報道ステーション」は、ドイツには「議会関与法」という法律の歯止めと、「防衛監察委員制度（防衛オンブズマン）」というもう一つの歯止めがあって、これらが政府の独断による海外派兵を抑制する実効性を発揮していると紹介した。

このうち2005年に成立した「議会関与法」は海外派兵や集団的自衛権を行使する時、議会の事前承認を必要と義務付けた法律である。具体的には、政府が議会に対してEU域外に派兵をしよう

とする時は、具体的な任務、派遣地域、法的根拠、兵士の数、装備や能力、期間、予算の詳細などを記録した文書を提出させ、これを基に審議するよう義務付けた。

これに対して日本の場合は、基本計画を提出させ、国会の事前協議を必要とするという歯止めがあると、政府は繰り返し答弁したが、中谷防衛相は「議会で資料を提出するけれども、特定秘密にかからないように事態認定の根拠をお示しする」と答えた。つまり、特定秘密保護法に引っかかるような資料は出さない、最後は政府が総合的に判断して決める、でお開きなのである。

にもかかわらず、NHKはどうかという、たとえば昨年4月28日の「クローズアップ現代」にスタジオ出演した政治部記者は、「安倍首相は安全保障上の対応は、事細かに事前に設定するのは避けた方が良く、手の内を見せるのは良くないと述べているんです」と、ここでも安倍首相の心中を忖度して見せた。それなら官邸広報担当になれば、と言いたくもなる場面だった。

## 報道の自由と自立を守るために 何が必要か

では、今の日本で報道の自由を自律的に確保するために必要なことは何か？私は次の4つを挙げたい。

一つは、最近、強まっている放送メディアへの政府の介入（高市総務相の電波停止発言など）の根拠にされている放送法第174条、電波法第76条を廃止して、番組編集基準の遵守の状況は各放送局が設けた番組審査機関ならびにBPOの審査に委ねるよう改めることである。そこには視聴者の監視、意見申し立てを受け付け、審査する体制の整備も必要である。なぜなら、現状では、「編集権」が国家権力の介入を防ぐ砦として機能しているだけでなく、視聴者の意見、批判を遮る「視聴者からの自由」としても用いられているからである。

第2は、各放送局で内部的自由（番組制作や編

集に対する局内外からの不当な干渉があった場合は、それを告発する自由の保障）を確立することである。それには内部的自由を定めた明文規定、各種権力から独立した告発受付機関を設置し、通報された介入の疑いを厳正に審査して、是正を勧告するとともに通報者の身分を守る措置を講じる権限を告発受付機関が持つことが重要である。

第3は、視聴者の監視・批判・支援である。政府や番組スポンサーなどから干渉や圧力があった場合、視聴者はこれに抗議する行動を機敏に起こすとともに、番組制作現場がこれらの圧力に阿って萎縮しないよう、批判・激励を行うことが重要である。

最後は、組織ジャーナリズムにおける「個の自立」である。圧力に萎縮した報道とか、自発的隸従といった言葉が行きかうなかで、番組編集の自由を守り抜く究極の砦は、メディアに身を置く1人1人の放送人の良識をおいてほかにない。いかに法制度を整備し、内部的自由を確保しても、それら器に魂を入れ、活かすのは放送現場の1人1人の個人である。ところが、この春、NHKを退職した2人の専務理事は、経営委員会での退任の挨拶でこう発言した。

「この2年間は一体何だったのでしょか、という思いが募っております。会長の就任記者会見以来、相次いで発生する問題、課題への対応に追われ続け、その場その場の対症療法的な対応を迫られました。」「私としましては、視聴者の皆さまへの申しわけなさと同時に、やり切れない思いでいっぱいであります。」

もう1人の専務理事はこう発言した。

「ここ数年のいろいろな問題、さらに不祥事の即発で再び信頼は失墜し、職員が肩身の狭い思いをしていることを、そうした事態を防げなかった役員の一員として大変申しわけなく思っております。私はここでNHKを離れますが、どうか経営委員の皆さまも、事態がしっかり收拾するよう信頼の回復に向けた取り組みに向けてご指導いただきたいと思っております。」

このような発言は、舛井会長に対する内部から

の批判と評価できる面もあるが、それが退任の挨拶の場で出たことに強い違和感を覚える。「この2年間は一体何だったのでしょうか」とは誰に向かっていう言葉なのか? 「視聴者の皆さまへの申しわけなさでいっぱいでありませう」とか、「そうした事態を防げなかった役員の一員として大変申しわけなく思っております」とかという自責の念、放送人としての良心の呵責は、在職中はなかったのか?

組織の一員として上司の命に逆らえなかったという決まり文句の釈明が、誰からも批判されず、まかり通るようでは、倫理規範を自律的に遵守すると言っても国民は信用しない。自立した個人の良心、そうした良心を孤立しない組織文化を育むことこそ、報道の自由を守る最も頼もしい砦である。

(だいが さとし 東京大学名誉教授)

## 軽減税率の導入をめぐる 大畑 智史

### はじめに

日本では近年、政治や行政などの場で、消費税の軽減税率導入の議論が盛んになされてきた<sup>1)</sup>。その主目的に関しては、一般的に、消費税の逆進性対策、といったことが述べられている。本稿は、基本的には平成27年度(平成27年4月から平成28年3月)時点での、その軽減税率関係の情報に基づいているが、その導入に関しては、複数の否定的見解が示されている。例えば、よく知られているところでは、諸商品の間で、通常の消費税率と、その軽減税率との境界線を引くことは極めて困難で、その実際の税務の場面でも混乱が生じる可能性が高い、また、更なる消費税率引き上げの準備である、痛税感の緩和による得票数最大化対策の一つに過ぎない、といった主張がなされる。

本稿では、まず、日本の消費税の構造や軽減税率の構造などの点を整理する。この上で、改めてその導入の課題を検討してみる。税制の改正が国内外の様々な場面に影響を与えることを考えるなら、そうした検討は必要である。例えば、日本では、消費税1%の引き上げで、年間数兆円もの税収増になる、といったことが主張されている。税制はこのような影響力を有しているのである。なお、本稿での言及は、特に断りのない限り、日本国内のものとする。また、本稿で軽減税率という

場合には、特に断りのない限り、平成27年度時点で日本における導入の議論が本格化していた軽減税率を指すものとする。

### I 日本の消費税の構造：軽減税率の視点を重視して

平成27年度の日本の消費税の構造を整理するが、ここでは、間接税としての消費税の構造だけでなく、国家予算との関連性、政府間財政関係、国際課税、マイナンバー制度、益税・損税、滞納、インボイス導入、逆進性緩和のための軽減税率、日本国憲法との関連性、などの視点にもできるだけ配慮する。

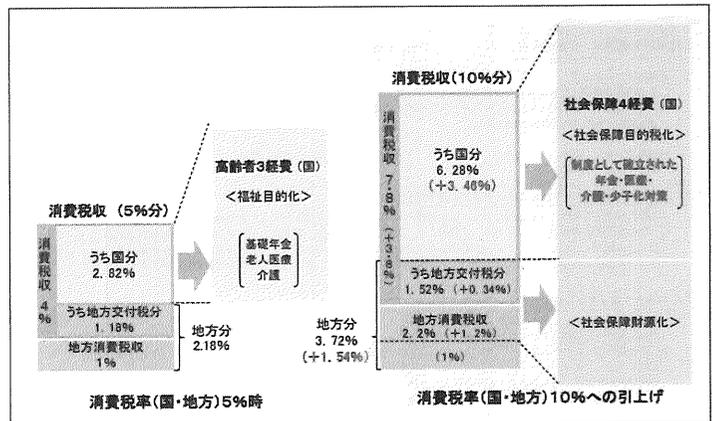
よく知られているように、現在日本で施行されている消費課税(国税)には、一般消費税と個別消費税とがある<sup>2)</sup>。本稿では、この一般消費税(地方消費税を含む)に注目し、これを消費税と記す。消費税は、財・サービスの消費に対して課税される税であり、実質的な負担者は消費者であるが納税義務者は事業者であり、全国的な各取引段階の事業者(製造業者・卸売業者・小売業者等)が納付する消費税額の合計は、原則の上では、消費者が負担する消費税額に対応する。2014年4月から消費税率は8%に引き上げられた。この目的に関して、財務省は、特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が高齢化社会における社会保障の財源にふ

さわしい、また、消費税は毎年10兆円程度の税収をもたらしており、税収が経済動向に左右されにくい、と述べている。消費税の用途の面では、財務省は、社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税込(国・地方、現行の地方消費税収を除く)は2014年度予算から全て社会保障財源化される、と説明している。なお、消費増税の、税率・用途に関し、図1が示されている。このうち、消費税率の10%への引き上げについては国会などの場で議論されていたが、その引き上げと軽減税率導入は安倍首相の判断により2016年6月に延期が正式に表明された(その実施時期:平成31年10月)。

この図で示されているように、消費税率5%の場合、このうち地方分は、地方消費税率1%分と、国家消費税収の一部(地方交付税)とを合わせたものになる。なお、軽減税率の導入により、1兆円程度の税収減少が生じる、といったことが主張される。

次に、以上のような消費税へのインボイス導入についてよく議論されるが、このことが、益税(ある事業者が得た消費税額が全て実際に納税されない場合にその事業者の手元に残るその差額分、損税は、ある事業者が消費税額を完全に価格に転嫁できない場合の自己負担額を指す。)の問題の解消、軽減税率の円滑な実施、といった面で有意義だ、ということがその背景の一つになっている<sup>3)</sup>。なお、インボイスとマイナンバー制度との関連性については、法人は法人番号がVAT(消費税)番号として使われることになるだろうが、個人事業主の場合にはあちこちに流通するインボイスに特定個人情報であるマイナンバーを記載できず、新たにVAT番号が必要になる、などの言及がある<sup>4)</sup>。政府・与党は、マイナンバーを活用した軽減税率関係の消費税還付案(財務省案)を

図1 消費税：税率と用途



(注1)消費税率(国・地方)8%への引上げ時には、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税収1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。  
(注2)消費税率5%時の地方交付税率は29.5%であり、消費税率10%時の地方交付税率は19.5%となる。

(出所) [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/40](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/40)

採用しなかった<sup>5)</sup>。

次に、消費税の逆進性対策について言及しておく。ある商品に消費税が課された場合、低所得者から高所得者まで全ての消費者が一樣にその税額を負担する、ということになるが、消費税の場合、所得に占める消費税額の割合が低所得者ほど高くなるということがその性質の一つとしてよく主張される。その対策として、軽減税率、給付付き税額控除、総合合算制度、といったことが議論され、日本では軽減税率の実施の方向性で、これに関する議論が本格化している<sup>6)</sup>。この軽減税率の制度的概観は図2のように整理される<sup>7)</sup>。この制度と比較される逆進性対策として、給付付き税額控除と総合合算制度があり、その概要は以下の通りである<sup>8)</sup>。

給付付き税額控除：例えば、子育て支援や就労支援等を目的として、税の仕組みである税額控除と給付の仕組みの組み合わせにより、課税最低限以下の者など税額控除により税額がマイナスとなる者には、その金額を給付するという制度を採用している国もある。

総合合算制度：制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育等に関する自己負担の合計額に上限を設定する制度。

## 図2 軽減税率の制度的概要

### 軽減税率制度の概要

- 軽減税率制度を、消費税率引上げ(10%)に伴う低所得者対策として、平成29年4月に導入。
  - 軽減税率の対象品目
    - ・ 飲食料品の課税（飲食店営業等を含む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く）
    - ※ 飲食料品は、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除くものとする）
    - ・ 週2回以上発行される新聞の購読料
  - 軽減税率 8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率 10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
- 平成29年4月から平成33年3月までの経理方式
  - ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。具体的には、請求書等の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額、を加える（区分記載請求書等保存方式）。なお、上記①・②については、区分記載請求書の交付を受けた事業者が、事実に基づき追認することを認める。
  - ・ 売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例を定める。
- 平成33年4月からの経理方式（適格請求書等保存方式の導入）
  - ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式を導入する。
  - ・ 売上げを受けた課税事業者が交付する適格請求書及び帳簿の保存を、仕入税額控除の条件とする。
  - ※ 適格請求書の記載事項は、発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引内容（軽減税率対象である旨の記載を含む）、税平ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称とする。
  - ・ 税額計算の方法は、適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算の選択制とする。
  - ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。

（出所）<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/151225keigenzeiritsu.pdf>

次に、消費税の滞納について述べておく。日本において、税の滞納と聞けば、所得課税に目が向きがちであるが、消費税における滞納額は無視できない。平成26年度の日本における租税滞納状況を見ると、申告所得税より消費税の滞納額のほうが大きいということがわかる<sup>9)</sup>。重税感と租税滞納とが関連性を持つことを考えれば、消費税軽減税率と租税滞納との関連性については、より詳細な検討が必要である。

消費税の国際的側面について言及すると、2015年10月から施行されている、音楽などの国際的電子商取引への消費税課税は、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転）への対策の一環である<sup>10)</sup>。電子商取引課税は世界的に強化される流れにあり、日本におけるこの強化の取組は軽減税率導入による消費税収減を緩和する効果を持つと考えられる。

最後に、日本国憲法と消費税との関連性についても一言だけふれておきたい。一般的には、日本国憲法の視点からは、所得税のような、担税力に応じて課税する応能課税が正当化され、そのような課税形態でない消費税は憲法違反になる、という主張がなされることがある<sup>11)</sup>。消費税の逆進性への配慮という点だけに注目すると、軽減税率の導入の方針はそうした憲法上の視点との整合性を有すると考えられる。もちろん、その軽減税率

が実際にその逆進性を緩和するかどうか、という問題は残されている。

## II 軽減税率導入の課題

本節では、各種視点からの軽減税率に関する評価を検討し、日本で導入が予定されている軽減税率の課題を整理する。

まず、今回の軽減税率は高所得者にも適用されることや、高所得者ほど消費支出額も多い傾向にあることなどの事情から、軽減税率はあまり逆進性対策として有効ではない、という主張が

しばしばされる。軽減税率の場合と上述の他の逆進性対策（給付付き税額控除や総合合算制度）との比較においても、軽減税率への評価は高くない傾向が見受けられる<sup>12)</sup>。この点は海外の議論においても同様である。さらに、そもそも消費税は逆進性を有するかという点についても、低所得者への各種の金銭的な支援制度の存在、などの状況を考慮すると、必ずしもそうは言えない、という議論もある。今回の軽減税率による消費税逆進性対策については、更に深い分析が求められている<sup>13)</sup>。

軽減税率に関しては、これら以外の観点からの否定的見解が主張されている。ここで詳細に紹介することはできないが、資源配分の効率性と所得分配の公平性との両面から経済合理的な課税体系を分析する理論である最適課税論の立場からの研究においても、消費税の複数税率化への評価は良くない<sup>14)</sup>。次に、日本の財政状況は厳しい状況であるのに、軽減税率の導入により税収減が生じることが問題として指摘されている。推計によれば、その具体的な税収の減少額は約1兆円、そのうち地方分は3,000億円である<sup>15)</sup>。今後、これによる税収減に対処するため、消費税率の更なる引き上げが必要となる可能性がある。また、今回の軽減税率の導入により、消費税制度が複雑になり、企業や消費者や行政への消費税関係事務処理の負担増という問題が生じることも主張されてい

る。とりわけ論点となってきたのは、標準税率の対象と軽減税率の対象との境界問題である。例えば、「外食」の定義による混乱が生じている（コンビニのイートインコーナーの場合など）<sup>16)</sup>。今回のような軽減税率が特定業界への補助金になることもよく指摘されている。上述のように、軽減税率と租税滞納との関連性も詳細に考察すべきである。

その他、今回の軽減税率に関して、さらに以下の点も指摘できる。ICT化と軽減税率との関連では、軽減税率による各種税務関連事務の複雑化を見越して、マイナンバー対策・軽減税率対策、といった機能を盛り込んだICT関連システム商品が出てきている。しかし、一部の企業は費用などの面でそのようなICTシステムを導入できないため、公的な補助金のようなその解決策の推進をより深く検討することが必要となる可能性がある。また、消費税が勤労意欲に及ぼす影響についてはすでに多くの分析があるが、軽減税率と勤労意欲との関連性についても、より深い分析がなされるべきであろう。

## おわりに

本稿では、日本でその本格的導入が予定されている消費税軽減税率には、多くの問題があることを確認した<sup>17)</sup>。軽減税率の導入については再考を要すると考えられる。

### 注

- 1) 今回の軽減税率については、日本経済新聞社編『Q & A すぐわかる軽減税率』（日本経済新聞出版社、2016年）などの文献で、わかりやすく解説されている。海外での当該議論については、湖東京至「軽減税率は更なる不公平を招く」（『税制研究』第69号、2016年）などの文献を参照。
- 2) 2015年度の消費税課税項目の詳細および一般消費税の制度的概要（非課税、中小企業への特例措置など）については、以下を参照。  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/100.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/100.htm), [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/300.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/300.htm)
- 3) [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/)

consumption/401.htm. このHPでは、複数税率の場合、請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたもの（インボイス）がなければ適正な仕入税額の計算は困難、と記載されている。

- 4) <http://www.nttdata.com/jp/ja/insights/opinions/2014041702.html>.
- 5) <http://www.nikkei.com/article/DGXZZO76056900T20C14A8000065>（記事：2015年9月9日）
- 6) [http://www.nikkei.com/article/DGXLASF02H2L\\_T00C16A1PE8000/](http://www.nikkei.com/article/DGXLASF02H2L_T00C16A1PE8000/)（2016年1月4日の記事）
- 7) より詳細な点については、「平成28年度税制改正の大綱」（2015年12月24日閣議決定）を参照。なお、軽減税率が適用される対象と標準税率のそれとの境界問題については、波戸本尚「平成28年度税制改正について」（『ファイナンス』財務省、2016年3月、13頁）においてわかりやすく図示されている。
- 8) [https://www.mof.go.jp/comprehensive\\_reform/gaiyou/04.htm](https://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/gaiyou/04.htm)
- 9) 「平成26年度租税滞納状況について」国税庁、2015年8月、1頁。
- 10) [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/134.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/134.htm) 当該HPでは、この制度における課税方式（リバースチャージ方式など）についても言及されている。
- 11) 例えば、松尾直「租税平等負担原則における所得税と消費税」（『高岡法学』第29巻、2011年）を参照。
- 12) 例えば、鈴木準、神田慶司「消費税増税と低所得者対策：求められる消費税の枠内にとどまらない制度設計」『大和総研調査季報』13、2014年新春号を参照。
- 13) これらの点については、湖東前掲論文を参照。
- 14) 例えば、鈴木将覚「軽減税率を導入すべきか」（『みずほインサイト：政策』みずほ総合研究所、2014年）を参照。
- 15) 波戸本尚「平成28年度税制改正について」『ファイナンス』財務省、2016年3月。一方、総合合算制度の取り止めで4,000億円を捻出できる、といった見解もある。<http://www.sankei.com/economy/news/151215/ecn1512150039-n1.html>（記事：2015年12月15日の記事）
- 16) これについては、「多大な負担もたらす消費税の軽減税率：「適格請求書」導入とのダブルパンチに」（『日経トップリーダー』2016年2月、9頁）などを参照。
- 17) その他、軽減税率と商品開発などの企業活動との関連性に関する課題などの点についてもより深い考察が必要である。

（おおはた さとし 所員 三重短期大学）

# 「ウクライナ」をめぐって

——冷戦終結後、米欧の動きを通して見た旧ソ連・ユーラシア地域——

吉川 顯麿

## はじめに

ソ連崩壊・独立後様々な紛争が続いているウクライナであるが、ここで「ウクライナ紛争」とは、①ウクライナにおける政治勢力のうち EU 加盟推進派勢力による 2014 年 2 月のマイダン広場占拠とヤヌコヴィチ大統領の身辺危険・避難逃亡によりウクライナ政権が倒れ新政権に交代したこと、②それ以後この中央の対立が飛び火して、ロシア系住民の多い東部ドンバス地方（ドネツク州、ルガンスク州）でのウクライナ新政府軍とロシア系住民との武力衝突＝内戦に発展したこと、そして、③南部クリミア半島と特別市セヴァストポリの住民投票の結果ロシアへの帰属編入が行われたこと、を指している。これ自体ウクライナの紛争であり内政の混乱であるが、いまではウクライナ新政府とロシアとの対立、米欧勢力（G7 諸国）とロシアの対立、と対口国際紛争の様相に仕立てられてきた感がある。ドンバスでの内戦ではウクライナ国民であるロシア系住民に対して、「ロシア政府」が「影響力を行使」していないとしてロシアを責め立て、またロシア系住民が救援を求めてロシアへの帰属を決めた住民投票の結果クリミアの編入を受け容れたロシア議会の決定については「国際法に違反している」<sup>1)</sup>として対口経済制裁を発動した。腑に落ちない説明である。その後 G7＝米欧諸国は、“法の支配、自由、人権、民主主義といった「国際的共通価値」”を共有しないとしてロシアを攻撃し G8 から追放する決定を行なった。だがアメリカや G7 諸国がウクライナ新政権の後ろ盾になっているのは彼らが「国際的共通価値」を共有している故かと思われるのだが、他方のロシアは共有していないという

ことなのか。というのであればこれも一般人の理解を超えた不可解な理屈である。ともかくそのような理屈をつけて 2014 年サミットでは G8 からロシアを排除した。もっともプーチン大統領は実はこれより 2 年も前から G8 にはすでに距離をおいてきていた。2012 年の米国でのサミットには欠席してメドベージェフ首相を代理出席させており、2013 年英国サミットではこの組織はもはや利益集団に過ぎない、いまや G8 サミットは無意味であり、これからは BRICS や上海協力機構、G20 サミットなどで積極的に仕事をしていく、と宣言し排除される前に実質自ら撤退していたと言っている（[4], pp. 223-228）。いずれにせよいま旧ソ連構成国であったロシアの隣国ウクライナはアメリカが直接テコ入れし支援も助言もしている関係となってロシアと対立している。

ところで旧ソ連地域の動向を詳しく見ると、21 世紀に入ってこの地域の状況が大きく変化したことがわかる。本稿ではソ連解体の諸結果等を踏まえて、このような事態に至った諸事情と歴史的経緯を振り返り、ソ連解体が決定づけた東西冷戦終結後における旧東欧、旧ソ連地域＝ユーラシア地域の環境変化をあとづけ、今日ウクライナ、ロシアを含む旧ソ連地域が置かれている現状を知ることによって、ウクライナ紛争の意味を考えてみたいのである。2014 年のウクライナ紛争がどのような流れの中で起こったかを見ることは、何が真実かを正當に判断することに役立つはずである。

## I ソ連解体がもたらした諸結果

統合国家ソ連の崩壊・消滅は、経済的困難の増大とゴルバチョフによるソ連の西側陣営への開放・接近＝新思考外交の結果として起こったと言

えるが、直接には1991年12月、エリツイン・ロシア大統領の主導で行われたロシア、ウクライナ、ベラルーシ3共和国首脳によるいわゆる「ヴェロヴェーシ合意」に基づき、様々な犠牲と代償を払って、意図的かつ意識的に、「解体」されたものである（[1], pp. 401-419, [11]）。

体制崩壊時にはすでに経済的行詰まりが深刻となっていたロシアをはじめとするかつての15の構成国はいずれも衰退を余儀なくされ、弱小国家として再出発することになった。統合国家として保持していた経済力と共和国相互間の経済的結びつきが失われたばかりでなく、独立したそれぞれの共和国は、制約された経済的条件を基礎に個別に独自の経済運営を目指さざるを得なくなった。それとともに、ソ連崩壊は第二次大戦後続いた二大陣営間の冷戦状態を終結させ、ソ連邦の事実上の「宗主国」であったロシアでさえ、軍事力を別としても、経済力、政治力を含む国家の威信を大きく傷つけ失墜させたのであり、世界は事実上アメリカの一極支配に取って代わった。それとともに冷戦終結後世界の頂点に立ったアメリカの他を圧倒する絶対的優位と覇権主義的行動は一層際立つものとなった。

ソ連崩壊は、いま指摘した経済力低下や経済関係の分断だけでなく、とりわけ大国ロシアにとってはいくつかの負の遺産をもたらした。1つは、統合国家が解体されこれまで国内であった14の共和国が独立してしまや「外国」になったことにより、現在のロシア連邦の外側に広がる周辺諸国に2500万人（1991年末時点）にのぼる在外ロシア人が取り残されることになった。ロシアは「世界最大の分断された民族」（プーチン）になったのである（[12]）<sup>2)</sup>。したがって、今日のようにウクライナとの関係が著しく悪化した下で在外ロシア人となったウクライナ在住ロシア人の生命と安全を守ることがロシアにとってどれだけ切迫した課題となっているかは論を待たない。負の遺産の第2は、ソ連解体・国家分裂によって明るみに出た共和国間の「国境線問題」である。2000年以降のプーチン大統領の時代になってロシアはウ

クライナ国境線およびカリーニングラード国境線の確定を断行し、また長い間対立と紛争の原因となっていた中国国境線問題を最終的に解決している。特に1954年にウクライナ出身のフルシチョフ首相が突然「憲法に違反して」（プーチン）編入を決めたウクライナとの国境問題、とりわけクリミア半島の帰属問題では、プーチン大統領は当時のクチマ大統領との会談を通じて、もともとロシア領であったクリミア半島と特別市セヴァストポリのウクライナへの譲渡を決断している。プーチン大統領のクリミア譲渡断行の背景には何よりも懸案となっていた民族問題がある。ソ連崩壊によって分断され在ウクライナロシア人となった多くの同胞の未来と両国の恒久的な友好関係を担保するため、両国間の友好関係の恒久的維持を前提に半島と特別市のウクライナへの帰属を最終的に了承したのである（[11]）。

ロシアは以前には、18世紀以降ロシア帝国が支配していた領土（[1], pp. 196-197）を、ロシア革命によって民族差別の撤廃と民族独立を実現して多くの共和国を誕生させるとともに（[1], p. 14）、その実、連邦条約によって統合国家ソ連としてほぼ同じ領土を継続的に保持領有してきた。これに対して「ソ連解体」では、解体後の経済的負担を回避しようとするエリツイン・ロシア大統領の思惑もあってのこととはいえ（[1], pp. 411-419）、旧来の領土を実質的にも分割し15の共和国固有の領土として分離独立させた。いまこれをロシア側から見ると、各共和国は形式的、名目的にはすでに十月革命で民族的独立が確認されていたとはいえ、単一の統合国家ソ連邦でそれは名目化していた状態から、「ソ連解体」によって18世紀以来ロシア領であった地域は「実質的に」大きく失われることとなった。ソ連崩壊に伴う民族分断の主因はまずは今日のロシア連邦の外に広がる広大な領土の放棄・譲渡であり、その結果ロシア民族分断の現実も突きつけられたのである。これは想像するに、ロシア民族の歴史としては空前の深刻かつ苦渋の譲歩と変化を被ったものと理解することができよう（因みにこのように言うこと

は、それが領土分割や共和国独立の是非を問う問題でない、ということと言うまでもない)。

## II ソ連崩壊・冷戦終結後の ユーラシア地域の変化

### (1) 「欧州連合 EU」の東方拡大

ソ連崩壊後の時期に旧東欧・旧ソ連地域(旧社会主義圏)で見られた大きな変化は、2000年代以降のEUとNATOへの加盟急増である。まず「EUの東方拡大」を見てみよう。

1995年の第4次拡大で15の加盟国となったEUはその後急拡大して現在加盟28カ国となっている。注目すべきは2000年代以降の新規加盟13カ国のうち9カ国が旧社会主義圏であること。すなわち、2004年にはポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア(4カ国は東欧、3カ国は旧ソ連)が、2007年には旧東欧のブルガリア、ルーマニアが新規加盟した。これにより旧東欧諸国はすべてEUに加盟した([14])。ちなみに現在、ベラルーシ、モルドヴァ、ウクライナなどの旧ソ連諸国が加盟を希望している。ロシア政府は、旧ソ連圏の経済的統合を目指しており、2015年1月に結成した「ユーラシア経済連合EEU」への加盟を周辺国に呼びかけており、また何よりもEUへの加盟がNATO加盟につながることへの懸念から近隣の旧ソ連地域のEU加盟には抵抗を示すのである。

### (2) 米欧軍事同盟 NATO の東方拡大

冷戦体制終結後の東西陣営の安全保障は最重要な関心事である。ゴルバチョフ氏やプーチン大統領が強調しているところでは、冷戦終結に際して米欧とソ連の間で、地域の平和と安定を維持するためにNATOの東方拡大は行なわれないことが約束されていた。にもかかわらずNATOは約束を破って東方への拡大を図ってきた([11, 12])。

以下、ユーラシア地域でのこの間の変化を見よう。冷戦期のNATO加盟16カ国は、冷戦終結

後には短期間に12カ国が新規に加盟し28カ国となった。1999年にはポーランド、ハンガリー、チェコ(旧東欧)。2004年には、スロバキア、ブルガリア、アルメニア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニアの7カ国(ほぼ旧東欧と旧ソ連)。2008年、クロアチア、アルバニア[15]。今日グルジアとウクライナの親米政権も加盟を強く希望している。ウクライナに米国のミサイル防衛システム＝MDシステムが配備されればロシア本土のミサイル攻撃システムは無効化し全滅するかもしれないとも言われる。ロシア側の危惧は現実化している([3], pp. 281-286)。NATOの東方拡大を通じて軍事的覇権をロシアのすぐ近隣にまで広げロシアを軍事的に包囲するアメリカの戦略がうかがえる。因みに近年、アメリカによる旧東欧へのミサイル防衛システムMD配備計画をめぐる両陣営間の対立と緊張は一層高まっている。

### (3) 旧ソ連・ユーラシア地域での「カラー革命」の暴風

21世紀初頭になって、ロシアと近隣諸国にとってより現実的な脅威がアメリカによる直接的な主権侵害・内政干渉行為として進行してきた。いわゆる「カラー革命」である。北野幸伯氏([2], pp. 141-169)によると、2003年以降、数年にわたって旧ソ連構成国に対してアメリカの国際NGO・NPOを通じて、あるいは対象国内NGO・NPOを介して、アメリカ国務省の財政的支援により各国大統領選挙での現政権転覆と親米政権(傀儡政権)樹立を目指す直接的な主権侵害行為が継続的に行われてきた。

・まず2003年のグルジア「バラ革命」では、もともと親米的であった高齢のシェワルナゼ大統領下の議会選挙にさえ「不正があった」と再選挙と退陣を要求し市民を大規模デモに駆り立てて再選挙を実現し、若き親米政治家であるサアカシビリ大統領の親米傀儡政権を誕生させた。アメリカ政府は、要人をグルジアに派遣するなど工作を図ってきた。また以前からグルジアを含む多

くの旧ソ連諸国では、ジョージ・ソロスの「オープン・ソサエティ財団」が創設され資金がばらまかれて反政府勢力の育成が図られ、とりわけグルジア革命では大きな役割を果たしたとされる。後にシェワルナゼは「ソロスにやられた」と振り返っている。

・2004年11月には米欧が特に重視するウクライナでの大統領選挙で同様の事態が起こった。選挙で勝利した親ロシア派のヤヌコヴィチ大統領に対し親米派のユシチェンコ陣営が「選挙に不正があった」と再選挙を要求し、欧州安保協力機構(OSCE)やアメリカ共和党国際研究所(IRI)も示し合わせて直ちに「不正だ」と声明を発表。市民の大規模デモを組織し勝利するまで何度も選挙を繰り返し、ついには僅差でユシチェンコ大統領の親米政権を誕生させた(「オレンジ革命」)。2014年2月のウクライナの首都キエフ・マイダン広場事件に端を発した「ウクライナ紛争」はこの「オレンジ革命」と同じ性質をもつものであり、そのままに延長線上で起きたものである。

・中央アジアのキルギスでも2005年に同様の事態が発生した。2005年の大統領選挙で勝利したアカエフ大統領に対し、米欧の支援を受けた反政府勢力から選挙の不正、やり直し、大統領辞任を求められる。大統領は身の危険を回避するためロシアに亡命。その後アメリカの後押しでパキエフ新大統領による親米政権が樹立された(「チューリップ革命」)<sup>3) 4)</sup>。

このような「アメリカの革命」はロシア国内でも進行中であり、ロシアはこれに対抗して2006年、周辺諸国で繰り返されたアメリカ寄り国内組織のNGOやNPOを通じた「アメリカの革命」輸入阻止を狙って「外国からの政治活動資金流入やNGOの目的外政治活動規制」を目的とした「NGO規制法」を制定している([2], p. 165, [4], pp. 265-271)。

これらアメリカによる執拗な政権転覆・親米傀儡政権づくりの活動が活発化するのを受けて、また旧ソ連・近隣周辺諸国へのNATOの接近、軍事的挑発・脅迫に抗して、プーチン大統領はアメ

リカに対して軍事的対抗も辞さない強硬姿勢を強めてきたのである<sup>5)</sup>。

## おわりに

以上見たように、冷戦終結後の旧ソ連=ユーラシア地域では、米欧(とりわけアメリカ)による政治的、経済的、軍事的浸透が急速に進んできている。2014年来の「ウクライナ紛争」も2004年「オレンジ革命」以後継続されてきたアメリカによるウクライナへの工作・影響を無視しては正当に理解することはできない。

内政干渉=主権侵害によるアメリカのロシア連邦内の反政府組織(NGO, NPO)に対する支援活動もいまや公然と行われており、ロシア政府の抗議に対してアメリカ政府は、反政府組織への支援=国務省からの支出を停止しようとはしていない。だが残念なことは、アメリカの干渉に伴ってこれに対抗するロシア国内での政府対応も反政府市民運動を抑制する強権の方向に進むことを余儀なくされていることである<sup>6)</sup>。こうして、ウクライナでの紛争に限らずロシアを含む旧ソ連・ユーラシア諸地域へのアメリカによる執拗な介入・干渉という一連の挑発行動の経過が意味するのは、これがアメリカの世界制覇戦略の一部であり、帝国主義的な野望実現=覇権確立行動のプログラムの一環であると思ざるを得ないことである。これはまた、現代資本主義の運動から見れば、アメリカの「グローバリゼーション」推進政策の一環、あるいは世界市場制覇の一過程と見ることができる([16], pp. 9-41)。

### 注

- 1) これに対しプーチン大統領は、1991年の旧ソ連からのウクライナの一時的な脱退を例に挙げて「当のウクライナもソビエト連邦脱退を宣言するにあたり」同じことをしたとして、国連憲章規定の民族自決権に立脚して、「ウクライナではこの権利を行使したのにクリミアには拒否」するのかと批判している。またクリミア政府とプーチン大統領は、コソボの先例を引き合いに出し、「クリミアと全く同じ状況で、セルビアからのコソボ分離を合法と認め、一方的な独立宣言には

- 中央政府の許可は一切必要ない」ことをアメリカも認め国際司法裁判所も同意したのだ、と反論している ([11])。
- 2) 今日のロシア連邦の人口は約1億4500万人、旧ソ連の総人口はおよそ2億8500万人。過去の産業立地構成などの関係でカザフスタン (3割) やウクライナ (2割) などに暮らすロシア人は多い。人口4500万人のウクライナには約800~900万人のロシア人が暮らす。彼らはある日突然「外国」となった「旧国内」にそのまま暮らしているのである。
- 3) 北野氏によると、この「キルギス革命」を後押ししたアメリカのNPOは、1. フリーダム・ハウス、2. 国家民主研究所 (NDI)、3. 国際共和研究所 (IRI) の3団体。米政府は「自由支援法」(1992年) に基づいて資金支援した。国務省国際開発局 (USIED) を通じて支出された額は3300万ドルの支出であったとされる。
- 4) だが、グルジア、ウクライナ、キルギスのあと、「アメリカの革命」はその後頓挫する。「キルギス革命」の直後、隣国ウズベキスタンでは、カリモフ大統領がアメリカの動向を事前に察知して先制的に対応し組織された親米派武装集団を武力で鎮圧する。その結果多くの犠牲者も出たがカリモフの強硬姿勢によりアメリカの「革命」は未遂に終わった。アメリカはこの失敗により2001年の9.11テロ以来認められていた米軍駐留の撤退を余儀なくされることになった。「アメリカの革命」は、2006年のベラルーシ大統領選挙でも繰り返された。大統領選挙で現職のルカシェンコが83%の得票で圧勝したにもかかわらず、アメリカに支援された「反体制派」は、またしても「選挙の不正・やり直し」を叫び、米欧は反体制派支援の声明を繰り返し発表した。アメリカはベラルーシへの経済制裁を行うがアメリカの意図はここでも封じられた。こうして、旧ソ連地域でのアメリカの政権転覆「革命」モデルが繰り返された ([2], pp. 138-170)。
- 5) 因みに、アメリカ (およびNATO諸国) の他国への干渉行為と政権転覆の活動は、中東・北アフリカの「アラブの春」でも行われてきた。とりわけ、国内民主勢力の反政府運動に介入し、民族民主運動を内戦に導き、軍事介入によって泥沼化させ、あるいは国際テロ組織を利用して、社会秩序の破壊と混沌、国家の崩壊をもたらした ([4] p.48, [16])。
- 6) アメリカがこのようにロシアに的を絞った包圍作戦とも言える活動を継続している歴史的背景については、別稿をすでに準備しているので参照いただきたい

(投稿先は未定。仮題「ウクライナをめぐる「地政学的利益」とグローバリゼーション」、遅くとも2016年秋には発表を予定)。

#### 参考文献

- [1] 和田春樹編 (2002) 『ロシア史』山川出版。
- [2] 北野幸伯 (2012) 『プーチン最後の聖戦』集英社インターナショナル
- [3] 栢俊彦 (2007) 『株式会社ロシア——混沌からよみがえるロシア』日本経済新聞出版社
- [4] 朝日新聞国際報道部/駒木明義・吉田美智子・梅原季哉 (2015) 『プーチンの実像 証言で暴く「皇帝」の素顔』朝日新聞出版
- [5] 堀江則雄 (2010) 『ユーラシア胎動——ロシア、中国、中央アジア』岩波新書
- [6] 堀江則雄 (1991) 『解体 ソ連邦のゆくえ』(リベルタ出版)
- [7] 小川和男 (1998) 『ロシア経済事情』岩波新書
- [8] ジョージ・ソロス (1999) 『グローバル資本主義の危機 “開かれた社会” を求めて』(大原進訳) 日本経済新聞社
- [9] ジョージ・ソロス (2003) 『グローバル・オープン・ソサエティ——市場原理主義を超えて』(榎原英資監訳・藤井清美訳) ダイヤモンド社
- [10] デジタル版「産経ニュース」 <http://www.sankei.com/world/news/141212/wor1412120004-n1.html>
- [11] ロシア議会上下院、地方首長、市民団体代表に向けたプーチン大統領の演説 (クリミアの復帰に関して) 2014年3月18日、クレムリン (駐日ロシア連邦大使館訳) <http://www.russia-emb.jp/japanese/embassy/news/2014/03/vv-1.html>
- [12] 2015年4月16日、プーチン大統領の「国民との直接対話」での発言 (駐日ロシア連邦大使館訳) <http://www.russia-emb.jp/japanese/embassy/news/2015/04/2015416vv.html>
- [13] 外務省 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/map\\_05.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/map_05.html)
- [14] 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/>
- [15] 黒木英充・栗田禎子/対談「シリア・難民問題を考える」(新日本出版社『経済』, 2016年2月号)
- [16] ノーム・チョムスキー (1994) 『アメリカが本当に望んでいること』(益岡賢訳) 現代企画室

(きっかわ あきまろ 金沢星稜大学名誉教授)

## 特集Ⅰ

## 「働・学・研」融合の理念と実践

## 「働きつつ学ぶ」理念と活動の21世紀的視座

—特集によせて—

十名 直喜

## はじめに

2016年の春季研究交流集会は、「「働・学・研」融合型の持続可能な産業・地域づくり」のテーマで、3月12-13日に名古屋学院大学さかえサテライトで開催された。

「働きつつ学ぶ」は、基礎研の理念あるいは道標として半世紀近くにわたり基礎研を支え、それを体現する多彩な研究者や創造的な共同研究を育んできた。「働・学・研」融合は、その思いと歩みを明示化した「働きつつ学び研究する」のコンパクトな表現である。そのキーワードを、春集会のキーコンセプトとして捉え直し、産業・地域の21世紀的課題と結びつけ、「働・学・研」融合による持続可能な循環型社会づくりを展望する。それを具体化したのが、2つの共通セッションである。

共通セッション1は、「「働・学・研」融合の理念と実践」である。基礎研に集い研究を続け社会人大学院などでも磨きをかけてきた社会人をはじめ、彼らと学び合い研究を発展させてきた大学人も含めて、半世紀に及ぶ協働の試みと思いについて語り合い深める。このようなテーマを共通セッションの軸とすることは、学会としても稀なこととみられる。当初、心配する空気も感じられたが、むしろ基礎研にふさわしい挑戦と考える。多様な実践に光をあて、理論的な新地平を切り拓きたい。

共通セッション2は、「持続可能な循環型産業・地域づくり」である。世界的に「持続可能な成長」が困難さを増すなか、「成長」とは何か、「持続可能な社会」とは何か、あらためて問わ

れている。そこで、定常化社会やポスト資本主義などの議論をふまえ、人類史的なマクロ視点から上記のテーマを捉え直してみたい。さらにズームインして等身大の視点から、自然・地域・共同体への関わりの変化、すなわち離脱（「離陸」）から「着陸」への新たな流れ（いわば「静かな革命」）に注目し、産業・地域づくりの多様な試みに学びつつ深めてみたい。

本解題は、キーワードである「働・学・研」融合を軸に、本特集のコンセプトと論点について明らかにする。

## Ⅰ 「働・学・研」融合とは何か

## (1) 「働きつつ学ぶ」を問い直す

「働きつつ学ぶ」権利を理念として掲げる基礎研運動にあって、「働きつつ学ぶ」とは何かがあらためて問われている。「働く」と「学ぶ」は、「遊ぶ」とともに）人生の根幹をなす要素である。「働く」とは何か、「学ぶ」とは何か、問われている。

「働く」は、『広辞苑』によると、「精神が活動する」「精出して仕事をする」「他人のために奔走する」「効果をあらわす。作用する」とされ、「(「徐々に努力して」が含意されている) workの意味合いが多分に含まれる。一方、「労働」は「ほねおり働く」の意で、「(「苦しい仕事」が原義の) laborに照応するとされる。自然のリズムのなか、社交と労働の混合する伝統的な農作業に比べて、近代のはたらき方を表す「労働」は、「組織のなかでの労働」としての性格をもち、ある種の不自由さを伴う。そのことが、「働く」ことの意味を捉えにくくしている。

「労働」についても、「労」と「働」に分けて、その由来をみると参考になる（武田 2008）。

「ろう」は、『源氏物語』にひらがな表記の用例があり、「骨折り」「経験」「功績」などの意味があったようである。「労」は、「勞」が正確な表記で、災禍などの非常時に「力を出すこと」とされ、転じて「つとめる」「つかれる、ねぎらう」の意味に用いられる。

一方、「はたらく」は、『日本国語大辞典』によると、元来ひらがな表記で『宇津保』や『方丈記』などにもみられ、「人が動く」ことを表す。転じて、その結果としての効果も含んだ言葉になったとみられる。「働」は、『大漢和辞典』によると、「つとめる」「せいだす」などの意味を表し、国字である。

「労働」は、『養生訓』や『西国立志編』にもみられるように、近世期まで主に使われていた。これに対し、「労働」は、近代化の進んだ時代の産物で、翻訳語として定着したものである。labor は、明治初期～中期にかけて「力作」「労働」などと訳され、「力作」には「はたらき」という振り仮名もみられた。「労働」の訳語が広がるのは、19世紀末のことである。

漢語では、「労働」は「身体を動かす」「はたらく」、日本語の「労働」は「骨折ってはたらく」ということで、意味が区別されている。両者の意味の違いが意識されないまま、後者の意味の「労働」が labor の訳語として生まれ、今や「はたらくこと」の普遍的な意味ともみなされるようになっていく（武田 2008）。

実社会で「働く」場合、むしろ「労働」の側面が強いが、そこに「働く」（「はたらく」）ことの本来的な意味合いをいかに織り込んでいくかが、各位に求められている。そこで重要な役割を担うのが、「働きつつ学ぶ」である。

「学ぶ」は、『広辞苑』によると、①「まねをする」、②「教えを受ける」、③「学問をする」とある。確かに「学ぶ」という言葉には、「経験に学ぶ」や「自然に学ぶ」といった表現にも見られるように、「まねぶ」「習う」「勉強する」「研究す

る」等の意味合いを包括した含みと柔らかさ、謙虚さがある。

「学ぶ」には「研究する」の意も含まれている。しかし、工業化の進展に伴い、分離・分化が進むなか、両者を切り離してみる傾向も顕著になる。「教える人」と「教えを受ける人」、「学ぶ」世代と「働く」世代、などへの分離・分化が進行する。学校教育や働く現場においても、「学ぶ」はもっぱら①②と見なされ、③は軽視されていく。

「働きつつ学ぶ」とは、①②と③の乖離を、働く現場において、さらには学校教育において近づけ再結合させていく活動とみることができよう。

## (2) 「研究する」ことの意味と極意

ここで、「学ぶ」とも深く関わる「研究する」とは何かについて、その意味を考えてみたい。『広辞苑』には、「よく調べ真理をきわめること」とある。それは、「学ぶ」の奥義ともいえる、③「学問する」ことに他ならない。

梅原猛は、「学問する」とは「ものを知ること」、「自ら考えること」、「ものを創造すること」にあるとし、その楽しさ、とりわけ「ものを創造することこそ最高の楽しみである」という（梅原 2002）。人生は、自ら創っていくものであるが、創造するには、長い修練の時間が必要である。ニーチェ（『ツァラトゥストラはかく語りき』）は、「人生の3段階説」を語る。人類の膨大な知識を習得するラクダの人生、既成の知識と格闘するライオンの人生、小児にみる遊びの精神と無心の人生である。それはまさに、忍耐の人生、勇気の人生、そして創造の人生に他ならない。どうして、ライオンは小児になりうるのか。伝統的価値との壮絶な戦いの中で、突如として、ライオンは小児に変貌する。それは、決して求めて得られるものではない。向こうからやってくるものであり、それこそ本当のものであると、梅原はいう。

広中平祐は、「創造には、学びの段階では味わえない、大きな喜びがある」が、創造の原型は赤ん坊のようなもので、創造とはそのベビーをいかに育てていくかに他ならないという。また、蓄

積だけが続けていては、創造することなく生涯の幕を閉じることになると警鐘を鳴らす（広中2002）。

外山滋比古も、まとめるというのは面倒な作業で敬遠しがちになるが、ただ、読むことばかりでは、知識と材料が増えるも、まとめはいつそうやっかいになる。その処方箋は、「とにかく書き出す」ことで、「書いているうちに、筋道が立ってくる」という（外山1986）。

書き出すには、勇気もあるし、書いていくうちに没入することも少なくなかろう。ラクダからライオンへ、さらには幼児へと、知らず知らずのうちに変身するのかもしれない。

「読む」から「書く」へのシフトは、「まねぶ」「習う」から「研究する」へ、（狭義の）「学び」から「創造」への脱皮を意味する。そして、「ラクダ」から「ライオン」へ、さらには「幼児」へと変身するプロセスでもある。

上記3者の示唆には、「働きつつ学び研究する」活動、その核心に位置する「研究する」ことの意味と極意が凝縮して示されている。

### (3) 主体的・能動的な学びとその具現化

#### ——「働・学・研」融合の原点と未来——

「働きつつ学ぶ」という生活スタイルは、特別なものではなく、働くことの中に内在しているといえる。しかし、「きつい労働」によって「学ぶ」時間や意欲も損なわれるなか、学ぶ実像が見失われる傾向も少なくない。それは、基礎研にあっては例外ではなからう。

「きつい労働」や収奪・格差の現実に向き合い、深く捉え直し、さらに変えていくには、何をどのように「学ぶ」かが問われよう。「まねぶ」「習う」にとどまらず、「研究する」ことが必要となる。それは、「ラクダ」から「ライオン」へ、さらには「幼児」への変身プロセスにもつながる。

「学び」のあり方が、根底から問われている。主体的・能動的な学びには、「研究する」スタンスが欠かせない。それゆえ、「働きつつ学び研究する」と明記するのである。「働・学・研」融合

とは、「働きつつ学び研究する」活動のコンパクトな表現である。また、基礎研が理念として掲げてきた「働きつつ学ぶ」権利とその実践を、より深く具現化した表現とみることができよう。

「働きつつ学び研究する」という言葉は、筆者にとっても格別の意味がある。随筆「働きつつ学び研究することの意義と展望」が、『経済科学通信』に（わが初論文「大工業理論への一考察（上）」とともに）掲載されたのは、製鉄所で働き出して3年目の1973年、基礎研の研究会に参加して数か月経た頃のことである。

「自分の生活と労働を深く捉え、それを変革の展望のうちにつかみ直さないと、巨大な流れの中に、ただ押し流されてしまうのではないか」。

そのような危機感をバネに、次のような課題を提示した。

「積極的に理論化をはかりながら、政策形成能力を各分野で培っていくこと…労働者の中に研究者・書き手・講師を育成し、諸産業分野の労働者が自らの手でもって、内在する諸問題を解明し、政策化し、積極的に組織化していく」。

上記にみる労働者研究者の立ち位置とあるべき方向は、研究活動を始めたばかりの若輩が提示したものであるが、40年以上を経た今、むしろ一層切実な21世紀型の課題となっている。

## II 働きつつ学ぶ研究者への新たな視座

### (1) 労働者研究者を育む新たな文化の創造

——「まねぶ」主体から「研究する」主体への転換——

1960年代から70年代前半にかけての労働運動では、「労働者教育」や「学習運動」が高揚するも、労働者は「教えを受ける」対象であり、教えられたことを実践する主体に留まっていたとみられる。労働者自らによる「働きつつ学び研究する」ことの提示（十名1973）は、それを越えようとする新たな提起であったといえる。

基礎研の創始者たちは、その本質を深く洞察

し、「働きつつ学ぶ」コンセプトとして捉え直し、基礎研の理念として掲げたとみられる。

基礎研は、働きつつ経済学を学び自らの仕事や職場、産業などを研究する人を「労働者研究者」と呼び、彼らの養成と連帯に力を注いできた。

しかし、高齢化や多様化が進み定年退職後も研究を続ける人や経営者などが出てくるなか、「労働者」と一括しにくい状況も広がっている。

## (2) 「社会人」とは何か

### ——その含意と広がり和社会的背景——

若者が学校を卒業して就職することは、「社会に出る」、「社会人になる」とも言われる。その場合、「社会人」とは何を意味するのかが問われよう。「社会人」とは、社会との関わりの中で、一定の責任を持って行動し、生活する人のことである。狭義には、自分で働いて生計を立てている自立した大人を指し、会社員や職業人といった言葉と同義に使われることも少なくない。

しかし、「社会人」という呼び方は、日本独特のもののように、欧米には見られないという。日本社会では、親や教師の庇護下にある家庭や学校は、温室のような共同体とみなされ、自立して生きていく一般社会とは区別して捉えられていたことに因るのかもしれない。

社会人という呼び方が広がるのは、1990年頃のことである。それまでは、労働者あるいは勤労者、企業人、職員といった呼び方が多かったとみられる。バブル経済の崩壊に伴い企業社会の崩壊が急速に進むなか、企業だけでなく多様な組織と関わる労働者を包括する「社会人」という呼称が受容されていく。

## (3) 社会人研究者の出現と大学人研究者

### ——両者協働の研究・教育ダイナミズム——

「働きながら学ぶ」をスローガンに、社会人大学院が全国的に広がっていくのも、1990年頃のことである。「社会人」とみなされる対象者（受験資格者）は、何年間か正規に働いた経験を持つ現役職業人や定年退職者、あるいは（主婦業など

も含め）それに相当するとみなされる人たちである。

「学問は、具体的な生活のなかに立てられたひとつの志、もっと強く生きようとする生活者の志である」という（前田 2009）。

社会人大学院という知的交流空間において、自らの仕事や人生をより広い視野から捉え直し深めることにより、スキルアップや生きがい再発見を図ろうとする。それは、社会人から社会人研究者への脱皮に向けた試みと捉えることができよう。

実業界で仕事に携わりながら、あるいは定年退職後などに、自らの仕事や人生体験などをより広く深めるべく研究する人を、筆者は「社会人研究者」と呼んできた。自らの仕事や人生体験を、独自の視点から体系的に捉え直すということは、新たな意味合いで2次体験し生き直すことに他ならない。

一方、大学で教育研究や事務に関わる教職員は「大学人」と呼ばれ、とくに研究教育にたずさわる大学教員は「大学人研究者」と呼ぶことができる。「働きつつ学ぶ」理念に共鳴する大学人研究者が、社会人研究者を育てつつ、両者の協働による研究活動を半世紀にわたって進めてきたのが、基礎研である。そこから社会人大学院に進み、博士論文を仕上げた社会人研究者も少なくない。

社会人の研究指導、とりわけ博士論文指導は、大学人研究者にとっても貴重である。社会人研究者の多彩な現場経験と目を通して、多様な現場を追体験し、一緒に学び研究するという得難い機会にもなるからである。第2次の現実に偏りがちな大学人研究者が自らを鍛え直す場にすることもできる。

## III 「働・学・研」による産業・地域づくりと社会人研究者

### (1) 働くものの創造性と社会人研究者

「働く」「学ぶ」「研究する」は、深くつながっているが、日本社会では長らく分割して捉える傾向が見られた。「学ぶ」は学校、「働く」は企業や

自治体、「研究する」は大学など研究機関にて、あるいはものづくりは企業、ひとづくりは学校、まちづくりや地域や自治体にて行われる、というように。

外山滋比古(1986)は、大学人(などの知識人)と社会人との比較視点から、働くものの思考とその成果に光をあてたものとして、注目される。

これまでは、「見るもの」「読むもの」など知的活動による頭の中の世界(第2次的現実)の思想が尊重され、「働くもの」「感じるもの」(第1次的現実)の思想は価値がないと決めつけられてきた。しかし、第1次的現実、複雑に絡み合う多様な課題と価値の坩堝でもあり、「額に汗して働くもの」もまた独自の思考を生み出す。

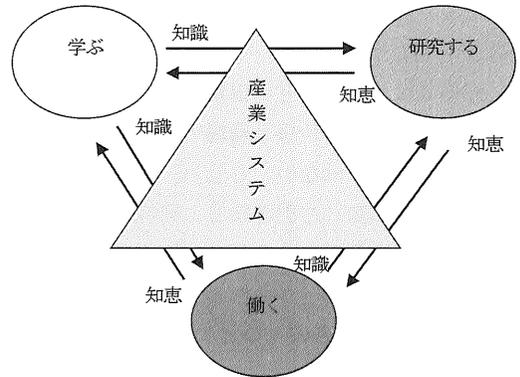
第2次的現実が第1次的現実を圧倒している現代においては、人々の考えることが抽象的になり、言葉の意味する実態があいまいになる。映像などによって具体的であるかのような外見をしていても、現実性は著しく希薄である。

それゆえ、「1次的現実に着目する必要がそれだけ大きい」。社会人の思考は、第1次的現実の根を下ろしていることが多い。「汗のにおいのする思考がどンドン生まれてこなくてははいけない」という。それは、まさに社会人研究者に対するエールに他ならない。

第1次的現実から生まれる思考は、既存の枠組みの中におとなしくおさまっていないが、「真に創造的な思考」はむしろ「第1次的現実の根ざしたところから生まれうる」。それを単なる着想、思いつきに終わらせないためには、システム化を考える必要があるという。

わが産業システムアプローチ、とりわけ働・学・研、ものづくり・ひとづくり・まちづくり、山・平野・海を三位一体的なシステムとして捉えるという理論的・政策的な提起は、そうした課題に応えるものといえよう。

図表1 「働・学・研」融合の循環型産業システム



注) 十名(2012)第10-11章に基づき、筆者作成。  
 ここでの「学ぶ」は、「まねぶ」「習う」「勉強する」の意。  
 「研究する」は、学んだことを創造的に発展させること。広義の「学ぶ」には、両者が含まれる。

## (2) 「働・学・研」融合による循環型産業・地域づくり

それらの課題を担う創造的な主体、いわば現代の知的職人にあたるのが、社会人研究者とみることができる。

これまでにない創造性が各職場・地域に求められるなか、その手がかりは、自らの仕事をより深い視点から見つめ直すことにある。それを通して、産業、経営、地域の諸課題を掘り下げ、創造的に捉え直し、政策的な提起につなげていく。まさに、「働きつつ学び研究する」(「働・学・研」融合)活動に他ならない。

「働く」「学ぶ」「研究する」の3要素が、産業の現場において共鳴し合い循環する関係を産業システムとして示したのが、「図表1 「働・学・研」融合型の循環型産業システム」である。

「働く」「学ぶ」「研究する」は、産業と地域の現場を支える基本的な要素である。それら3要素は、深くつながっており、創造的な現場では共鳴し合い循環している。それを描いたのが、「図表1 「働・学・研」融合の循環型産業システム」である。

働く現場は、情報と経験知の宝庫でもある。生きた現場情報の膨大な渦の中であって、五感を通して体験・入手できる。それを自覚し、明瞭な問題意識や視点と結びつけることにより、種々のハ

ンディキャップを乗り越え、創意的な研究も可能になる。社会人研究者の可能性と役割もそこにあるといえよう。

近年では、定年などで退職された方も増えているが、長年働いた仕事と職場のアイデンティティは朽ちるわけではない。むしろ、その経験知（その多くは暗黙知）を引き出し、研究としてまとめていく可能性を秘めた人材といえよう。

### (3) 21世紀型もの・ひと・まちづくりと社会人研究者

自らの仕事や人生をより深く捉え直そうとする活動は、まさに研究に他ならない。それをより体系的に深めていくと、(修士論文さらには)博士論文にもつながる。社会人が博士論文に挑戦することの意味は何か。仕事や人生のさまざまな課題と深く向き合い、真剣勝負するためである。

社会人が本業を持ちつつ博士論文を仕上げることのハードルは、極めて高いものがある。しかし、社会科学において社会人の博士論文は、仕事など社会体験に根ざしているゆえ、重厚な作品に仕上がる場合が少なくなく、社会的な共感を得て注目される可能性も高い。何よりも仕事人生の中から汲み出した珠玉の考察を、世に出すことの価値は高い。その活動は、21世紀型のものづくり・ひとづくり・まちづくりにも深いインパクトを及ぼすであろう。

社会人研究者の社会的・学術的認知度をいかに高めるかが問われている。それに応える活動として、「働・学・研」融合の生き様、働き様、その多様なドラマに光をあてた研究と出版を提起したい。各地域の社会人研究者の活動を支援し、社会人博士として育成する活動も求められている。彼らの博士論文のシリーズ出版(単著書、共編著書

など)などを通して、「働・学・研」融合の産業システム論の体系化を図っていくという課題も射程に捉えることができよう(その第一歩として、十名編(2015)などがある)。

## おわりに

戦後日本の「労働者学習」運動において「常識」とされた労働者観の変革、すなわち「教えを受けて習う」主体から「働きつつ学び研究する」主体への発達を促す運動を、基礎研は切り拓いてきた。

しかし今や、大きな転機を迎えているとみられる。社会人大学院が広がるなか基礎研運動の先見性や独自の役割も相対化され、社会主義体制の崩壊に伴い学びの原点としてきた『資本論』の相対化も否定し難い。

そうしたなか、基礎研および社会人大学院の21世紀モデルとは何かが、あらためて問われている。「働きつつ学ぶ」という理念と活動の原点に立ち返り、創造的な産業・地域づくりと切り結ぶ変革主体の視点から捉え直すなかで、転換期を切り拓く21世紀モデルを導き出すことができるのではなかろうか。

### 参考文献

- [1] 武田晴人(2008)『仕事と日本人』ちくま新書。
- [2] 梅原猛(2002)『学問のすすめ(改定)』竣成出版会
- [3] 広中平祐(2002)『学問の発見(改定)』竣成出版会
- [4] 外山滋比古(1986)『思考の整理学』ちくま新書
- [5] 前田英樹(2009)『独学の精神』筑摩書房
- [6] 十名直喜編(2015)『地域創生の産業システム——もの・ひと・まちづくりの技と文化』水曜社

(とな なおき 所員 名古屋学院大学)

# 私の神戸研究

池田 清

都市神戸の研究は、神戸が植民都市という性格と近代的都市という性格を併せ持つ近代的植民都市であり、そのような視点から、いままでの「神戸論」の「常識」を批判的に検証することが求められている。その理由は、政府直轄の神戸港と居留地をもつ神戸が、西欧列強による日本の植民地化と民族支配の手段としてだけでなく、日本国家による新たな植民地主義、帝国主義の最前線基地としての役割を担ってきたからである。

## はじめに

私は、1970年に大学を卒業しタツタ電線株式会社就職、翌年に同社を退職して神戸市役所に就職するも1997年に退職、その後、北九州市立大学法学部教授、下関市立大学経済学部教授、神戸松蔭女子学院大学教授と異なる職を遍歴してきた。私が社会に出た1970年代は、高度経済成長の矛盾が顕在化し、公害反対や福祉拡充などの市民運動が活発に展開され、いわゆる革新自治体が生まれた時代であった。民間企業から役所に転職したのも、公務員として市民の暮らしを守る仕事につけるのでは、という思いもあった。

この間、多くの人との出会い、思いもよらない場面との遭遇などで通常のルートからはずれるなど、さまざまな経験をしてきた。今、思えば、特に印象に残っているのは、最初に配属された職場の上司から、旅行のお土産ということで、木彫りの「見ざる、聞かざる、言わざる」の「三猿」を頂いたことである。その上司は、50歳半ばを超えていただろうか。まだ係長で「多分これからの出世は望めないだろう」ということは、若い私でも察することはできた。でも「人の良さそうな」雰囲気を持っていて好感がもてた人であった。いろいろ苦勞してきたのであろう。

たしかに「三猿」の生き方が、「大過なく役所人生を送る」ために必要な処世訓であることは、この年になってしみじみとわかる。中間管理職が、退職するに際して「大過なく過ごせました」

と、安堵の気持ちで職場のあいさつ回りをする後ろ姿をみるにつけ、「役所人生」の「言いたいことがなかなか口に出せない苦勞」を見る思いがしたものである。

「三猿」とは、私流の解釈では、政治、社会、そして自分の所属する組織などの問題が、たとえ法に反し倫理に背き、人間として見逃してはいけないものであったとしても、「自分の得にならない、わずらわしい問題」とみなし、「上の者の指示に従い、自分で考え判断しない」生き方を意味する。お上や上司の言う事を付度して保身を図ろうとする生き方である。このことは、ささやかな出世と引き換えに、一人の人間として、自分の頭で考え自分の言葉で発言し行動することを回避する、没主体的で無責任な人生を送ることにつながる。残念ながら、「目立つとよく思われず、いじめられる」<sup>1)</sup> 危険性の高い日本独特の「空気」のなかでは、人々は「三猿」の生き方を強いられる。現在の日本の国や社会のあり方は、多分、そのような生き方の集合としてあるのだろう。

地方公務員法は「上司の職務命令に従わなければならない」と規定する。そして国の通達や法令に基づいて日常の仕事がおこなわれる。だが日々の仕事は、憲法の理念に照らして適合的かどうか検証され、市民の暮らしにどのような影響をもつかを考え実施されることはそう多くはない。大抵の場合、与えられた仕事だから、粛々とこなすという発想で日々の仕事がおこなわれる。憲法99条の「公務員の憲法遵守義務」があるにもかかわらずである。

「池田君、いくら下のものが〈正しい〉と思っていることを言っても、上には逆らえないからな」と知り合いの先輩からよく言われた。だから私も、お役所という組織の中で生きていくためには、やはり妥協もやむを得ないものとして忍従してきた。若かりし頃は、ささやかではあるが批判的スタンスをとり無理をしたこともあった。だが、所詮、小心ものの私にできることは、いわゆる面従腹背の処世術であった。しかし、自分を見失うことだけはすまいと思いここまでやってきた。

「捨てる神あれば拾う神」ありで、基礎経済科学研究所や京都大学社会人大学院での先生や先輩、同僚との出会いは、私の人生を大きく変えることとなった。今は、ささやかではあるが、まちづくりボランティアやNPO活動、研究、教育の道を歩んでいる。これは、終わりのない旅であるが、やりがいのある仕事である。やはり「三猿」の優等生にはなれなかったのである。

## I 神戸の植民地型都市開発

私は、1997年に『神戸都市財政の研究』（学文社）を上梓し、1970-90年代初め頃までの約20年有余にわたり展開された神戸市政・都市経営の検証をおこなった。私の神戸研究の動機には、次のような時代的背景があった。当時の神戸市政・都市経営は、起債主義、公共デベロッパー方式、外郭団体、基金制度などによる自立的財政運営やポートアイランド博覧会のイベントなど独自の経営システムを開拓していた。さらに神戸市が、1973年の石油ショックと不況のなかで、他の多くの自治体が赤字経営で呻吟するなかで、黒字経営を行ったことも注目された。だから当時の神戸市長宮崎辰雄も「今の神戸市政は、日本で最も高水準の行政だと確信する」（宮崎辰雄『神戸を創る——港都50年の都市経営』河出書房新社、1993年）と自負したのであった。当時の神戸市は、全国の都市が見習うべき自治体であったといっても過言ではない。だから研究者や専門家、

メディアなども、次のように神戸市政・都市経営を評価した。

高寄昇三（当時甲南大学教授、元神戸市幹部）は、宮崎神戸市政の基本戦略は企業の都市経営であると定義した。企業の都市経営は、地方自治にあつて外圧たる中央支配に対抗し、また、行財政運営にあつて内圧たる官僚制の克服をめざした政策感覚に溢れた都市自治像であった。公共デベロッパーこそ開発利益の社会的還元をめざしたシステムであったと評価した（高寄昇三『宮崎神戸市政の研究』第1巻、勁草書房、1992年）。

日本経済新聞社は、人工島造成といった大規模プロジェクトや、ポートピアで利益を出すなど民間顔負けの商才を指して、神戸市を「株式会社神戸市」と表現した。公共デベロッパーが、ポートアイランドや六甲アイランド、内陸部の造成など土地を生み出すだけでなく開発利益をもたらしたからだ（日本経済新聞社編『神戸 ビジネスマンのための日経都市シリーズ』日本経済新聞社、1989年）。

宮本憲一（当時、大阪市立大学教授）は、神戸市都市経営を日本における社会主義思想家片山潜や、都市経営の実践家であった関一などの都市経営の本流の中で位置づけ、「神戸市株式会社」という比喩は片山の考えた「社会主義」実現の独立の法人という理念の上にあるのであって、たんに、神戸市が利益追求の民間法人と同じという意味ではないであろうと評価した。ただし公共デベロッパーによる「山を削り海を埋め立てる」自然破壊やインナーシティ問題などについては批判的であった（宮本憲一「都市経営の総括」神戸都市問題研究所『都市政策』第59号、1990年）。

広原盛明（当時、京都府立大学教授）は、大震災前には、「神戸市には、真野の運動への対応を通じて『インナーシティ再生の神戸モデル』をつくっていかうとする強い意気込みが感じられる」と、神戸市の行政姿勢を評価した（広原盛明「先進的まちづくり運動と町内会——神戸市丸山、真野、藤沢市辻堂南部の比較考察」岩崎信彦・鯉坂学・上田惟一・高木正明・広原盛明・吉原直樹編

著『町内会の研究』御茶ノ水書房、1989年)。広原によれば、神戸市は、市民によるまちづくりを通じてインナーシティ再生を積極的に推しすすめる先進的自治体ということになるだろう。

しかし私は、神戸市の市民参加を全体としてみるならば、市政をそれぞれの立場や利害関係から評価する地元の住民諸組織の代表や経済界、労働界の代表、そして学者など、少なくとも市政に批判的でない人々が主体となっていることから、翼賛的な性格を有しているのではないかと思っていた。すなわち神戸市の市民参加は、市民の内発的エネルギーを上から統合する「神戸型コーポラティズム」ともいべきものであった。

さらに神戸市の都市経営は、早晚、破綻するのではないかと危惧していた。なぜなら、住民の意思やニーズと乖離した都市官僚主導による市政・都市経営は、高い地価上昇、経済成長、人口増大を条件にしていたからであった。それは、現在の神戸空港の赤字と民間売却への模索、地下鉄湾岸線の赤字、外郭団体の赤字と統廃合、そして人口減少とゼロ成長、失業者や生活保護者、非正規雇用の増加など、神戸経済や社会の衰退にあらわれている。

神戸市政・都市経営の開発手法は、戦前からの植民地的都市開発の経験や技術、ノウハウを引き継ぎ「山を削り海を埋め立てる」大土木工事を実験してきた。この大規模開発を構想し実践したのが、戦前の内務官僚であり元神戸市長・原口忠次郎（1949-69年在任）や、戦前の技術官僚であり初代の埋立事業部長・局長の宗宮義正らであった。原口忠次郎は、植民地満州の都市計画や鴨緑江ダム開発を手掛け、宗宮義正は植民地釜山の港づくりの技術や経験を有していた。植民地の朝鮮や満州では、国内で出来なかったことを実験でき、新しい技術や知識、ノウハウを蓄積することができた。

これらを検証した拙著『神戸都市財政の研究』は、中井久夫（神戸大学名誉教授、医学博士、訳詩家、芸術療学会賞、読売文学賞、毎日出版文化賞、文化功労者）からも注目された。「池田清

さんの『神戸都市財政の研究』という本を読んだのですが、この中に神戸市の幹部には植民地官僚の考え方が影響している、と書かれている。そう言われればなるほどと分かることが多くあります。後藤新平が台湾総督府にいたとき、文武両備で支配したというのですが、当たりのいい言葉と強い力で押していく感じがいまの神戸の行政にはありますね。後藤新平は原口忠次郎神戸市長の植民地開発の先輩でもあります。原口さんが満州でやった都市経営というのは、農民から安く土地を買って道路をつけ、都市をつくって土地を高く売る、こうした手法で満州全土に道路をつくっていく。これはまさに神戸のデザインです。このロジックがどこまでいくか」（中井久夫『戦争と平和 ある観察』人文書院、2015年、初出『WAVE117』創刊号、鹿砦社、1997年）。

「山を削り海を埋め立てる」大土木工事は、地域の地質、植生、生態系を無視し、大地震の予測等の情報を軽視した反自然的な開発であった。また環境破壊の都市開発の過程は、「スクラップ・アンド・ビルド」の「効率」優先のまちづくりであり、インナーシティ問題を引き起こす誘因となった。このような植民地型の開発優先のまちづくりが、阪神淡路大震災において、多数の犠牲者を出すという大惨事を招くことにつながったのではないか。

## II 大震災の復興政策と都市づくりの問題

さらに問題は、大震災復興の過程においても、再び「山を削り海を埋め立てる大土木工事の実験場」を継続しつつ、神戸空港や巨大なビルとマンションの聳え立つ墓石のような景観が生み出されていることである。復興において、住まい、店舗、事務所、工場など暮らしの基盤を奪われた被災者は、憲法第13条「個人の尊重と幸福追求権」、第25条「生存権」などを根拠に、国の責任によって「個人補償」（300-500万円程度の現金）を求めた。だが国や被災自治体である兵庫県、神

戸市は、「私有財産制度のもとでは認められない」「論理の飛躍がある」などと否定的であった。

むしろ神戸市は、15 m水深バースを中核とする港湾計画（1995年2月）や再開発事業と区画整理事業の都市計画を住民の反対を押し切って強行し（1995年3月）、神戸空港の是非を問う住民投票条例制定の30万人以上の住民の請願を無視して神戸空港建設を推進した。その結果というべきか、被災者の生活と生業の再建が困難となり、定住人口は回復せず減少傾向が継続し、少子高齢化の進行と地場産業の衰退や崩壊が続いている。その一方で、先端医療システムなどサービス経済開発重視の方向性が継承されるとともに、物流・人流の通過道路が整備され、「通過人口」「先端医療開発システム」「商品市場開発」に便利な街として位置付けられている。また、ゼロ成長の時代にもかかわらず、高い経済成長を前提ないし目的とした神戸空港整備や復興都市再開発事業など無理な開発政策のため、赤字経営が続き将来の住民負担が増大することが懸念されている。このような神戸経済の閉塞と市民生活の困窮を打開するものとして、神戸医療産業都市や都心三宮の大規模再開発計画、そして航空・宇宙産業を神戸の基幹産業に位置づける（神戸市「2020年神戸ビジョン」）という動きが出てきている。

大震災の復興のシンボルと位置づけられた医療産業都市は、地域に密着した医療よりも外国富裕層のための先端医療を重視している。医療産業都市は、アメリカのように医療や保険を民間営利会社に委ね、日本の国民皆保険制度など憲法で保障された生存権を基調とする社会保障制度を解体させる突破口の道を開き、貧困と格差を拡大させる危険性をもっている。また三宮大規模再開発は、大量集客を目的とした阪急やJR西日本の駅前再開発高層ビル建設にともなう都市基盤整備を神戸市が担当する計画ともいえるもので、三宮中心街の旧商店街や新長田、六甲など副都心の商店街に打撃を与え、大きな財政負担となる危険性を有している。さらに航空・宇宙産業は、戦闘機、ミサイル、監視衛星や通信衛星の配備など、情報収

集・通信のための現代版軍需産業の危険性を有している。

これは、戦前の神戸のたどった軍需産業の延長線上にあるのではないかと疑問なしとしない。なぜならもともと神戸港（戦前は重要な軍事港）と軍需関連産業を有する神戸は、戦前の日本の国是であった富国強兵・殖産興業の最先端都市であったからだ。だから米軍の『戦術任務報告』も、「神戸は、人口100万を有する日本で6番目の大都市であるだけでなく、敵の最大の港であり、輸送の拠点である。神戸の造船所は（略）これらの重要な輸送施設により、神戸では鉄鋼、鉄道車両、機械、ゴム、兵器といった基幹産業の工場が密接に結合している」（神戸港における戦時下朝鮮人・中国人強制連行を調査する会・宮内陽子『アジア・太平洋戦争と神戸港——朝鮮人・中国人・連合国捕虜』みずのわ出版、2004年）と記していた。そのため米軍の爆撃的とされ、神戸大空襲で戦災家屋約14万戸、罹災者約53万人、死者約7千人もの被害を出した。この空襲では、非戦闘員であるお年寄り、女性、子ども、中国人・朝鮮人も犠牲になっている。

戦前、神戸は、1877年の西南戦争における明治新政府の兵たん基地となり、海陸軍兵や軍艦が来神し食料や軍需品などが流通し活況を呈する。さらに1894-1895年の日清戦争、1904-1905年の日露戦争の軍需で経済が活性化する。この時期の主な産業は、造船、製鉄、ゴム、樟脳、マッチ、製茶、紡績、鉄道、貿易、海運で近代的企業に担われ貿易も伸長していく。また第一次世界大戦（1914-1918年）を契機に貿易額が大きく伸び、1913年には全国第1位となる。1920年代半ば頃から1930年代にかけて造船、鉄鋼、機械など軍需の関連産業が神戸経済を牽引することになる。それは、1931年の満州事変、1937年の盧溝橋事件、1940年の太平洋戦争へ突き進む戦争経済の時代の産物でもあった。

以上の過程は、表1のように、軍需の関連産業である金属・機械器具・化学工業の生産額が、1910年の20,700千円（34%）から1940年の

表1 産業別生産額と構成比

	金属	機械	化学	食品	紡績	その他	総額
1910年	441 (1%)	775 (1%)	19,484 (32%)	11,091 (18%)	9,170 (15%)	19,231 (23%)	60,192
1920年	1,774 (1%)	117,295 (37%)	45,546 (14%)	37,442 (12%)	35,894 (11%)	82,468 (25%)	319,526
1930年	59,074 (18%)	130,348 (39%)	53,855 (16%)	52,341 (16%)	13,141 (4%)	73,384 (17%)	335,033
1940年	98,435 (14%)	178,550 (26%)	264,202 (39%)	61,729 (9%)	30,092 (4%)	633,091 (8%)	680,374
1950年	22,766 (37%)	13,386 (21%)	3,400 (5%)	7,986 (13%)	2,198 (4%)	12,608 (20%)	62,344
1960年	88,471 (25%)	105,450 (29%)	15,791 (4%)	77,239 (22%)	8,170 (2%)	63,421 (18%)	358,542

単位) 1910-40年は千円, 1950-60年は百万円 出所) 神戸市「神戸市統計書」各年版より作成

注) 1910年の金属は鋳物・金属器具, 機械は造船・機械, 化学は燐寸・燐寸軸木・燐寸小函・樟脳, 食品は精穀・精粉・製茶, 紡績は製糸・製布のそれぞれの合計。1920年の金属は金属精錬・金属製品・製鋼, 機械は造船・機械・器具, 化学は燐寸・燐寸軸木・燐寸小函・樟脳・護膜, 食品は製糖・精穀・精粉, 紡績は紡績・織物・シャツ・洋服のそれぞれの合計。1950年の金属は第一次金属・金属製品, 機械は機械製造・電気機械器具・輸送用設備, 化学は化学工業のそれぞれの合計。1960年の金属は鉄鋼・非鉄金属・金属製品, 機械は機械製造・電気機械器具・輸送用設備, 化学は化学工業, 紡績は紡績・衣服などのそれぞれの合計。

541,187千円(79%)へ増加していることにある。それに対して, 生活文化産業の食料品・紡績工業は, 同年の20,261千円(33%)から同年の91,821千円(13%)へと減少している。つまり軍需産業は, 民需産業を圧迫し犠牲にすることで発展したともいえる。そして, この時代に形成された産業構造が, 現代に至るまで神戸経済の基本的構造をかたちづけている。

神戸が軍需産業を有していることは, 表2のように, 平成26年度の防衛省との契約高上位10社のうち, 神戸ゆかりの企業である三菱重工業や川崎重工業, 三菱電機が入っていることから明らかであろう。とくに三菱重工業神戸造船所は, 潜水艦の建造・修理と原子炉設備の製造, 川崎重工業神戸工場も潜水艦の建造・修理をしている。さらに神戸は, 救護飛行艇USIの製造・修理している新明和工業甲南工場, 海上自衛隊阪神基地(掃海艇2隻, 大型船が接岸できる岸壁, 隊員約200人), 大型航空母艦が接岸可能な岸壁(水深14メートル以上)10バースも有する神戸港がある。

安倍政権は, 原発再稼働, 原発の輸出, オリンピックのお祭り騒ぎ, そして個人の尊厳と人権を保障する立憲主義と民主主義を蹂躪してまでも秘密保護法や戦争法(安全保障関連法)を強行した。いうまでもなく戦争法は, 集団的自衛権の行使を認め, 外国軍隊の武力行使と一体となる後方

支援など憲法9条に違反するものである。さらに武器輸出の事実上の全面解禁, 災害対策を名目にした緊急事態条項を導入する憲法改正が目論まれるに至っている。神戸においても, 国は, 防衛や外交は国の専管事項であるとして, 地方自治体が介入すべきでないという「非核神戸方式」の無効化への働きかけをおこなっている。

神戸市長は, 市会決議の「非核神戸方式」を尊重すると言明しているが, 5月3日の護憲市民集会への後援を拒否している。憲法を守る市民の集会を「憲法について政治的意見が分かれているから後援できない」という。「安全保障関連法制(戦争立法)についても, 兵庫県知事(井戸敏三)は「地方自治体の首長が言うべきでない」, 神戸市長(久元喜造)も「国会で審議し国会が判断するもの」として態度表明を避ける(神戸新聞2015.9.11)。安倍政権と国会の多数派の意向を忖度する姿勢が垣間見られる。このような動きは, 戦前の神戸のたどった軍事港化と軍需産業化という危険をもたらさずにはおかないであろう。

### III 「神戸研究」の課題 ——植民都市神戸——

以上のような軍事都市的性格を有する神戸は, 植民都市を起源として急速に近代化した都市という歴史的過程からつくりだされた。かつて私は,

表2 平成26年度中央調達の実績の契約相手方別契約高順位表（上位10社）

	契約相手方	件数	金額	比率 (%)	主な調達品	過去5カ年間の順位				
						25	24	23	22	21
1	三菱重工業	213	2,632	16.7	戦車, 護衛艦, 魚雷等	1	1	1	1	1
2	川崎重工業	156	1,913	12.2	潜水艦用発電機, 哨戒機等	3	3	2	3	3
3	日本電気	287	1,013	6.4	野外通信システム, レーダー	4	2	4	4	4
4	ANAホールディングス	1	928	5.9	特別輸送機	—	—	—	—	—
5	三菱電機	118	862	5.5	地对空誘導弾等	2	4	3	2	2
6	IHI	20	619	3.9	ガスタービン機関	5	9	7	9	14
7	富士通	128	527	3.4	防衛情報通信基盤	6	8	5	6	5
8	東芝	70	467	3.0	電波監視装置, 地对空誘導弾	8	7	6	11	9
9	小松製作所	34	339	2.2	対戦車りゅう弾	7	10	8	7	6
10	三井造船	8	319	2.0	潜水艦救難艦, 機雷処分弾薬等	110	261	220	197	7

出所) 防衛省ホームページ「契約に係る情報の公表」(中央調達の実績)より作成

『神戸都市財政の研究』において、1970-90年代にかけて展開された神戸市政・都市経営を植民地型都市開発と位置づけて検証してきた。これからは、近代都市神戸が植民都市という性格を有するという新しい視点で、都市神戸を批判的に検証したいと思っている。

この視点を継承・発展させるべく、これからは、神戸が、植民都市でありつつ近代的都市であるという両義的性格を有するという新しい視点で、近代以降の都市神戸を批判的に検証したいと思っている。もともと植民都市の概念は、イギリスの都市学者 R. ホームが打ち出したもので、「全ての都市はある意味で植民都市である」(R. ホーム『植えつけられた都市——英国植民都市の形成』布野修司・安藤正男監訳、京都大学出版会、2001年)というテーゼである。「都市は、巨大な権力が目的を達成するために、特定の場所に拠点を設け、そこに目的達成のための施設を建設するなかで形成されたのである。そうした意味で、植民都市は、都市の本質を露わにする都市である。重要なのは、植民都市という概念が二重の権力関係、支配-被支配関係を含んでいることである。すなわち、都市と農村との支配-被支配関係のみならず、宗主国と植民地、あるいは、ある社会と別の社会との支配-被支配関係の二重の関係において植民都市は成立する」ことである(布野修司「植えつけられた都市」布野修司編著『近代世界システムと植民都市』京都大学学術出版会、2005年)。

この植民都市は、F・ブローデルが指摘した植民地主義、帝国主義に起源をもつ。ブローデルによれば、「世界経済の中心には、常に、強大で、攻撃的かつ特権的な、力動的で恐れられると同時に崇められる、例外的な国家が存在する」という。「15世紀のヴェニス、17世紀のオランダ、18世紀から19世紀における英国がそうだ。今日、それはアメリカである。……暴力を振るうことをためらわなかったのがこうした大国である。だから我々はためらうことなく、またアナクロニズムを怖れず、植民地主義そして帝国主義という用語を用いるのである」(Braudel, F. (1984) *Civilization and Capitalism 15th-18th Century*, Vol. 3: *The Perspective of the World*. London: Collins. (R. ホーム『植えつけられた都市——英国植民都市の形成——』布野修司・安藤正男監訳、京都大学出版会、2001年)。

近代以降の植民都市神戸は、米国の東インド艦隊司令長官ペリーが1853年に横須賀市に上陸し、武力を背景に強く開国を江戸幕府にせまったことから始まる。その後の1858年の日米修好通商条約で、函館、新潟、横浜、神戸、長崎の5港の開港が決定された。また同条約は、米国人の居留権と完全な領事裁判権を認めるなどの治外法権を内容としていた。

欧米列強による植民地状況をあらわす不平等条約の一つが外国人居留地 (foreign settlement) である。「日本の居留地 (租界) は、最初、列強

の日本侵略の基地として出発したが、列強の対アジア政策、アジア情勢の変化にともなう、日本国内的には、神戸、横浜、長崎に集中されていったし、さらに、これらが列強をはじめ日本のアジア侵略の基地として変化していった。日本の神戸、横浜、長崎を米、英の艦船基地として、また商社の本店、支店を設置してアジア、朝鮮、中国への進出を図った。とくに「神戸居留地は、日本の上海といわれるほど、居留地の中でも最大規模の居留地として、欧米列強の朝鮮、中国への侵略基地の役割を果たした」（高乗雲『近代朝鮮租界史の研究』雄山閣、1987年）。

明治新政府は、関税自主権の確立と治外法権撤廃などによる国家独立を達成すべく富国強兵政策を進めるが、神戸はこの政策のもとで外国貿易と造船、鉄鋼、化学など軍需産業とともに成長していく。これらは、神戸が日本国家による朝鮮や中国などの植民地化と侵略の兵たん基地の役割を担っていく過程でもあった。日本の近代化、文明化は、日本の支配層の西欧列強による植民地主義、帝国主義の脅威に対する不安と葛藤、その裏返しとして西欧列強からの「模倣と学び」による朝鮮、台湾、中国などアジアに対する植民地主義、帝国主義の支配と抑圧をすすめていく両義的性格を有していた。日本の近代化、文明化は、後発国日本の資本主義化を推し進めてきた日本の支配層が、西欧列強の植民地主義、帝国主義の支配と抑圧の脅威に対する不安と葛藤、そして西欧列強に追いつくために西欧列強からの「模倣と学び」による、朝鮮、台湾、中国などアジアに対する植民地主義・帝国主義の支配と抑圧をすすめていく両義的構造に規定されていた。政府直轄の神戸港と居留地をもつ神戸も、西欧列強による日本の植民地化と民族支配の手段としてだけでなく、日本国家による新たな植民地主義・帝国主義の最前線基地としての役割を担ってきたのである。

と同時に、開港場と居留地（租界）をもつ神戸は、西欧文明の日本への上陸地点であり文明開化の発信地でもあった。居留地は、神戸の経済や市民生活、文化そしてまちづくりに大きな影響を与

えて来た。神戸の企業家や市民は、西欧先進諸国の技術や生活、文化に直接ふれる機会をもち学び合うなかで、新たな生活文化や生活文化産業を育てていった。だがその文明化、近代化とは、神戸の英字新聞社「クロニクル」の記者として神戸で暮した小泉八雲（ハーン）によれば、「浅俗な英米風、下らぬ流行、金をかけた暮し、気どり、虚栄」（エルウッド・ヘンドリック宛）（『小泉八雲作品集第7巻 東の国から・心』平井呈一訳、恒文社、1964年、711頁）の渦巻く世界でもあった。居留地は、神戸の経済や市民生活、文化そしてまちづくりに大きな影響を与えて来た。たしかに近代の神戸港は、それまで栄えていた兵庫津ではなく、新港といわれる旧生田川の川尻であったし、居留地も人が住まない畑地や砂地のニュー・フロンティアにふさわしい土地であった。近代都市神戸は、植民都市として位置づけて検証することでその本質が解明されるであろう。

## おわりに

今、憂うべきことは、人々に三猿の生き方を強いる社会がつけられようとしていることである。それは、権力者の「依らしむべし、知らしむべからず」の策動にあらわれている。国谷裕子は、NHK「クローズアップ現代」のキャスターであったが、2016年3月に降板した。この背景には、安倍政権のメディアへの威圧や、それを付度するメディアの権力への迎合、自主規制があったのではないか。「国境なき記者団」（本部パリ）が発表した「2016年の世界各国の報道の自由度ランキング」でも、日本は2010年の11位から2016年の72位に落ち込み、言論・表現の自由、国民の知る権利の著しい後退がすすんでいる。国谷は、政治や社会の少数派、異質なものの排除が進んでいく「同調圧力」が強まるなかで、「メディアまでが、その圧力に加担するようになってはいないか」と危惧し、インタビューの姿勢について次のように述べている。

「社会が複雑化し、何が起きているのか見えに

くくなるなか、人々の情報リテラシーを高めるためにも、権力を持ち、多くの人々の生活に影響を及ぼすような決断をする人物を多角的にチェックする必要性はむしろ高まっている」。そのためにも「批判的な側面からインタビューをし、そのことによって事実を浮かび上がらせる、それがフェアなインタビューではないだろうか」、「キャスターの仕事は疑問を持ち続け、問いを出し続けることであった」（国谷裕子「インタビューという仕事」岩波書店『世界』2016年5月号）。これは、インタビューの姿勢だけでなく、学問についても言えるのではないだろうか。

学問は「常識」を疑うこと、つまり批判的視点から始まり、異なる視点から「常識」を問い直し批判することにより本当の事実があらかになり、また新たなことがらが発見される。私は、『神戸都市財政の研究』において神戸市の都市経営の源流を「植民地型都市開発」と位置づけて神戸市政・都市経営を検証した。この視点を継承発展させ、都市神戸そのものが、植民都市という性

格と近代的都市という性格を併せ持つ近代的植民都市ではないのか。そのような視点から、いままでの「神戸論」の「常識」を批判的に検証したいと思っている。いままでの神戸研究は、植民都市という視点から論じたものは皆無に近い。その意味で私の試みは、「誰も書かなかった神戸論」と言えるのかもしれない。

#### 注

- 1) 2014年1月に長崎県新上五島町立奈良尾中3年の松竹景虎（当時15歳）が自殺した。自殺検証の第三者委員会は、同級生全員の聞き取りから、この学級には「目立つとよく思われない」という独特の空気があったと述べた。松竹君は3年の夏休みの宿題で「空気」と題する作文を書いていた。「いじめの原因は何かを伝えよう。それは『空気』だ。いじめをしなければ自分がやられてしまうという空気」「いじめの加害者・主犯格でさえ空気によって動かされているのだ」（『『空気』見過ごした学校『毎日新聞』2016年1月26日）。

（いけだ きよし 所員 神戸松蔭女子大学）

# 基礎研自由大学院大阪第三学科の歩み、 その成果と課題

高田 好章

基礎研自由大学院大阪第三学科 39 年間 729 回に渡るゼミの歩みを振り返り、学科名と古典と現代物による月 2 回ゼミの原型が 1975 年に設立された夜間通信研究科のカリキュラムにあり、これまで学んできたこと、出版により労働者研究者としてゼミ参加者が成長してきたこと、活動を支える事務局など、働きながら学ぶ経験を綴り、今後の課題を探る。

## はじめに

基礎研自由大学院に集うゼミのひとつとして、39 年目という長い歩みを続けている大阪第三学科（金融・流通・協同組合論学科）の活動をこの機会に振り返り、その成果と課題をまとめ、ここに記します。これまでも次のように数度にわたり当学科の報告をしてきました。

① 高田好章の執筆によるもの：

- ・「『投稿 基礎研運動と私』働きながら研究交流できる場として」（『経済科学通信』臨時増刊 25 周年記念号、1993 年 6 月）
- ・「基礎研だより 金融流通協同組合論学科（大阪）〔大阪第 3 学科〕の紹介」（『経済科学通信』第 90 号、1999 年 7 月）
- ・「働きつつ学ぶ権利と「基礎経済科学研究所自由大学院」の経験 自由大学院（旧称：夜間通信研究科）に参加して考えたこと」（『経済学教育』第 19 号、2000 年 4 月）
- ・「『格差社会の構造』を通過点として——大阪第三学科で学んで——」（「勤労・実践を捉えかえす学び（14）」『経済科学通信』118 号、2008 年 12 月）
- ・「基礎研と共に“働きつつ学ぶ”ことを実践して」（『経済科学通信』第 123 号、2010 年 9 月）

② 小野満さん（当学科唯一の第 1 回から現在までの参加者）の執筆によるもの：

- ・「『ゼミナール』の大切さと楽しさ」（「勤労・実践を捉えかえす学び（7）」『経済科学通信』110

号、2006 年 6 月）

今回の報告では、上記報告を踏まえ、その後の成果と課題を加えて綴ることとします。

## I 学科の経緯と取り上げてきた テキスト

当学科は、1977 年 10 月 20 日に第 1 回を開催し、2002 年には開講 25 周年を乗り越え、2005 年 11 月 30 日に第 500 回を数えて、2016 年 5 月 25 日には第 729 回目を終えたところです。ゼミの開催場所は学科名にあるように大阪市の中心部、開催は月 2 回、開講当初は一週間の仕事が終わる週末の土曜日に行っていましたが、週 5 日制が中小企業にも広まった 1990 年ごろには週日に変わり、その 3 年後には第 2・4 水曜日に定着し、現在も踏襲しています。週末土曜日がゼミ開催であったころ、中小企業に勤め土曜日勤務を終えてゼミに出席した私に対して、大企業勤務の方が休日のスポーツを楽しんだ後、ゼミに参加されていたことを思い出します。ゼミで取り上げるテキストは、月前半は現代物、月後半は古典という、かつての基礎研夜間通信研究科の設立当初からの学科開催形態を踏襲している唯一のゼミで、ゼミ名に「学科」と入る所以となっています。

1975 年 10 月に発行された『経済科学通信』第 13 号は、「基礎経済科学夜間通信大学院」設立の特集号となっていて、「基礎経済科学夜間通信大学院カリキュラム」（同誌 40・41 頁）には学科編

成として、「1) 技術・産業論学科、2) 自治体論学科、3) 金融・流通・協同組合論学科、4) 労働・農民運動論学科、5) 社会構成体発達史論学科」が並べられ、さらに第6学科として世界経済論が予定されていました。当学科の名称に「第三学科」と「三」がはいるのは、このカリキュラムに由来しています。現在、自由大学院のゼミでこの数字が入る学科として残っているのは、当学科の「大阪第三学科」と「大阪第五学科」の2つのみで、それ以外のゼミ名は専攻研究名になっています。この1975年カリキュラムには研究教育の方法として、「月2回の講義、月2回のゼミナール(古典学習と専攻別研究)」が明記され、次の頁には詳細な「資本論・帝国主義論講義計画」と「ゼミナール実施計画」の中にそれぞれ18回の学習内容が詳しく記載されています。これが、当学科で月2回、テキストに古典と専攻別研究という現代物を取り上げてきたゼミナールの原型であります。この設立特集号の3年後の1978年9月に発行された『経済科学通信』23号では、「働く者の経済学研究と夜間通信研究科」特集において、名称が「大学院」から「夜間通信研究科」に変わってはいますが(「大学院」という名称が使えなかったと聞いています)、この3年間の活動が書かれています。ここでは夜間通信研究科第1期生である1977年秋修了者12名の論文一覧が掲載され、また学科案内として上記5つの学科の活動が紹介されています。ここに記されている「金融・流通・協同組合論学科」の欄を読むと、使用したテキスト名や議論内容が当学科の内容とは異なっているため、おそらく京都の第三学科の事が書かれているのではないかと推測します。すでにその1年前に大阪第三学科が発足しているのですが、なぜ京都だけの記載なのか、この学科紹介記事に執筆者名がなく確かめようがありません。

このように、当初は京都ゼミナールと大阪ゼミナールとの2つの第三学科があったのですが、いつしか大阪だけになっています。私が記憶している限りでは、1986年頃には京都第三学科も活動していましたが、当時両ゼミナールの参加者が話

し合いをしたことも覚えています。

このように古典と現代物のテキストを取り上げてきましたが、それだけでなく時には参加者の個人研究報告も行っています。後述するように当学科による出版の執筆時期には論文構想や原稿の発表を頻繁に行っています。ゼミ発足当初から京都の大原や奈良の飛鳥などで合宿を度々おこなっていて、出版時期には関西大学等の宿泊施設などに原稿を持ち寄って合宿を行いました。近年は春・秋に景勝地へのハイキングが恒例行事となっていて、昨年は京都の三室戸寺と宇治の平等院を歩き、今年春は天野山金剛寺と檜尾山歎心寺を訪れました。

当学科には当初から様々な職種の仕事に付いている人々が集い、多いときは10名、通常5～8名が毎回参加し、ゼミ参加20年から30年以上の人たちから最近入られた人まで様々な人たちが報告・討論を行っています。これまで幾人もの大学院生が参加され巣立っていかれましたが、主要なメンバーは労働現場で働き、また働いてきた人たちであって、専門職研究者ではなく、労働者研究者という人たちです。学科指導には、当初から現在まで森岡孝二先生が担当していただいております。ただし、1995年ごろから森岡先生が忙しくなり、開講20年目を迎えんとするそのころ、経験あるゼミの参加者だけで十分ゼミ討論などのゼミ運営できるとの森岡先生の助言もあり、それ以降の当学科は通例ゼミ参加者のみが集まり活発に議論しています。

学科で取り上げてきたテキストは以下のとおりです。

①古典：レーニン『帝国主義論』、ヒルファディング『金融資本論』、マルクス『経済学批判要綱』および『資本論第1～3巻(現在3周回目の途上です)。詳細は以下のとおりです。

文献名	開始日	終了日
『金融資本論』	1977.11.3	1978.11.18
『帝国主義論』	1978.12.16	1979.4.28
『資本論』第3巻	1979.11.1	1982.5.8
『帝国主義論』	1982.11.6	1983.6.4

『資本論』第3巻	1983.12.3	1985.3.9
『資本論』第2巻	1985.4.20	1987.3.14
『資本論』第1巻	1987.4.18	1990.9.28
『金融資本論』	1990.11.6	1993.7.7
『経済学批判要綱』	1993.12.1	1997.5.28
『金融資本論』	1997.9.24	1999.11.24
『資本論』第2巻	2000.2.23	2002.5.22
『資本論』第3巻	2002.6.26	2008.3.26
『資本論』第1巻	2008.4.23	2012.4.2
『資本論』第1部未定稿 「第6章 直接的生産過程の諸結果」	2012.6.27	2013.1.23
『資本論』第2巻	2012.5.23	2016.5 ※

※現在、第21章3節まで終了、6月後半ゼミで2巻終了予定。

※続いて第3巻を予定。

## ②現代の諸文献

鳥恭彦『インフレーション』, 山田喜志夫『現代インフレーション論』, 野村秀和『現代の企業分析』, 敷田礼二・近藤禎夫『原価公開』, 谷田庄三『現代日本の銀行資本』, 水津雄三『日本中小零細企業論』, 森岡孝二『独占資本主義の解明』, 中村静治『戦後日本の技術革新』, 川合一郎『資本と信用』, 鳥恭彦『財政学概論』, 渡辺陸『80年代の中秋企業問題』, 井上・宇佐美『危機における日本資本主義の構造』, 妹尾明『現代日本の産業集中』, アダムス『アメリカの産業構造』, ブルーストン・ハリソン『アメリカの崩壊』, 上田慧『転換期のアメリカ企業』, 『昭和61年労働白書』, 宮崎義一『現代資本主義と多国籍企業』, 久留間他『現代経済と金融空洞化』, 宮崎義一『ドルと円』, 伊藤誠『世界経済の中の日本』, 渡辺治『「豊かな社会」日本の構造』, 古沢友吉『現代資本主義論への道標』, 熊沢誠『日本の経営の明暗』, 奥村宏『法人資本主義』, フッチニ『ワーキング・フォー・ザ・ジャパニーズ』, ショア『働きすぎのアメリカ人』, エリティエ『オルタナティブエコノミーへの道』, アグリエッタ『資本主義のレギュレーション理論』, 経団連『新時代の「日本の経営」』, 海野八尋『日本経済はどこへ行く』, 北原他『現代資本主義をどう視るか』, 山本孝則『不良資産大国の崩壊と再生』, 大概久志『「金融恐慌」とビックバン』, 基礎研『新世紀市民社会論』, 都留重人『日本の資本主義』, ストレ

ンジ『マッドマネー』, 池上・森岡『日本の経済システム』, 奥村宏『株式会社はどこへ行く』, セン『不平等の再検討』, 西川潤『人間のための経済学』, 長島誠一『戦後日本の資本主義』, ジェイコブス『経済の本質』, 福島清彦『ヨーロッパ型資本主義』, ロナルド・ドーア『日本型資本主義と市場主義の衝突』, 北村洋基『情報資本主義論』, 飯盛信男『サービス産業』, 小林真之『金融システムと信用恐慌 信用秩序の維持とセーフティ・ネット』, 齊藤正『戦後日本の中小企業金融』, 鶴田満彦編著『現代経済システム論』, 吉田傑俊『市民社会論 その理論と歴史』, 二宮厚美『ジェンダー平等の経済学』, 大谷禎之介編『21世紀とマルクス 資本システム批判の方法と理論』, D. ハーヴェイ『新自由主義』, 森岡孝二『強欲資本主義の時代とその終焉』, 涌井秀行『戦後日本資本主義の根本問題』, 村岡俊三『グローバルイゼーションをマルクスの目で読み解く』, 有井行夫『株式会社の正当性と所有理論 新版』, デヴィッド・ハーヴェイ『資本の〈謎〉世界金融恐慌と21世紀資本主義』, 姉齒暁『豊かさという幻想—「消費社会」批判』, 森岡孝二『過労死は何を告発しているか—現代日本の企業と労働』, 若森章孝『新自由主義・国家・フレキシキュリティの最前線—グローバル化時代の政治経済学』, 鶴田満彦『21世紀日本の経済と社会』, 高田太久吉『マルクス経済学と金融化論』, 松尾匡『この経済政策が民主主義を救う—安倍政権に勝てる対案』

以上は、第1回から現在までの主要なテキストの抜粋です。

## II 学科活動による出版

39年目となるゼミ活動の中で、森岡先生の強い働きかけと熱意ある指導によって、これまでに学科参加者を中心に執筆した本を以下の4冊出版してきました。

・森岡孝二編『勤労者の日本経済論—構造転換と中小企業』法律文化社 1986年

・森岡孝二編著『現代日本の企業と社会——人権ルールの確立をめざして』法律文化社 1994年

・森岡孝二編著『格差社会の構造——グローバル資本主義の断層』桜井書店 2007年

・森岡孝二編『貧困社会ニッポンの断層』桜井書店 2012年

基礎研夜間通信研究科の参加者が集って最初に出版したのが、第二学科（自治体論学科）による『地域のなかの公務労働』1981年です。当学科による『勤労者の日本経済論』がそれに続く第2弾であって、基礎研が目標としていた労働者研究者を育てるということの2つ目の出版による成果ということが言えます。今回古い資料を調べていましたら、当学科による「ミニ通信」が出てきました。すっかり忘れていたのですが、1982年5月に創刊号、1982年9月に第2号が出ています。私を含めゼミ参加者が手書きで論文を書いたコピー版ですが、森岡先生はその巻頭で第二学科に学んで当学科の出版プロジェクトの実行を宣言されています。このような試みによって1986年に『勤労者の日本経済論』が出来上がったことを改めて知ることとなりました。2007年の『格差社会の構造』出版の時には、主要執筆者の年齢からこれが学科最後の出版だと話し合っていたのですが、基礎研40周年出版助成に手を挙げることとなり、続編である『貧困社会ニッポンの断層』を2012年に出すことができました。

また、当学科開講25周年の記念誌『変化のなかの企業と社会』を2003年に自費出版で出しています。この時の自費出版後に、森岡先生からそのままではもったいない、きちんとした本にしようと声がかかり、それがその後の『格差社会の構造』の出版につながりました。

これらの本をもう一度眺めてみますと、その時代の経済情勢を反映した本となるだけでなく、執筆したゼミ参加者がその当時どのような問題に対応し、どのように考えていたのかが如実に描かれています。さらに、当学科がこれまで長く続けてきた要因をも知ることができます。ゼミで与えられたテキストを読みあい討論するという学習形式

だけではなく、自らが研究していることをゼミで発表し、さらに論文として執筆することによって、お互いのそれぞれの学びたい・知りたい・書きたい方向と目標を知り合うことが出来ます。さらにそこから集団学習のこれからの目標が出てきます。さらなる集団学習と参加者との目標が互いに近づくことで、ゼミへの求心力が高まりゼミ推進力が加速していきます。それが次第にひとつのテーマにまとまってくれば、ゼミで本を出版できる体制が徐々に出来上がってきます。このような流れの中で、上記の本を当学科の参加者が執筆し、出版することができました。もっとも前述しましたように、当学科を指導していただいている森岡先生の強いリーダーシップと参加者への熱い働きかけがなければ、出版という形で結実することはできなかったことは、強調すべきことです。

一般的にゼミに参加することの意義は、参加者の勉強範囲外の事をゼミで知ることができることです。つまり、他の参加者の学習したことや経験を聞くこと、ある問題で議論をすることで、自らの論理を検証し高めることが出来るだけでなく、これまでに知らなかった論文や文献・論争を知ることができ、また学界の現在の流れ・新たな潮流を知ることが出来ます。ゼミはいわば研究することに関する情報の窓口でもあります。一般的にとというのは、たとえば通常の大学でのゼミであればこれらのことは当然ありうることです。しかし、労働現場で働く人たちが集う当学科では、基礎研が掲げる「働きつつ学ぶ」をそのまま踏襲する人たちが集まっていることによって、それぞれが働いて得た現場感覚に基づいて発言し発表し議論を得たのち、執筆しています。ここに当学科の特異性があるのです。自らが所属する業界だけでなく、まったく状況が異なる他の業界を知ることが出来ることによって、それぞれが考えることが井の中の蛙にならずに、また学界の議論の流れをとり、日本の経済・世界の経済と働く現場とを広く深く見据えた形で考え研究し発表し、執筆してできたのが、これらの本なのです。

### III ゼミ活動にとって大切なこと

それでは、このようになぜ当学科が長年続くことが出来たのか、という問いに対して、いくつか思いつく項目を挙げてみます。

まずもって、もっとも大切なことは、当学科参加者の熱意です。「働きつつ学ぶ」ということに対する熱意がいつもゼミで議論をして感じる事が出来ます。いつでしたか、おそらく当学科が始まって10年目か15年目ぐらいだったころだと記憶していますが、私が仕事で遅れて会場にあわて着くと一人だけで待っていてくれました。そんな二人だけの時が2度ほどありましたが、二人だけではゼミにならないな、と言いつつながらも、それでも続けてきました。20年以上にわたり毎月2度の水曜日の夜に集まることを続けていると、それが日常生活の中に溶け込んで、集まるのが普通、という時間の流れが自然と出来上がってきたことも、続けていくことができた要因だと思われれます。何よりも先ほど挙げたゼミへの参加者の求心力が重要であり、続けていく推進力になっていることは確かです。

さらに学科におけるテキストの取り上げ方にも長く続けていける要因が見えてきます。それはかつての夜間通信研究科の開催形態を踏襲してきたことにあります。具体的には、毎月古典と現代物を交互に読んでいくという形です。特に古典に『資本論』を取り上げ、全3巻を読み終えるのに約7年から9年もの期間をかけ、その時々を経済情勢が変わる中、もう一度同じ箇所を読んだときに前とは違う形で文章をとらえることができるという、何度読んでも新鮮な議論が古典においてできるということに、参加者が粘り強く長く参加し続けてきた要因があります。驚くべきことは、参加者の方々の知識の広さと深さです。例えば『資本論』を読んでいて、これまでどのような論争がありその到達点をよく勉強されています。最新の『資本論草稿集』情報にまで議論が発展することがあります。古典だけではなく現代物を毎月テキ

ストとして読んでいることにも参加を促す要因があります。今何が起こり、それに対して世の中の識者がどのように理解し論じているのかを知る、ということは、とても勉強している人を引き付けます。取り上げる現代物のテキストはゼミ参加者が推薦しあって議論の末、次のテキストに取り上げます。常に新しい学説を学べる場所として、当学科の役割の一つになっていて、それが求心力にもなっています。なかなか一人では読み通せない本をゼミなどで取り上げてくれれば、何とか最後まで読むことができる、という経験は誰にもあります。これが特に古典にいえることであり、また現代物でも同様のものがあります。当然、古典と現代物を同時にゼミ参加者が読んでいることによって、知らず知らずのうちに、古典と現代との融合が頭の中で出来上がってきます。その意味でも労働の現場意識と上向してできた論理がつながっていくということになります。

ここに基礎研が50年近く前に夜間通信研究科を設立し、そのゼミの開催形態を最初に考え出された先見性が光り輝き、我々の学科の前途を照らして歩んできたのです。設立当初に奮闘された方々の思いの一端でも叶えることができたのではないかと信じています。

これまでの長い時間の中で常に当学科は門戸を開いてきました。基礎研に集う人やそれ以外の新しい人が順々に学科に参加され、新たな風が学科に吹くことによっても、推進力を再び得ることが出来ました。このように開講当初から参加されている人々だけでなく、その道の途中から参加された人々もいつしか当学科の顔と呼べるようになってきています。また学科参加者の中には、当学科を母艦として飛び立ち、基礎研の他のゼミや外部の様々な研究会に参加され他流試合の末、ひるがえって新たな種を母艦に着艦して、新たな議論をもたらす方々が多くおられます。

長く続けてくることができた重要な要因のひとつに、学科事務局の役割があります。開講当初から「ゼミ便り」を学科事務局が毎回発行しています。最初の学科事務局を担われた西田達昭さんか

ら仲野組子さんを経て、19年前の1997年4月からは今も私が学科事務局を担っています。西田さん時代は手書き版の手紙で、仲野さんの時代にハガキに変わり、私もそれを踏襲して今度はパソコンで開催日の前週金曜日付で「ゼミ便り」を作り学科参加者に届けています。前回ゼミの報告と討論の要約・お知らせ・次回以降の予定を、ところ狭しと7ポイントという少し高齢の方々には優しくない文字の大きさですが、紙面に収まるように書いています。「ゼミ便り」を月2回書いて届けるのは、当事者にはとても大変なのですが、手前味噌ですがこれが学科を続けていけるひとつだと自負しています。報告・討論の要約はまた書く方にとってとても勉強になります。さらにこの「ゼミ便り」を学科の門戸開放のひとつとして基礎研所内のメーリングリストに投稿して、基礎研の皆様へ活動を知っていただくとともに、私自身のホームページに大阪第三学科のサイトを作り、当学科の存在と活動を多くの人に知っていただく手段としても機能しています。このホームページには、ゼミ予定・これまでの開催記録だけでなく、さきほどの「ゼミ便り」も掲載しています。一度ご覧になってください（大阪第三学科のホームページ <http://ysweb.g.dgdg.jp/ytakada/kisoken/>）。

私は当学科発足の1年半後に参加しすでに38年間在籍していますが、すでにその前から参加された方々が現在も参加されておられます。私はそのような方々に引っ張ってもらいながら、働きの

がら今まで勉強を続けていくことができ、また数年前に職を退きましたが、さらに勉強を続けていくお手本のような方々とともに当学科に参加することは、とても幸せなことです。

当学科が700回目の時に参加者で記念写真を撮りましたが、その際はからずも1000回まで、との声が出ました。1000回目まであと何年？私を含め参加者が職を退いていきつつある、という事実は避けようありません。しかしながら、学科は新たな人を迎えることによって、次の歩みを進めることができます。巷では当学科と同様に働く人たちが学ぶ場として社会人大学院があります。しかしながら、これらの社会人大学院とは違って、「働きながら学ぶ」の人々、さらに「働き終わっても学ぶ」の人たちも含めて、基礎研のゼミにはずっと在籍することができ、学ぶ場として存在し続けることが出来るのです。社会人大学院が存在するという時代を先取りして、基礎研の夜間通信研究科が創設されたということも言えますが、常に学ぶ場として基礎研のゼミと当学科が存在することによって、逆にこのような時代の流れを乗り越える学ぶ場の在り方の一つの姿を、私たち大阪第三学科が示してきたといえます。私たちの学科だけでなく、基礎研の様々なゼミや研究会がこれからも存在し続けて、「働きつつ学ぶ」場として重要な位置を占めていくことを、これからも願っています。

（たかだ よしあき 所員）

# 損害保険産業における CSR と雇用・労働

松浦 章

「要約」CSRと雇用・労働では2つの視点からのアプローチが必要である。第一に企業が人間尊重の精神に反する行為を行っていないかという視点、第二にそれぞれの企業・産業が固有にもっている社会的役割を損なっていないかという視点である。雇用・労働問題を中心に、社会人研究者として直面する「研究と実践の統一」について考える。

## はじめに

私は32年間勤めた損害保険会社を54歳で退職し大学院に入学しました。損害保険業界のなかで起こっているさまざまな問題を論証し、労働現場に返したいという思いからでした。その決意を固めたのは2005年9月、郵政民営化選挙で小泉さんが圧勝した時です。当時は規制緩和と万能論の時代でした。規制緩和すればすべてうまくいく、雇用・労働もそうだと。しかし、労働現場で働いている当事者にとっては、到底納得のいくものではありませんでした。人員削減と異種雇用の拡大で職場はどんどんひどくなっていきました。

私たちが直面している「雇用の劣化」が「企業・産業の劣化」に、ひいては「社会の劣化」につながっているのではないかと。これが第一の「ラディカル」な問題意識です。そして、その研究過程で発生したのが2011年3月11日の福島第一原発事故でした。原発の安全神話がいくらふり撒かれようとも、動じることなくそのリスクを科学的に見すえてきたひとつが損保業界です。損保業界が安全神話に安易に流されなかったのは、リスクを的確に判断するという産業の性格からすればある意味当然のことと言えます。

しかし、原発事故の帰趨を見るとき、あらためてリスクマネジメントの視点から、今日的な「企業の社会的責任」を考える必要があるのではないかと。これが、第二のいわば「アクチュアル」な問題意識です。

## I 「企業の社会的責任 (CSR)」 論をめぐって

まず「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility; CSR)とは何かということです。一般的には、企業は利潤追求のみならず、社会の構成員として一定の責任を果たすべきだという考え方を言います。ところが、日本経団連は次のように言ってきました「CSRの具体的な内容については国、地域によって考えが異なり、国際的な定義はないが、一般的には、企業活動において経済、環境、社会の側面を総合的に捉え、競争力の源泉とし、企業価値の向上につなげることとされている」(「企業の社会的責任推進にあたっての基本的考え方」2004年)。また、経済同友会は、CSRは「『投資』である」と言います。「CSRは企業にとって『コスト』ではなく……社会ニーズの変化をいち早く価値創造へと結び付け、企業の持続的な発展を図るための『投資』」(「市場の進化と社会的責任経営」2003年)。

しかし、企業価値の向上をCSRの最優先の課題とするかぎり、その積極的な遂行は困難だと思います。利潤があがる場合には積極的に取り組むけれども、経済的な見返りが見られない場合には消極的になってしまう、あるいは撤退すると考えられるからです。

この考えを突き詰めるならば、フリードマンの考え方にゆきつくこととなります。ミルトン・フリードマンは、「企業は株主の道具」であり「企

業経営者の使命は株主利益の最大化」（『資本主義と自由』2008年、日経BP社）だと明言しています。この考え方に与することはできません。

私の見解は、企業の存在自体が社会的なものであり、企業には自己利益や法的な義務を超えた社会的な責任がある。ただ、環境や社会貢献といった付随的な問題にとどまらず、「根源的なCSR」を明確にし、それを追求すべきだというものです。そして、「根源的なCSR」とは、それぞれの企業・産業が固有にもっている社会的「役割」の発揮にあると考えています。銀行には銀行の、証券には証券の、そして生保や損保にも固有の社会的役割があるはずで、損保で言えば、補償機能やリスクマネジメントという損保固有の社会的「役割」をしっかりと果たすことこそが、損保産業に求められる「根源的なCSR」だということです。

そして、社会的「役割」をはたすうえでの不可欠の課題が、雇用・労働の問題だと考えています。

## II CSRと労働問題

雇用・労働の問題はCSRと深くかかわっています。EUでは雇用問題や働くルールがCSRの大きな柱となっています。一方日本の財界は、前述のとおりCSRの目的を「競争力の源泉」「企業価値の向上」に置き、雇用問題にはほとんどふれようともしませんでした。そればかりか、「企業価値の向上」のために「雇用破壊」を推し進めてきました。

CSRと雇用・労働問題との関係を明確にするには、私は具体的な2つの視点からのアプローチが必要だと思っています。

第一に、企業が労働者の権利侵害をもたらすなど、人間尊重の精神に反する行為を行っていないかという視点です。

第二に、企業が「根源的なCSR」、すなわち、それぞれの企業・産業が固有にもっている社会的役割を損なっていないかという視点です。

第一の視点ですが、今いたるところで「退職強要」や「追い出し部屋」など、無法な解雇が横行しています。問題はこれが、一部のブラック企業だけのことではないということです。名だたる大企業が、解雇のやり方をマニュアル化し、法の網をかいくぐっています。

損保もそうです。損保ジャパン日本興亜（株）という会社があります。2014年9月に合併し、現在日本で最大の損害保険会社です。同社はこの間、合併前から恒常的に希望退職者を募集してきました。しかし「希望」退職といいながら、水面下ではマニュアルにもとづく「退職強要」が繰り返行われてきました。「やめろ」とは言いません。ただ、「この会社であなたに働いてもらうところはあります」と言うのです。これほど、長く会社で働いてきた人間の誇りをふみにじる言葉はありません。まさに「人格権」の侵害です。

## III 「雇用の劣化」が「根源的なCSR」に抵触した事例

次に第二の視点、「雇用の劣化」が企業・産業の社会的役割を損なっているという問題です。もっともわかりやすいのは運輸サービス産業です。

鉄道を例に挙げれば、2005年4月25日に起こったJR西日本の脱線事故があります。民営化後18年間で36%もの人員削減を行い、無理な運行スケジュールで利潤追求を図る。ここに大事故発生の原因がありました。

今問題になっているのが高速ツアーバスの事故です。2012年4月に発生した、関越自動車道での事故の際、関西大学の安部誠治さんは、次のように警鐘を鳴らしました。「運輸事業のような何よりも安全の確保が求められる産業において、過度の競争が組織された場合、それは事業者によるコスト削減への誘因となる」「(労働集約産業であるバスやタクシー、トラック事業では)コスト削減はとりわけ人件費と車両コストの節約に集中的に現われている」(「高速ツアーバス事故 行き過

きた規制緩和の見直しを」『世界』2012年7月号、岩波書店)。

しかし残念ながら、2016年1月15日、軽井沢でまた大事故が起きてしまいました。

運輸サービス産業の場合は比較的わかりやすい。人命にかかわるからです。しかし、「雇用の劣化」によって社会的役割がはたせなくなっている状況は、多くの産業に共通して言えることだと思います。

もちろん損保業界も例外ではありません。損保では「雇用の劣化」が補償機能の低下につながるといった状況が生まれています。自動車保険の人身事故で、1人当たり担当する事故件数が多く、なかなか被害者面談ができないという実態です。人身事故対応は、被害者の信頼もえながら適正な保険金を支払うという大変難しいもので、だからこそ面談が必要です。しかし、人員削減によって被害者と面談する余裕がなくなっているというのであれば、これはもはや「保険商品の劣化」と言わざるをえません。

#### IV 研究と実践の統一

長時間・過密労働で、現実の労働者は、本当に疲弊しています。だからこそ、職場支配の巧妙さと労働者の閉塞状況を打開する「科学的な分析」、および、その理論を実践のテーブルに乗せる「気概」が求められています。これらを労働現場からくみ出す努力が今ほど必要な時期はありません。

社会人研究者として、私が直面している三つの課題について述べます。

##### (1) 労働法制「改正」と損保の労働時間制度

第一は、労働法制「改正」と損保の労働時間制度の問題です。

安倍内閣は、「高度プロフェッショナル制度」の導入とともに、「企画業務型裁量労働制」の大幅拡大をもくろんでいます。

「企画業務型裁量労働制」とは、あらかじめ労働使で決めた「所定の労働時間」を労働したものと

みなし、企業が一定額の「みなし労働時間手当」を労働者に支払うことによって、残業料支払い義務を免れるというものです。ただ現在の労働基準法では、その適用範囲は、「企業等の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」に限定されています。それを、これまで対象外であった「営業」職にまで適用範囲を拡大しようとしているのです。

しかし、損保業界ではすでに「営業」職にまでこの制度が導入されています。典型的な、損保ジャパン日本興亜を例に挙げます。同社では、労働時間は「自己の裁量により正午までの間で出勤時間を自由に決めることが可能」となっています。そしてこの制度が入社4年目以上の総合系職員、専門系職員、技術調査系職員に導入されています。入社4年目の社員と言えば26歳~27歳です。こうした若い社員が「企業の運営」にかかわる重要な仕事に携わり、自由に出退勤できるかどうか、少し考えただけでわかると思います。

職種はさらに問題です。本来、「裁量労働制」の対象外であるはずの、営業や保険金サービスの職員に対してもこの制度が適用されているのです。同社では、2014年9月末現在、6,374人に「企画業務型裁量労働制」が適用されています。そこに2,172人の「事業場外労働制」適用者、および、約3,000人の名ばかり「管理監督者」を加えると、実に40%以上の社員が残業料支払いの対象外となっているのです。

その他の三メガ損保グループ、三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、東京海上日動のいずれも、到底まっとうな制度とは言えません。

日本経団連は、現行の「裁量労働制」について、かねてより「対象業務の範囲が狭い」、「導入手続きが複雑に過ぎる」と批判してきました。要は、企業から見て使い勝手が悪いというわけです。では、使い勝手が良くなったときに何が起こるのか。もはや明らかではないでしょうか。「合法的」な残業料不払い労働が拡大し、際限のない長時間労働がすべてのホワイトカラー労働者に広がることになるでしょう。「裁量労働制」の適用

要件には収入のしびりが無いからです。

さらなる長時間労働に歯止めをかけるためにも、損保業界に導入されている労働時間制度の違法性を明らかにすることが、いよいよ重要になってきています。

昨年、民主党（当時）の山井和則衆議院議員の要請で、国会の議員会館において、労働法制「改正」と損保の「裁量労働制」について話をしました。私の話の後、山井議員から厚生労働省の幹部に対して質問がされました。「今の松浦さんのお話をお聞きすると、すでに営業にまで裁量労働制が導入されているということですが、これは違法ではないんですか」。この質問に対する厚労省の回答は、「個別の企業の事例にはお答えできません。お話できるのは一般論だけです」というものでした。山井「一般論で結構です。営業は対象になっているんですか」。厚労省「現行規定では営業は対象になっていません」。山井「じゃ、違法じゃないですか」。厚労省「いやいや、具体的な事例には……」といったやりとりでした。

問題は、「裁量労働制」拡大の影響を厚労省がどう考えているかです。厚労省は、営業職への適用範囲拡大によって「適用人数がそう増えるとは思っていない。営業職 300 万人のうち新たに適用されるのは数万人だろう」と言いました。

また「高度プロフェSSIONAL制度」を導入した場合の影響で言えば、年収 1 千万円以上の雇用者は約 240 万人いるが、その半数の 120 万人が取締役などの「役員」であり、残りの 120 万人の大半は「管理監督者」だということです。そうすると、年収 1,075 万円以上の層に「高度プロフェSSIONAL制度」が導入されても、ほとんど影響はないということになります。それではなんのためにこの制度を導入しようとするのか。もはやはっきりしています。とにかく制度をつくるのが目的だということ。要は、小さく産んで大きく育てるということです。

## (2) 原発リスクと損保産業の CSR

第二は、原発リスクの問題です。損保業界は、

原発について、地震、噴火、津波や正常運転による事故を免責とするなど、その高いリスクに見合ったきびしい条件を設定することで、かろうじて保険の引き受けを行ってきました。保険料もきわめて高い。これはこれでひとつの見識ではあると思います。

しかし今、社会に存在する危険を数値化し、社会に警告するという、求められる社会的役割を真摯に果たそうとすれば、もっと根本的で積極的な姿勢が求められるのではないのでしょうか。

第一に、根本的な問題として、原発に対する損害保険の引き受けは、はたして可能なかということ。第二に、仮に損保業界が、福島第一原発のような現実の被害に対応しうる十分な補償を行う場合、その保険料はどのような水準になるのかということ。

結論を言えば、第一に、原発事故については、損害保険の保険料算出に不可欠である大数の法則が適用されません。リスクの高さ、巨大さがはかりしれないからです。また、対象となる施設が限られ、信頼に値する確率もえられません。原発事故というのは、自動車事故や飛行機事故と違って、「空間的」にも「時間的」にも「社会的」にも限度がない、特別の「異質の危険」と言えます。ですから、損害保険の引き受け対象とはならないということです。

第二は、もし損保業界が、予想される原子力被害に相応した補償の提供を行った場合、負担すべき保険料は、「付保不能ほどの禁止的高水準」になってしまうということです。損害保険料のコストのみで、原発の経済性は完全に失われてしまいます。

こうした事実をリスクマネジメントの視点から、社会に明らかにすべきではないでしょうか。そうすれば原発の存在が、人間にとって社会にとって、限りなく危険なものであることを否応なく明らかにし、原発の再稼働にブレーキをかけることになるでしょう。これこそが、「危険を数値化し、社会に警告する」という、損保産業に求められる今日的な社会的役割の発揮です。

### (3) 損保は平和産業

第三は、損保は平和産業だということです。かつて、日本には「戦争保険」が売られた時代がありました。日本で初めてつくられた陸上戦争保険制度、すなわち、戦争で被害を被った建物等の損害を填補する火災保険です。政府は、1941年12月、太平洋戦争勃発直後の臨時議会において、応急施策として「戦争保険臨時措置法」を成立させ、翌1942年1月に公布・実施しました。同年2月に「日本損害保険協会」が発行した小冊子「戦争保険臨時措置法の説明」では、戦争保険における「事故」について次のように述べています。

「〔事故とは〕『戦闘行為に因る損害』であります。敵の飛行機から爆弾が落ちた場合、味方の高射砲弾の破片の落下、或は飛行機の墜落のため、下に在る建物を焼いたという場合その他いろいろな場合がございましょう。戦闘行為と火災又は損壊との間には相当因果関係がなければなりません。相当因果関係がある以上は、延焼であってもこの戦争保険で填補いたします」。

しかし、この保険制度は容易には普及しませんでした。この頃、空襲被害を予想する国民は極めて少なかったからです。政府は、恒久的戦争保険法の立案に着手し、1944年2月、「戦時特殊損害保険法」を制定させます。この新しい法律で、特定地域の火災保険に戦争保険を強制付帯させることによって契約の増加を図ろうとしたのです。

契約は急激に増加しました。都市部の火災保険に強制付帯させたわけですから増えるのは当然ですが、合わせて、1944年（昭和19年）下期以降、本土空襲の激化による国民の不安増が戦争保険への加入意欲を駆り立てました。

結果、契約件数は1,000万件を超え、最終的には10,794千件となりました。保険料は、7億3860万円（現在の貨幣価値で約2兆2000億円）でした。一方、支払保険金は、462億7660万円（約139兆円）と、損害率は6256%となっています。ただし、戦後、財政再建のため国家補償を打ち切るという「戦時補償特別措置法」の制定に

よって、235億円（約70兆円）が保険金受領者の犠牲によって打ち切られました。

国策による戦争保険がなぜつくられたのか。その目的はただ一つ、戦争に国民を総動員するためです。戦争で家が燃えても心配するな、保険に入っていれば国がちゃんと補償するから、ということです。私たちが思い起こす必要があるのは、戦争遂行の手段として、損害保険がこのようなびつな形で利用されたということです。ですから、戦後損保産業の再建に携わった先輩たちは「損保は平和産業」を合言葉にしました。損害保険の科学性や合理性を無視して、国の政策である戦争の流れに組み込まれたとき、どんなひどい結果がもたらされるのかを身にしみて感じたからでした。

しかし、戦争保険はけっして過去のものではありません。2003年の自衛隊イラク派遣の際、損保各社は、自衛隊員の死亡や傷害を補償する傷害保険を発売しました。自衛隊員向けにつくられていた「PKO保険」に、イラク派遣にも適用できる特約を加えたものです。イラク派遣が「非戦闘地域」だという建前から、損保各社はPKOと同じ扱いにしたと言います。PKO活動もイラク派遣も戦争ではないから、これは「戦争保険」ではないという理屈でしょう。

一般の海外旅行傷害保険では、戦争や内乱、武力行使に巻き込まれた場合の保険金支払いは免責です。しかし、PKO保険では例外的に払われます。このこと自体、「戦争危険」が明らかに存在することを物語っています。

今回の「戦争法」の制定で自衛隊が戦地に派遣された場合、損保各社は「後方支援だから大丈夫」と、また新たな特約を作のでしょうか。こんなことを許してはなりません。

## おわりに

労働現場では、労働者はみんな良い仕事をしたと思っています。そして「企業の社会的役割」の認識は、労働者を成長させます。

2011年3月11日の東日本大震災がまさにそうでした。震災の直後から、多くの損保会社社員が、損保産業に求められる社会的使命を果たそうと、2～3週間の泊まり込み体制で調査と支払いにあたりました。地震保険の支払保険金は約78万件、1兆2300億円です。しかも、地震発生後3カ月で、すでに約1兆円の保険金が被災者の手元に届いていました。地震保険の加入者だけとはいえ、これだけの金額が短期間に被災者に渡ったことの意義は、計り知れないものがあります。

東日本大震災で地震保険の調査・支払いにあたった若手社員は、最初、一面がれきのあまりの惨状に声もなかった。しかしやがて、ご家族が亡くなられて、全損になった建物の写真を撮影するときには、合掌と黙とうをしてから撮影を始めるようになったといえます。また、仙台の現地対策本部で損保会社の仕事を見てきた学生アルバイトが、損保業界で働きたい、損保会社を受験したいと言い始めたといえます。

東日本大震災の直後、損保各社の「お客様の声」窓口には異変が起っていました。日頃は苦情がほとんどです。それが、感謝の電話や、手紙が殺到したのです。こうした事実は、「根源的なCSR」の遂行こそが、労働者の働きがいをもたらし、さらに契約者の共感をもえることを示しています。この仕事に誇りや将来性を感じた若者が、本当に未来に希望をもてる、そんな企業・産業づくりに挑戦することがどうしても必要です。

現実に向き合い、自らの体験を通じて、あるべき企業・産業・労働像を展望し、その実現への道を模索する。それこそが社会人研究者としての役割ではないかと考えています。

◆「働・学・研」融合の実践としての講演・報告活動（博士後期課程以降の主なもの）

- ・「『市場原理主義』と労働運動の今日的役割」、主催：兵庫労働総研、2009年2月
- ・「損保産業の自由化と共済攻撃を考える」、主催：共済の今日と未来を考える大阪懇話会（第2回総会）、2009年4月
- ・「世界金融危機と新たな再編情勢」、主催：大阪損保革新懇話会、2009年5月

- ・「損保の自由化と共済」、主催：大阪府保険医協会、2009年12月
- ・「損保代理店の社会的役割を考える」、主催：大阪損保革新懇話会、2010年4月
- ・「三メガ体制で損保の職場はどう変わったか」、主催：大阪損保革新懇話会、2010年11月
- ・「東日本大震災と雇用責任」、主催：大阪損保革新懇話会、2011年4月
- ・「損保産業の現状と課題」、主催：全日本教職員組合、2011年6月
- ・「原発リスクと損保産業」、主催：大阪損保革新懇話会、2011年11月
- ・「共済と民間保険」、主催：大阪自治体労働組合総連合、2012年2月
- ・「今日の労働時間問題とマルクス」、主催：岡山県労働者学習協会、2012年5月
- ・「『企業の社会的責任（CSR）』と労働問題」、主催：大阪損保革新懇話会、2012年12月
- ・「損保をめぐる情勢と展望」、主催：香川県損保革新懇話会、2013年4月
- ・「TPPと保険・共済」、主催：共済の今日と未来を考える大阪懇話会（第6回総会）、2013年6月
- ・「TPPと保険・共済 今こそ「自主共済」の役割発揮を」、主催：大阪自治体労働組合総連合、2014年3月
- ・「損保情勢と雇用問題」、主催：大阪損保革新懇話会、2014年6月
- ・「企業にも自治体にも求められる社会的責任とは何か」、主催：枚方市職員労働組合、2015年2月
- ・「保険産業の役割と課題——保険を担う立場から」、主催：共済研究会、2015年3月
- ・「新しい労働時間制度を先取りする損害保険業界」、主催：民主党「労働問題を考える分科会」、2015年7月
- ・「今日の情勢と損保産業」、主催：大阪損保革新懇話会、2015年10月
- ・「日本の損害保険産業」、主催：基礎経済科学研究所・現代資本主義研究会、2015年10月
- ・「保険の自由化から20年——損保業界の動向」、主催：全日本教職員組合、2015年12月
- ・「長時間労働がもたらすもの」、主催：民主法律協会・権利討論集会、2016年2月
- ・「損害保険代理店の未来」、主催：大阪損保革新懇・代理店プロジェクト、2016年2月
- ・「企業の社会的責任（CSR）と労働」、主催：研究会「職場の人権」、2016年3月

（まつうら あきら 所員

兵庫県立大学客員研究員）

# 「『働・学・研』融合の理念と実践」へのコメント

## 「働・学・研」融合という理念と自由大学院

中村 浩爾

### はじめに——自分のこと

1970年代の大学院生運動盛んなりし頃、院生は「自らを養成しつつ、養成されつつある研究者」と自己規定（＝「新しい研究者規定」）したが<sup>1)</sup>、今もこの初心を忘れていない。そして、12年前、大学を早期退職し、基礎研での活動を活発化させた時から、「見えない大学」(invisible college)を理念として活動を行っている。

## I 自由大学院について

### (1) 自由大学院の現状と本質

ゼミ活動が中心であるが、ゼミの寄せ集め、ゼミ活動の寄せ集めではない。組織的に見ても、校長だけではなく、担当理事が存在し、春秋の研究大会における自由大学院特別企画や自由大学院講座を開催したり、その成果を冊子にまとめたりしている。また、対外的にも、京都自由大学との交流を行っている。ただ、自由大学院事務局がなく、予算配分も少ないので、予算はほとんど各ゼミの会場費に使われており、自由大学院独自の企画を実施する人的・物的基盤がない。そのため、近年、上記のゼミ活動以外の活動が低下しているが、それをもって、自由大学院がゼミ活動だけだというのは、自由大学院の本質を見誤っている。

自由大学院ゼミの本質は、主として労働者、市民、学生、院生が、研究者の指導の下に、研究能力を養成することにある。「指導」といっても、上下関係ということではなく、専門的力量の差から必然的に生じることであり、共同研究を進めるに当たって必要な秩序である。自由大学院ゼミ

は、同時に、一般所員・所友の活動の場でもある。もちろん、この「労働者、市民、学生、院生、一般所員・所友、そして研究者」の共同研究のあり方がいかにあるべきか、養成された労働者、市民、学生、院生が、その能力をいかに発揮していくかは問題として残されている。

### (2) 自由大学院と基礎研の歴史

本誌100号(2002年12月)および座談会「通信100号と今後の課題」(同101号,2003年4月)は、基礎研の歴史のみならず自由大学院の歴史を知る上で、極めて有益である。そこでは、基礎研の発足(1968年11月)、夜間通信大学院設立(1975年)、そして、初期の基礎研運動のポイント(①国民の学習権の確立労働者と「差別された研究者」(大学院をめざす浪人たち)②教育と研究の統一、③教育と研究における民主主義的共同(重森暁)について記されている。

注目すべきは、社会人大学院との関係についての議論である。森岡孝二は、社会人大学院の普及は「基礎研が先取りしてきた動きとどこで呼応して、どう結びついているのか」と問題提起する。それに対して、重森暁は「つながっているのはたしか」と応え、藤岡惇は、生涯学習には、職業専門人を育てるプロフェッショナル・スクールとリベラル・アーツの大学院の2タイプがあり、自分は夜間通信大学院を自由大学院に改称した時には後者を意識していた、と応える。小沢修司は、基礎理論へのこだわりが基礎研の特徴・強みであり、その弱体化が、基礎研(組織/運動)の衰退につながると指摘する。

夜間通信大学院の設立は、当時の基礎研にとっては悲願ともいえるべきものであり、設立からしば

らくは大いに発展した。しかしその後、停滞した。その原因の一つは、講義中心=学習中心であったことにある本セッションにおける高田報告「基礎研自由大学院大阪第三学科の歩み、その成果と課題」では、ゼミに重点を置いて語られていたが。藤岡の述懐にあるように、自由大学院への変質（呼称の変更）は、ゼミ中心=共同研究/発信への変質を意味したが、それによって、夜間通信大学院=自由大学院は、時代に適応してきたと言える。

夜間通信大学院と自由大学院との間には、連続と断裂が見られる。しかし、連続性にこそ注意を向けるべきであり、現代でも問題となる多くの論点・課題が、夜間通信大学院の段階ですでに出されていることに注目すべきである。このように、基礎研の歴史を振り返って感じることは、基礎研の歴史は、夜間通信大学院=自由大学院の歴史だということである。

## II 「働・学・研」融合の理念 をめぐって

### (1) 「学」と「研」を分けることへの疑問

「学」の中に「研」も含まれているはずなので、「学」と「研」を区別することで、「学」や「研」の本来の意義が損なわれるおそれがある。

### (2) 「産学共同」

「産学共同」は、かつては、批判の対象とされた。今では、産業の側も大学の側も積極的に受け容れており、問題にされることも少ない。しかし、とくに、地域づくりという点では、時代の要請という意味で評価できるとしても、社会の木鐸としての「学」という観点からすれば、「産学共同」のマイナス面や「産学共同」の陰に存在する事柄に目を向けなければならない。例えば、「産」の中の労働（者）、労働組合（活動）、あるいは労使関係への目配りである。松浦報告「損害保険産業におけるCSRと雇用・労働」の優れている点は、それがあることである。

### (3) 博士号をとることの意義

この間、政策とされてきた博士号量産路線に無批判的に乗っていいのか、という疑問がある。高田報告では、社会人大学院から、再び自由大学院へという逆の動きがあることが示されていたが、全体として、博士号の取得や大学でのポストの獲得に対する過大視があり、しかもその流れが一方的である。大学、大学院に入り、大学にポストを得ること、また、学会に入り影響力を持つことは大事である。しかし、そのような戦略の限界はすでに明らかになっている。

### (4) 自然科学偏重

「学」といっても、最近の流れは、人文社会科学を軽視し、自然科学に偏重している。日本学術会議が、「科学・技術」という用語を用いて、そのような流れに抵抗していることに目を向けるべきである。これは、基礎研も以前から抱えていた問題である。経済学だけではなく、隣接諸科学との協働が肝要ということが早くから言われていたが、実際は、経済学のみ矮小化され、しかも、その経済学もその範囲が狭くなっている。

## おわりに

夜間通信大学院の構想の中に、学位を授与できる機関を目指すことが明記されている。所員が、活動の重心を基礎研に置く場合も、置かない場合も、基礎研自体は、大学や学会と並立する、あるいは対抗する勢力として存在するべきではないか。もちろん、学術会議が提起している「学者コミュニティ」の一員として活動するなら、強い「対抗勢力」となる必要はない。

注

1) この自己規定の下、様々な要求を掲げ、運動を行い実現した。助手制度廃止、単位制撤廃、ゼミテキスト決定時の事前協議制などがその成果である。

(なかむら こうじ 所員

自由大学院校長・大阪経済法科大学名誉教授)

## 特集 I

## 「働・学・研」融合の理念と実践

## 「働きつつ学び研究する」ことと基礎研の役割

— 自らの経験から思うこと —

桜井 善行

## はじめに

私が労働者（現在では社会人の表現の方がふさわしいと思うが）研究者としての志をもとうとしてからすでに30年がたつ。1980年代のことであった。この時期、私の生活基盤は愛知で、その模索からの開始であった。1990年代には全国的に社会人大学院が広がり、それを契機に基礎研と出会うこととなった。この報告ではその関わりを中心に述べてみたい。詳細は拙稿が掲載されている「勤労・実践を捉えかえす学び（15）」「格差社会」の現場から、人間発達と社会進歩をめざして—働き、学び、教え 自らも成長を求めて—『経済科学通信』第119号、2009年4月）をご覧ください。

この春期研究集会での十名氏の提案は、『「働・学・研」融合型の持続可能な産業・地域づくり』にまとめられており、十名氏のこれまでの軌跡である40年以上の「働・学・研」融合による産業・企業研究から地域研究へ射程を広げてきたことへの経験から社会人研究者へのエールと私は捉えた。キーワードは《持続可能》、《「働・学・研」融合》《循環型産業・地域づくり》であるが、それらと関わってその全部を論評するのは私の能力を遙かに超えるものであり、《「働・学・研」融合》のさわりの部分についてのみ触れてみたい。特に高度な学問的な範疇は他の研究者に譲るとして、ここでは俗っぽくとも私のこれまでの経験と事実に照らした報告をすることとする。そこから読者が何かを見出しただけであれば幸いである。

I アカデミックの理想と  
社会人の常識

私の研究への関心領域は、これまでも現在もトヨタという大企業とそれに関わる労働と地域であり、現在ではその周辺領域まで手を出している。若い頃は研究への手がかりはほとんどなく、愛知にいたが故に関西が活動の中心であった基礎研との関わりも不可能であった。だから1989年開設の昼夜開講制の名古屋市立大学大学院経済学研究科修士課程入学が研究への最初の契機であった。昼夜開講制というフジャージな表現が示すように、正規の夜間大学院ではなく、講義の時間帯を夜間や休日にも設けていることにすぎず、事務室の開設時間、生協の購買と食堂、資料室など社会人院生の利用への配慮は限定的であっても、学費は学部生と全く同じであった。そこで私が体験したことをまず紹介したい。

アカデミックと実社会の関わりでいうならば、社会人の常識は「経験と勘」から来ることが多かったが、アカデミックの側はロジックで形成されたフレームワークを強調した。そのおかげでこれまでの俗物的、恣意的、実利的な発想は、アカデミックの世界の学問とは次元が異なることが少しはわかった。それでも修士論文審査の口頭諮問で「トヨタの社会的責任とは何だ?」「企業福祉とは何だ?」「そんなものは西洋事大主義だ」と勇ましく激しく攻撃してきた副査の日本の経営の大家の言葉が今も忘れられない。私は「1987年夏に、トヨタはコスト＝電力費削減のために土日を出勤日にして、平日を休日に振り替えた」身勝手な事例を紹介したら、氏は「そうか、そんなことがあったのか?」という反応が返ってきた。氏

には「トヨタ関係の書物」がいくつかあるにも関わらず、このことを知らなかったのである。今お会いできれば、トヨタ自動車内の過労死事件などを紹介して意見を聞いてみたいものである。おかげで学問とは、かくも「狭い領域」にこだわる必要があることを学ぶことができた。実に貴重な体験であった。

社会人大学院の時代には、少なからぬ人と交流ができ、多くのことを学んだが、社会人の少なからぬ部分は、学位取得が目的でありそれ以上のことはなかった。自らを磨き、研究対象を高い学問的なものにまで昇華させて行くわけではなく、企業内の昇進やライセンス取得や国家試験取得の科目免除という実利的な傾向も根強くあった。そこに当時の社会人大学院の意義と限界があったかもしれない。

## II 社会人研究者の優位性とハンディ

社会人研究者の優位性はなんととっても、自らの職業と実践に裏付けられた業績の積み重ねが可能なことである。もちろんこの段階で社会人が関わる研究内容の多くは、荒削りであり、光り輝く玉稿に仕上げるためには、様々な手法で磨きを掛けていかなければならない。だから学問的水準まで高めるために課題があるのはいうまでもない。レポートと論文の違いをいわれたことがある。私も論文やレポートは長ければ長いほどいいという錯覚に陥っていた時期がある。ワンテーマ、ワンメッセージといわれるように、簡潔な要点、論点整理こそ重要なのだが、当時そこにたどり着くまでの理解にはしばしの時間を費やした。

社会人のハンディをあげるとしたら、時間的制約が最大である。基礎研のある「学友」がいった「15分」の時間の貴重さを認識して活用すべきだといわれたことがある。その意味が後になってわかった。また社会人の資質を生かせる指導者が近隣にいるかどうかも重要な要素である。運不運とはいえ、「邂逅」も貴重なことである。この欠如

のために日の目を見ずに埋もれた事例も少なくない。私が在籍した名古屋市立大学は、経済学の分野では新古典派と計量経済学が主流であった。もちろん学内には非主流ながらも立派な業績を積み重ねた研究者も少数だがいた。博士課程に進学したのちの経過報告会では、出席した指導教官でもない人がちんぷんかんぷんな質問をしてくる。全く論議がかみ合わない。うまく答えられないと、問題だと大声で叱責されたこともあった。今思えばまるでいじめであった。

私は数年前、論文博士を志向してそれまでの既出の拙稿をまとめて単著を出そうとした。共同研究をしている違う大学の研究者に骨格を示したら、それで進めて行くようにアドバイスを受け、出版社まで紹介された。一方在籍した大学院の指導教官にもその旨を相談したら、書き上げるためにはよほどの準備が必要だとアドバイスを受け、練り直しになり現在に至っている。指導者によって研究手法も指導方法もかくも違うのかということに、やっと気がついた。

## III 社会人研究者と基礎研の役割

社会人大学院がこの世に登場したのは「平成」になってからである。社会人大学院が当時はビジネスマンのための学位取得のニーズがあったこともあり、雨後の竹の子のように増えた経緯がある。多くは大都市のオフィス街やターミナル近くに「サテライトキャンパス」として「ビジネスマン」対象につくられた。当初は修士論文提出が義務づけられていたが、最近では単位を余分に取得することで修士号の学位を与えるようになったところもある。さらに、近年では通信制の大学院（修士課程）も認可されるようになり、その意味では「働きながら学び研究」のための環境は整備されつつあるのは事実である。だから先駆者としての基礎研は重要な位置にある。

大学院の学位も現在では修士号取得から博士号取得が世の流れとなりつつある。また現在では研究機関への就職は博士の学位取得が必修条件にな

りつつある。しかし博士号は、学問としては最高位に位置する。高度な研究能力が必要である。だから独学で博士の学位を取得するのはよほどの能力がなければならぬだろう。その質・中身を昇華させていくことが大きな課題となる。

## IV 基礎研への提案

そこで私が以前からくすぶっていたことで、お門違いかもしれないと思いつつも、基礎研にある提案をしたい。本来なら大会議案への補強というのが筋かも知れないが、私の妄想だと勝手に思われてもかまわない程度の発言でということできき流していただいてもかまわないことである。先にも触れたように現在では研究者の学位取得の傾向は、修士ではなく博士号の取得である。かつては博士の学位取得は生涯の課題であった。現在でも博士号を取得していない年配の研究者がいるほどである。だが今や研究者への道をめざすには博士の学位取得が前提となりつつある。その学位取得も本人の精進と指導教官の熱意があれば可能だが必ずしもすべてがかみ合っているわけではない。だから業績があっても日の目をみることなく、生涯を終えていく事例もけっして少なくはない。

具体的な提案とは、基礎研のメンバーの中で埋もれている事例への対処である。博士課程への進学で「課程博士」の実現という道もあるが、すべての人が必ずしも時間が保障されているわけではない。博士課程に進学したからといって、博士論

文を完成させて博士号の取得が保障されているわけではない。それこそ指導教官の姿勢がその気にならなくては実現道は切り開かれない。

ならば論文博士による学位取得という視点がある。幸いにも基礎研内には様々な専門分野の優れた有識者がいる。その人たちが力になって社会人研究者の博士号取得をするための援助をすることはできないだろうか？ もちろん既出論文をまとめて、博士論文にふさわしいものに昇華させていくには、簡単な指導では済まないと思う。当事者にとっても指導者にとっても、実現にはかなりの困難が伴うことは予想される。基礎研に関わっている研究者所員が所属している研究機関で対象者の論文への磨きをかけて完成させるという方法もあろう。

また構想としては以前よりあったとは聞かすが、基礎研の自由大学院を正式な学術研究機関として認可させる方法もあろう。これも現在の文部科学省の姿勢からするとかなりの時間を要することは想像はできるが、これからの若き社会人研究者の「養成」（あるいは「援助」）のためにも、そういう声があったということの心の片隅に留めていただければ幸いである。

共通セッションでの4人の報告、さらに私以外の3人のコメントを聞いて改めて「働きつつ学び研究する」ことの偉大さと意義を再確認した次第である。

（さくらい よしゆき 所員）

# 働きつつ学び研究する意義と未来への展望

—— リストラと起業を支えた博士（経営学）への道 ——

井手 芳美

## はじめに

筆者は、昨年（2015年）6月に博士（経営学）を名古屋学院大学より授与された。博士後期課程入学から、5年の年月を投じた。この5年間は、指導教授の十名直喜先生がめざす「社会人が働きつつ学ぶことの意味を問い直し、研究者の道も探究する」という考えのもと、仕事と博士論文の両立を図り、仕事で生まれた問題意識を深く掘り下げ、博士論文の執筆に取り組んできた。

その道程は順風満帆ではなかった。入学して間もない頃のリストラとそれを乗り越えての起業など、困難のなかで学び考え研究することの意味を問うた5年でもあった。

博士（経営学）は、これからの人生を切り拓くキップのようなものかもしれない。それを活かして、新たな人生航路を切り拓けるかどうか問われている。小論において、博士号取得までのプロセスを振り返り、働きつつ学び研究する意義を問い直しつつ、未来への可能性を展望したい。

## I 社会人研究者の強み

筆者は、2002年～2006年までの3年半、中国上海にある日系コンサルティング会社で駐在経験をした。「違う文化、習慣、価値観のなかで、お互いを尊重して仕事するには何が必要なのか」と、異文化体験のなかで問題意識がうまれた。博士論文「中国日系企業にみる創造的経営と人づくり——「経営理念」を活かしたグローバル化の新天地」は、その問題意識と向き合い、経験を踏まえつつ、中国日系企業の経営、人づくりのあり方

についてまとめたものである。

社会人の博士論文は、現場で生まれた問題意識を掘り起こしつつ、先行研究を分析することによって、独自の発想や考えを提示できるのが強みと考える。加え、社会人研究者の強みは、これまでの交流のネットワークがあるということ、それを最大限に活かすことで、博士論文は立体的に深まると考える。筆者も博士論文は、駐在中の問題意識が論文のテーマになった。駐在中の交流から企業調査ができ、その調査をもとに先進モデルを提示できたことなど強みをいかした研究ができた。

さらに社会人研究者の強みは、学び研究したことを即仕事現場にフィードバックし試すことができるという点にある。試した結果、次の問題意識が生まれ研究にも反映されるという好循環が生まれるのは、醍醐味の1つといえよう。

## II 社会人研究者のハンディーキャップ

社会人研修者は、前述の強みもあれば、ハンディーキャップも少なくない。自らの5つの体験を通して、社会人研究者のハンディーキャップを考えてみたい。

### (1) 専攻科目の変更

筆者は、大学院博士前期課程修了後、7年間のブランクののち博士後期課程に入学した。その7年の間に、中国上海の日系コンサルティング会社で駐在をする貴重な経験をし、その経験が博士論文のテーマともなった。

しかし、前期課程と後期課程では、専攻科目を

中国語専攻から経営経済政策に変更した。人文科学から社会科学の変更は、基礎知識が異なるため、博士後期課程入学後は、まずは、社会科学とは何か、経営学とは何かという点から学び直すことからスタートしたため大変苦労した。

## (2) 時間管理

時間をどう管理するか、いつ学び、いつ研究するかを考え、行動するのは、簡単ではなかった。そこで、自己のルールとして、年1回の大学院の経営経済論集に投稿すること、ゼミには、休まず出席することを課すことにした。

しかし、いざ仕事を終えて机に向かおうとしても、思うようには捗らない。疲れて論文に集中できなかつたり、前に何を書いたのか繋がりを思い出すのに時間がかかったり、等々。集中する時間を確保すること自体が難しいのである。それゆえ、研究の目的は何なのか、そのために何をして何をしないかを明確にして実践するという、選択と集中が必要なのである。

## (3) 距離的問題

ゼミは月2回、土曜に終日行われる。筆者は、東京に在住しているため、東京と大学院のある名古屋間を月2回往復することになる。それを5年間続けてきたわけで、時間とお金を要した。

いながらなぜできたのだろうか、不思議にも感じる。あらためて振り返ると、1つは、中国上海で3年半駐在していた頃と比較しながら、現状を捉えていたことである。当時、帰省するときは、海を渡り飛行機の時間も含めて、5時間以上かかった。しかし今、東京名古屋間は、2時間もかからない。上海に駐在しているところに比べれば近い！という距離感覚があった。

また、新幹線での移動時間は、先行研究の論文を読んだり、ゼミの復習時間にあてたりすることもできた。睡眠も、食事もでき、快適であった。卒業した今も、時間が許せばゼミに通っている。

## (4) リストラと起業

博士後期課程入学1年目に、勤務先で大幅な事業縮小が断行され、退職を余儀なくされた。いわゆるリストラである。指導教授から「大学院に入学するタイミングはいつでもあるわけではない」とご教示頂いたことを思い出す。もし、入学を1年先延ばしにしていたら、リストラなどに動転し入学していなかったかもしれない。

在学中も経済的にも厳しかったが、何故成し遂げることができたのだろうか。多くの方に支えていただいたお陰であることは言うまでもないが、何よりも学び研究することが面白かったからである。リストラにあった頃は、日本の産業革命を労働者の視点で考察しており、細井和喜蔵の『女工哀史』を読んでいた。過酷な労働を強いられた頃の女性たちと今は何が変わったのだろうか、本質は何も変わっていないのではなからうかなど、自らの怒りが研究に向かわせた。

リストラからしばらくして、これまでの経験をいかすべく、組織マネジメントやコミュニケーションなどの研修講師として起業することにした。起業当初は、渋沢栄一や森村市左衛門らの明治の経営者の姿勢を学び、自分の仕事と結びつけながら経営の本質とは何かを考えることができた。

人生の試練はあったものの学び研究するなかで、視野が広がり、洞察力が高まり、自らの考え方も変容していったように思う。その変化は顧客にも伝わり「報告書の内容が人材育成に役立つ」などと評価していただき仕事の依頼が序々に増えていった。博士号を取得するプロセスは自身の成長にも効果的に繋がったといえよう。

## (5) 介護の問題

筆者は、現在、母の介護をしている。施設を利用しているので日常的な介護の負担はさほど大きくないが、母が病気になると、通院、入院で家族の負担は大きくなる。一番厳しかったのは、予備審査を終え、本審査に向けて修正をするなかで、母が1週間ほど入院した時であった。病院は完全看護であるが、いろいろ気になることも多く、博

論に集中できず書けないときもあった。気持ちを整え集中することの難しさを感じた。

以上は、筆者のハンディーキャップであるが、社会人研究者は学生とは違いたくさんの役割も持っているため、各人各様のハンディーキャップも少なくないといえよう。

### III ハンディーキャップを どう乗り越えたか

なぜ、このようなハンディーキャップを乗り越えることができたか、1つは、自分できめた「博士（経営学）を取得する」という強い思いがあったからである。会社に属さず仕事をしていく上では、社会的信用は必要である。博士号は、信頼になると考えたからである。

2つは、周りの支援とゼミの存在であった。とくに、月2回にゼミに出席すると、知らない知識を習得できるとともに、指導教授をはじめ、ゼミ生とのディスカッションは、知的好奇心でワクワクした。そして、その知識を仕事でも活かすことができた。それがあったから乗り越えられたのだと思う。では、具体的にゼミをどのように活用したのか、振り返りたい。

#### (1) ゼミの効果的な活用

ゼミは、月2回、土曜日の午前9時30分～午後4時頃まで開催される。ゼミの参加者は、8名前後であった。ゼミの進め方は、各人が研究論文を15分程度でプレゼンテーションをし、その後、40分程の時間で、指導教授を含め、ゼミ参加者で議論をするという段取りである。自分ひとりでは考えつかなかった考え方や捉え方を気付かせてもらうことが多々あり、研究を促進する結果になった。

加え、ゼミでの振り返りの時間をもつことも効果的であった。ゼミでは、多視点からのフィードバックやアドバイスをいただくが、その時間で理解したつもりになっていたものも、見直すと不明確なものもあった。ゼミの翌日に、メモをみなが

ら、何をフィードバックされ、アドバイスされたか、何が課題であったのかを振り返ることで、この先に何をすべきかが見通せるようになった。振り返りの時間の重要性を認識し、仕事においても習慣化することができた。

#### (2) ゼミのダイナミズム

博士論文の予備審査は、ゼミ生のなかで筆者も含めて3人が同じ時期に（3ヶ月毎）に論文を提出することになった。博士論文の主査は、1本でも受け持つと大変といわれるが、それが一気に3本である。指導教授のアイデアで、指導教授を含めた4人で共有メールをつくり、情報やノウハウの共有を図ることにした。互いの進捗状況や博士論文に関するフィードバック、提出に向けての情報などメールで共有し、お互いをフォローする体制が生まれた。それは、現役ゼミ生に留まらず、ゼミOB博士を含む共有メールへと進化し、先輩方からも、博士論文に対するフィードバックやアドバイスをいただくことも多かった。

OBも巻き込んだ交流は、十名ゼミのダイナミズムである。お互いに助け合い高みをめざす精神が根付いている。これらひとつひとつが効果的に作用したことが、博士号を取得できた要因と考える。

### IV 我が博士論文の視点と特徴

次に、筆者の博士論文の特徴を要約してご紹介したい。博士論文では、4つのキーワード（「日本的経営」「グローバル経営」「経営理念」「創造的経営」）を軸に、経営の組織、人材に着目し、経営理念を重視した、いわゆる「創造的経営」と人づくりに光をあて、グローバル経営下における日本企業の経営のあり方と人づくりのあり方を考察した。

#### (1) 創造的経営による新たな展開

筆者の博士論文の特徴は、日本的経営の原点と本質を捉え直し、日本的経営が抱える負の構造

(暗黙知によるインフォーマル性)を浮き彫りにしながら、それを打開するものとして、経営理念に着目し、グローバル経営における経営理念の位置づけを明らかにしたことである。

日本的経営の原型は、日本の工業化が進展し、重工業化へと展開する戦間・戦時期(20世紀前半)に生まれたとみられる。長期雇用の保障によって企業は、従業員の定着を図り、人材を囲い込むシステムとして、戦後の高度成長期に本格的に整備され機能していくのである。それは他面からみると、日本の労働市場の閉鎖性につながり、暗黙知と情を共有するタテ型ネットワーク社会の構造をつくりだすものであった。日本がめざましい近代化を成し遂げることができた一因は、この「タテ」社会の組織構造の長所を生かし、機能展開したことにあるといえよう。

しかし、このような「場の共有」を基本とするタテ型ネットワーク社会は、暗黙知によるインフォーマル性も高く、論理よりも感情を優先した人間関係や人事評価などが、外国人に理解されにくい構造にあり、グローバル経営のネックになっている。それが、ホワイトカラーに受容されない要因でもあり、日本企業のグローバル経営の妨げになり続けていると考える。このような限界にあって、日本的経営のこれまでの弱点を乗り越える手掛かりの1つとして、経営理念に注目した(筆者の考える経営理念とは、「会社の存在意義、目的、価値観、事業遂行の方向性、行動基準を示すもの、いわば経営の土台である。つまり、会社としてのあるべき姿を明らかにし、明文化等を通して社会や人々に働き生きる知恵と指針を指し示す羅針盤であり、立ち返るべき原点である」)。経営理念は、経営の核心の明示化であり、形式知に他ならない。

創造的経営とは、この経営理念という明示化された共有価値を軸にして、地域にねざした経営を創造的に展開することである。それは、日本的経営の負の構造を打開し、21世紀型の日本的経営モデルを創造するテコになると考えられる。すでに、日本企業を代表するトヨタなどは、経営理念

を経営の土台をなす核として捉え直している。そして、グローバル環境に対応すべく、地域性や個の創造性を促すオープンな内容に経営理念を革新し、新たな経営理念を軸にグローバル展開を実践しているのである。それは、トヨタなどの大企業に留まらず、中堅企業においても展開されており、それを博論で実証した。

## (2) 経営理念を現地現場にいかす展開モデル

筆者は、中国の日系企業で仕事を通じて交流し、また調査するなかで、経営理念を創造的に生かした経営と人づくりを進める先進的な日系企業の食品メーカーのいわば「創造的経営」モデルとも出会うことができた。その創造的経営モデルを体系化し「経営理念を現地現場にいかす展開モデル」として提示した。

図表1に示す「経営理念を現地現場にいかす展開モデル」の目的は、創造的経営の確立をめざすことにある。それは、主体的に考え、行動できる創造的な人材が育つことでもある。創造的経営の確立を展開する主なテーマは2つある。1つは、持続的経営の確立であり、2つは、そのような持続的経営ができる企業文化の醸成であると考ええる。

まずこのモデルの土台をなすのは、本社の経営理念を土台とすることである。次に本社の経営理念を土台としつつ、中国人社員に分かりやすいように咀嚼し、現地の文化習慣にあわせた経営理念に変革することである。

経営理念を、現地現場の社員ひとりひとりに浸透させるため、会社の「目指すもの」は何か、そのための「行動指針」は何かを明確にする。加え、それを「個人の評価指標」と一貫させ、日常業務まで浸透、具現化を図ることである。

そのような基盤を構築するうえでのアプローチとして2つがある。1つは、経営理念を現地に活かすアプローチであり、2つは経営理念を現場に活かすアプローチである。

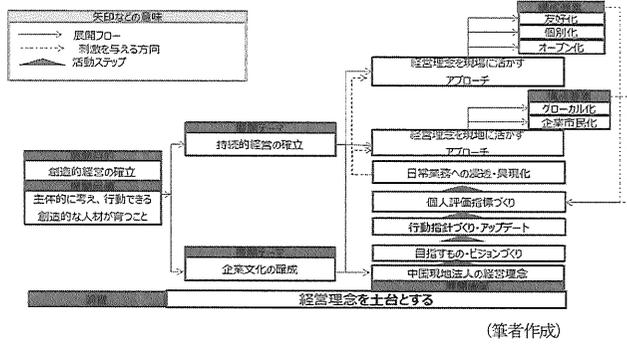
経営理念を現地に活かすアプローチとして、地域住民に受け入れられるよう工場見学を開催して

「企業市民化」を図り、地域密着型の営業戦略でグローバル経営を行い「グローバル化」を進め、その地域に根ざすことである。

経営理念を現場に活かすアプローチとしては、現場で働く社員への「友好化」「個別化」「オープン化」を図ることである。

このモデルは、極めて日本的なアプローチによるものであるが、普遍性を内包しているものとする。

図1 経営理念を現地現場にいかす展開モデル



(筆者作成)

## おわりに ——人生と仕事を切り拓く——

博士（経営学）を取得するまでの道程は試練も多かったが、ものの見方や価値観などを見直す契機となり、自分自身のステージを変えることができたように思う。1つは、多様な視点をもつことができ、柔軟にものごとを捉える視点をもてるようになったことである。ある一点の方向だけでなく、多様な視点からみられるようになり、人の考え方の多様性も受け入れら得るようになってきたと感じている。

2つは、問題意識を持ち歴史的背景も含めたなかで、その光と影は何であるかを分析する力を養えたことである。それまでは、学者の権威ある論文は疑うこともしなかった。まずは疑ってみる、批判的な目線をもつことに留意し、本質は何かを問う洞察力を養えたことは、今後の仕事にも大いに役立つものと思われる。

3つは、その先のリスクを予測し、そのために何を今準備するか、一歩先を読む戦略的アプローチが身についたことである。未熟な部分はあるものの手に入れたものは大きいと感じる。

博士論文への挑戦と達成によって、新たな人生航路のスタート地点に立つことができた。また、果敢に切り開いていく知恵と勇気を授かったと考

えている。

仕事面でも、ユーザーの信頼を得て、仕事の幅を広げつつある。1つは、ある企業で、既存の経営理念を見直し、あらたな経営理念をつくること、それを浸透させるためのプロジェクトに参画していることである。2つは、組織文化の構築として、会社の課題を明確にし、会社の未来を考えるとというプロジェクトにも参画していることである。研修講師の枠を広げ、学術と技術（組織のためのコミュニケーションスキルなど）を融合させた質の高いよい仕事をして、グローバルな視点で仕事のフィールドを広げていきたい。

教育と研究面では、2017年度に新設される学部で、非常勤講師に内定している。今後は、さらに大学での研究、教育もめざしたい。そのためにも、博士論文を単著書として出版をしていきたいと考え、必ず達成するという思いでゼミに通いながら出版化を進めている。

さらに、2016年度より、名古屋学院大学の専門研究員として、研究を継続することになっている。年1回の大学院紀要に投稿することを目標に、新たな研究にもチャレンジしていきたい。

博士号取得をバネにして、自らの人生と仕事を切り拓き、社会に貢献していくこと使命としたい。

(いで よしみ 所員)

# 新しい職業人による経済資本の制御

——現代日本産業における制御主体の形成と発展——

池上 惇

産業論における新視点＝「生業を基礎とした社会変革主体の形成」を実証し、金融資本の蓄積を制御する新システムを解明した。この新システムは現代日本の「農村から都市へ」の人流を基礎に、自治と分権下の農林工芸事業による潜在能力の再生、市民としての自立、能動的な力を持つ職業人の力量を身につける場の確立を意味する。

## I 分業と生業——産業論の二つの視点

十名直喜編著『現代産業と地域創生』（水曜社、2015年）は現代産業論における画期となる問題の提起を行った。それは、「分業論としての産業論」の前提として、「生業論としての産業論」が存在していることを示唆している。

従来、産業論においては、産業連関表を活用した「第一次産業、第二次産業、第三次産業への発展」を産業の進歩とみなす理論が主流であった。

例えば、『平成25年版労働経済の分析』（厚生労働省、2013年）は次のように述べている。「産業別就業者構成割合は1950年には「農林漁業」が48.5%を占め、「製造業」は15.8%、「卸売・小売業」は11.1%、「サービス業」は9.2%であった。高度経済成長を通じて、「農林漁業」はその割合を大きく低下させ、1970年には「製造業」の割合は26.1%まで高まった。その後、「農林漁業」「製造業」はその割合を低下させていき、就業構造のサービス化が進む。産業分類が変更されており、厳密な比較はできないが、第一次産業は1970年の1,015万人（就業者全体の19.3%）から2010年の238万人（同4.2%）へ、第2次産業が1970年の1,790万人（同34.1%）から2010年の1,412万人（同25.2%）へ減少する一方、第3次産業は1970年の2,451万人（同46.6%）から2010年の3,965万人（同70.6%）へ増加してい

る」。

しかし、この傾向を根拠にして「産業構造の趨勢」を論じることは、現実の動きに合致するであろうか。佐々木雅幸教授らの研究によれば、日本各地における産業地域の動きを観察すると、有機農法を再生しつつ地域の固有性や独自の特産品を開発し観光事業の支援を受けながら、創造農村づくりを実行する地域が増えている。独自の魅力による農村への求心力が各地に存在し、都市から農村あるいは地方都市への大きな「人流」が生み出されている、とされる（佐々木雅幸・川井田祥子・萩原雅也編『創造農村——過疎をクリエイティブに生きる戦略』学芸出版社、2014年）。政府や省庁の調査研究にも「世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」という表現があり、地域資源開発の戦略分野として、農林水産物・食品、6次産業、コンテンツ・文化等の日本ブランドをあげている。雇用規模として、新規就農し定着する農業者が倍増し、10年後に、40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大するとも予想している（前掲『労働経済の分析』）。これらは今の日本社会の動きを示す象徴的な動きとして注目される。

これらの動きの背景には、日本には各地に固有の自然や伝統、魅力的な祭りなどがある農村地域が残されていることが注目される。そこは、人情や人と人とのつながりがある。これに対して、農村から出て働く場となっている大都市は、人口密度が高く人工の構築物に囲まれ自然環境に乏し

く、生存競争が厳しいために孤立しやすく、不健康な環境で子育てには適しない。

その結果、「里がえり」と呼ばれる習慣が根強く生き残り、連休や正月、あるいは、祭りの日、盆、墓参りなどのごとに、大量の交流人口や短期の移動が頻繁に発生する。さらに、現在では、3.11の東日本大震災を契機に農村漁村地域に向けてボランティアなどの人流が動く。その後も多数のアイターン、ユーターンの「人流」が能祖の魅力を動機とし定住を視野に入れて各地の民泊、グリーン・ツーリズム、農林漁業の再生などを目指している。最近では、内外の観光客も各地の固有の景観・文化財、特産品、ブランド化されたものを魅力として、農村や地方都市への訪問、観光の「人流」が生み出されてきた。

ここには、「農村から都市へ」ではなく、「都市から農村へ」の人流が生まれている。このような差異は、なぜ、生まれたのか。

いわゆる産業別就業構造による分析は、就業人口を「量」で表示しただけであった（産業連関表を利用した分析では投入・産出量を貨幣額で表示した。これも「量」である）。これに対して、佐々木雅幸教授らの研究は、就業者を、農業者や工芸職人など「創造性を持つ職人層」とし、都市との交流の中で、自然景観や文化財、伝統や習慣、自然と調和した現代アートなど「地域固有の魅力」という新たな「質」の要素に注目された。これらの「質の魅力」による「人流」は従来の経済的動機による農村から都市への「人流」と逆方向である。

この「質」をもつ、人と地域の動きが意味することは何であろうか。

第1には、地域の自然資本、文化資本の存在を背景とした、地域の「固有性」を活かしつつ、「伝統を今に生かす産業」「伝統を生かすまちなみ・むらなみ」が存在し、これらを伝統の技や文化を創意工夫によって発展させる力量が存在する。そして、これらの創造的な人々が創る「創造的空間」が生み出されたこと。

第2に、地域の魅力や人の創造的な力量を土壤

とした創造産業がインターネットを共通基盤とし、出版活動、映画・映像制作、音楽演奏、美術作品、「コンテンツづくり」「散策・トレッキング・スポーツ」などの動きとして顕在化したこと。この結果、「農林漁業」「工芸・ものづくり」や、森林や海岸における「健康づくり」、景観や文化財・農村生活・グリーン・ツーリズムなどの「現場」が芸術的に再生され、広く、日本や世界の各地に伝えられ人々の共感と呼んだことである。

第3に、これらは、地域ブランドと総称される「魅力」が各地に生まれつつあり、「田舎の生命・生活、緑（自然・景観）、祭り・伝統と芸術の文化」の再生が始まり、観光事業という新たな産業によって結合され、移動に便利な航空機、新幹線、道路・自動車運輸の発展によって、人々の積極的な行動を引き出した結果であった。

第4に、以上のことは、観光公害などと呼ばれる状況を制御できたならば、農村地域、地方都市が、人々の交流と、各地の文化交流の場を生み出したこと。芸術文化の交流を通じて「人々が学びあい育ちあう」健全な環境を生み出してきたことを示唆している。

これまで、現代産業は、「量」によって表示される「分業」によって人の流れが左右されると考えられてきた。農業就業人口が減少し、製造業における就業人口も減少し、サービス産業が発展する。これは、法則であって、人が逆らうことはできない。このように考えられてきた。したがって、農村人口が減少すれば、居住地域を縮小し、過疎地は放棄すればよい。このような考え方が通用してきた。

しかし、いま、分業と「量」では説明のできない、「地域が人を惹きつける魅力」とか、「優れた職人技を持っていて後継者を惹きつける人材」とか、「質」のもつ威力が提起されている。現代産業論は、このような「質」を評価することによって、分業とは区別される「もう一つの」経済的な範疇を発見することになった。それは、十名教授が提起された「生業」概念である。

## Ⅱ 生業を取り戻す中で‘科学する’ ひとびと——新たな職人の誕生

生業は、人が生きるために、あるいは、生活をするために仕事をすることを意味した。生きるために仕事をしようとするれば、農業の場合のように天候を知り、土壌を知り、水や森を知らねばならない。これは、科学をする人であり、職人技を磨く人であり、自然や人を良く知って共生しつつ、協力し合う人々である。

生業を通じて、人は、自然から学びつつ、「仕事を起こし、人を育て、地域をつくり、技と文化を高める」こと。このような‘営み’を通じて「もの・ひと・まち」の総合的な把握への道を拓いた。この意味では、地域と密着した人間に固有の‘営み’を基軸に「産業と生活（いきざま）」が存在し、彼らが主体となって、地域間の分業、地域内の分業を行う。ここでは、互いの人格性が総合に認め合われ、生活や仕事からの「学びあい育ちあい」が可能である。彼らは、モノの流れを生業できる人間であり、貨幣価値や商品生産に振り回される人間ではない。物々交換の主体から、貨幣が生まれ、貨幣を持って、商品やサービスを購入するときでも、自分が「ものやサービス」をつくった経験を活かして、相手の作ったものの背後にある「技や文化」を公正に評価して、職人技を見る目をもつ「目利き」として相手の生活や希望に配慮しながら取引を行う。これは、一種の「フェア・トレード」である。このような生業人は、貨幣を貯蓄するときには、貨幣を所有する「金融主権者」として資金の活用先にも関心を持ち、公正な融資や健全な金融システムを提案し構築する力量を持つ。また、納税者としても、納税者主権を自覚的に行使して、財政民主主義による予算統制を行う力量を持つ。

このように見れば、生業という概念を確立することによって、人間が「産業と生活」を通じて市場や貨幣システムを制御する視点が確立されたといってもよいであろう。

生業人は、欧米では、古典経済学の誕生以来、A. スミスの商品交換における職人の位置づけやアメリカ独立革命にみるることができるし、産業革命を批判的に検討した、J. ラスキン、W. モリスらの職人論においても見るることができる。また、日本経済学においては、石田梅岩や二宮尊徳、柳宗悦らの職人論として著名である。現代においても、職人に対する高い評価は、Piore, M. J. & C. F. Sabel, (1984) *The Second Industrial Divide, Possibilities for Prosperity*, Basic Books Inc. N. Y. (マイケル・J・ピオリ、チャールズ・F・セーブル著、山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳『第二の産業分水嶺』筑摩書房、1993年)にもみられるし、現代企業の人材育成や人材確保政策にも反映されており、ある意味では当然のことともみなされている。

しかし、同時に注目すべきは、生業の展開が現代においては、世界的な規模での金融資本の展開する条件下で行われており、金融資本の展開過程と、生業との対抗関係こそが現代産業論研究の課題であることに変わりはない。

金融資本と産業論との関係は、第二次大戦後、呉天降教授のアメリカ金融資本成立史研究において、画期をなす視点が確立された。この見解によれば、金融資本は、産業・金融・地域の三側面から市民生活や生業を支配し、人間を量産型産業や、投機的金融資本や、金融資本によって空洞化された地域の付属物に転化しようとする。

そうすると、人間は人生において生業を実現しようとしても、自分の構想を実現したと思えば、挫折させられながら再起する中で（レジリエンスの中で）、正の経験価値や負の経験価値を自身の心身に体化する過程に注目せざるを得ない。この過程では、「学習」概念が決定的な役割を演じる。

金融資本が市民生活に影響を及ぼし、人間疎外の状況が広がる。しかし、金融資本が個々の人間を生存競争に陥れ、互いを孤立させるにもかかわらず、人間は習慣や伝統の中にある「結い」や「つながり」、「わかちあい」「家族で子を育てる習慣」を、地域において、継承し発展させる。それ

を可能にするのは、皮肉にも、金融資本の発展が生み出した、「科学技術・芸術文化をビジネスに応用して最高の利益を上げる動き」のなかで、「あらゆる人々を貧困化」させながら、同時に、「科学する機会を提供」してたこと。この結果、機械の操作などによって、人が機械に触れながら、機械と競争させられて、貧困化する一方、機械に触れた経験を活かして、先人から継承した伝統的な職人の力量に科学的精神を吹き込み、他人とのつながりや、学びあいの機会があれば、新しい職人として再生する機会と場を得たことである。貧困化する中で、生命と生活を蘇生させようとすれば、手にした科学を活かさざるを得ない。ここに職人再生の手掛かりがある。

多くの学校制度が、就業のために生存競争の場になったが、同時に、学校の中で、科学に触れ、自然・社会・人文の科学知識を身につけることは、厳しい仕事の中で、コンピュータを操作し、多様な機会と付き合っ、操作の力量を身につける中で、現代職人の再生につながる契機が生まれる。これを蘇生させる場は、社会人の生涯学習・生涯研究のシステムである。

人生の中で、生存競争に直面しながら、あえて、人とつながり、科学に触れ、学校や仕事・生活の場で、「自分の心身に体化されたもの」とは、「人が生活する地域」において、先人が構想しつつ、実現してきた技や文化の伝統や習慣を反映しており、制度学派の祖、ヴェブレンが指摘したように、「人間は伝統と習慣の塊」としても位置付けられる。文化経済学者、D. スロスビーは、これらを「目に見えない文化資本」と呼んでいる。

ここでの「文化資本」は「目に見えないが貴重な文化的価値や経済価値をもつ‘元手’」であり、人類の長い歴史の中で、継承されつつ、創造的に発展させられてきた。現代産業を、このような視点から考察すると、地域において個々人がもつ経験価値は、あらゆる産業や生活を産み出すための最重要な資産であり、多くの貴重な成果を産み出す可能性を持つ。ここでは、負の経験価値を学習を通じて正の経験価値に転換しうる時間や空間

(場)が重要な意味を持つ。

### III 経済資本研究の新段階

日本における市民運動は、公害・環境問題を契機としながら、労働問題の方向にも、大きな影響力を及ぼし、労働時間の短縮や格差の是正、自由時間の確保などの方向へと発展する。

自由時間の確保は、労働者や経営者の教育研究へのかかわりを生み出し、職業教育や学術・芸術教育への道を開く。この結果、市民と社会は、学習や教育投資によって、人的能力を開発し、身につけた文化資本を能動的に生かしつつ新たな所得を獲得して所得貧困からの脱却に挑戦しうる。

さらに、これらの社会改良の結果を、前提として、新たな経済資本活動や経済成長の経路が開けてくる。この点を、最初に、アメリカ金融資本成立史研究において解明したのは、呉天降教授の業績であった(呉天降『アメリカ金融資本成立史』有斐閣、1971年)。アメリカ社会は、社会改良の点で、工場法、教育システム、累進所得税、など、世界的に見て先駆的な動きを示す一方で、金融・証券における大衆的な基盤を活用して、金融資本が急成長する実態が生まれていた。また、金融資本の動きは、鉄道に象徴されるように、インフラストラクチャーの整備を基軸としながら、鉄鋼業(機械金属)と石炭業(エネルギー)が総合的に発展するし、農村と都市との大規模な交流の中で、都市の過密と農村の過疎という対極を生み出し、都市官僚制を原点とする巨大官僚制を、企業や官庁において形成し、財政規模を膨張させ公務員数を増加させてゆく。

他方で、大規模な資源開発の必要性は、各国の鉄道網の国際的発展をもたらし、その接点のところでは、植民地化や植民地再分割の動きをつくりだす。

それは、これまでの独立自営農民を原点とする市民から、都市市民が並行して誕生し、世界的な金融の動きを制御するには、世界市民としての視野が必要であり、各民族の共生関係の追求や、各

国における納税者層の形成を基礎とした財政民主主義や納税者主権論の台頭、金融や産業の民主化や自治への動向、地域問題に対応する市民の地域自治への胎動を呼び起こす。

この研究成果を日本経済に適用して、日本金融資本の蓄積過程を研究すると、市民形成論は、新たな視点からの接近が可能となる。

それは、金融資本の支配関係が、経済資本の活動を、産業、金融、地域の三方面にわたって展開させ、それと同時に、市民が多様な側面から、金融資本を制御する可能性に道を拓いたからである。この点を、現代の金融資本と、国際的な展開を念頭において、①産業、②金融・財政、③地域について検討しよう。

#### (1) インフラストラクチャーと結合された現代産業の発展

勤労者の自由時間拡大による移動や交流の拡大が鉄道、道路・自動車、電信電話、インターネットなど、交通・通信・情報インフラストラクチャーを生み出しつつ、金属・機械産業、エネルギー産業の発展と都市的生活様式に対応した家庭用電機機器類・化学繊維などの産業に展開の場が提供され、あらゆる産業が素材や機器（人工知能、コンピュータ、ロボットなど）、衣食住を通じて市民生活の中に浸透し、安全性や環境保全など、すべての面で産業に対する消費者の関心が高まる。消費者主権意識が高まるとともに、消費者が学習を通じて嗜好の型を変化させ、効用経済学が前提としてきた、嗜好の不変性は否定され、学習によって生活の質への欲求は変化し発展することが経済理論として確認される（これを新しい消費者主権論と呼んだのは、A. ピーコックであった。池上惇『文化と固有価値の経済学』岩波書店、10頁以下）。

これによって消費者主権の自覚が高まり、産業自治の担い手としての職人と消費者主権の担い手としての消費者との連携によって、両者を仲介する商業・デザイン事業者を制御しつつ、共生する道を拓く。

#### (2) 金融・財政の基盤拡充

所得改良が零細貯蓄・保険等の形で、銀行預金や零細株主など金融資本の資金的基礎となり、経済資本は金融資本として基盤を拡充するとともに、大規模なインフラストラクチャー整備は、財政膨張を呼び起こす。市民は、零細貯蓄、小株主として、金融・証券を主体的に制御する可能性を獲得するとともに、零細納税者を基盤とした重い税負担と社会保険負担、大量の国債発行と零細規模の国債所有者などの実態を市民が自覚し、「課税権の制限」「納税者主権を行使する可能性」が拡大される（課税権制限・納税者主権論の展開は、池上惇『財政学——現代財政システムの総合的解明』岩波書店、1990年初版参照）。

#### (3) 市・地域開発による生活様式の変革を通じた土地・不動産経済の基盤拡大

すなわち、インフラストラクチャー整備を背景とした「都市と農村の交流」の中で、一方では、金融資本の土地投機や、農村資源の大都市への集中などの傾向が生まれる一方で、自治と分権の動きが定着し、新しい地域生活様式、建築様式、まちづくり、村おこしなどの推進主体が形成される。

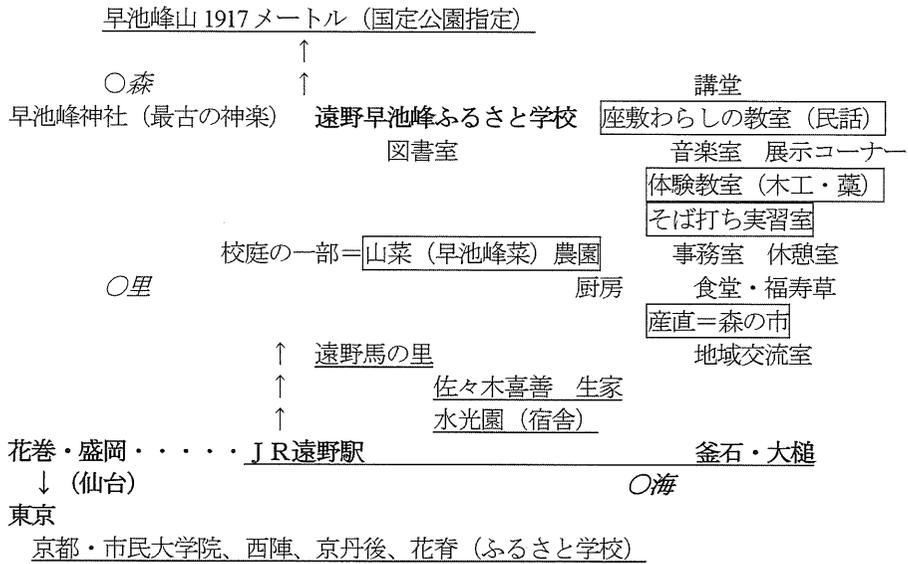
市民は、いまや、職人主権をもつ産業自治の担い手であり、新しい消費者主権をもつ経済自治の担い手であるし、納税者主権・金融主権をもち、地域コミュニティ自治や地方自治の担い手となる。これらの複合的な自治の担い手としての市民こそ、現代社会の改良と進歩の原動力である。これらの基盤の上に地球環境問題などの深刻さは地球市民の形成を不可避なものとした。さらに、世界規模のインターネット社会の誕生は、新たな動向を市民社会にもたらす。

### IV 「ふるさと学校」による新職人の形成 ——都市から農村への人流——

#### (1) 人口減少地域を再生するには

岩手県遠野市で、2010年6月12日、遠野早池

図1 遠野早池峰ふるさと学校の地理的位置



峰ふるさと学校が開校した。この学校の特徴は、人口減少で廃校となった校舎を活用している。高冷地にある校庭に農場を設けて、伝統野菜の栽培を行い、地元の篤農家たちと高校生の交流の場となる。東京から、家族ずれで、自然を楽しみ、伝統文化に触れ、森や農業を体験できる。年間、4～5千人の人々が訪れる。これは、学校であって、産業を担う場であり、農林工芸学校ともいべきである。

都市にはない、この農村の魅力は、校長によると、携帯がないこと、コンビニがないこと、古い校舎を自分たちで、清掃し、廊下を雑巾がけで走ること、食堂で、地元の野菜、果物、米、特産品、はちみつなどを楽しむこと。校舎の中には、驚くべきことに、産直市場があり、地元の新鮮な野菜が安く購入できること、そば打ち、わら細工など工芸、伝統技法の教室があり、継承の場となっていること、等々である（図1参照）。産直市場では、震災前は、山菜、きのこ、が中心であったが、放射線被害で、不可能となり、今では、伝統野菜に移行している。

さらに、ここにおける伝統野菜、早池峰菜の栽培は地元の高校生が担っている。ベテランの農業

者から技能や技術を継承する場でもある。伝統野菜の種子の発見や、初めての育成は研究開発として実行され、全国で最優秀と認められた。

ここでは、森の文化が「ふるさと」学校を育み、過疎地に、産業の種子を撒き、都市と農村の交流事業の中で、後継者を育成し、将来の定住人口につなげようと試みている。アメリカ合衆国には、「草の根民主主義」という言葉があるが、ここには、「森が育てる市民社会」が育まれている。

## (2) 「ふるさと」学校の可能性

このような歴史と地理を踏まえると、森林は、「ふるさと」学校という、義務教育ではない、貴重な森林資源を保全し生かす教育システムを育てていることを示している。しかも、ここにおける教育は、都市と農村を包括する広域的なひろがり・つながりがある。

いま、地域再生を目指す書物は沢山でていますが、人口減少の現場である、森林地帯の元学区にまで目を届かせているものはない。

いま、改めて注目するときである。各地の調査をしていると、日本の各地の元学区には、注目すべき伝統がある。例えば、京都では「竈金制度」

というものが明治の学校制度が誕生した時、わずかな期間であるが存続した。それは、地元の有力者が校舎を寄付し、校舎では、地元のすべての住民が平等に資金を出し合って基金をつくり、それを運用して、産業振興、金利による教員・消防職員・行政職員などの給与に充てたのである。

また、但馬地方では、戦後、東井義雄先生が校庭に農場を拓き、子供や大人とともに、「理想的な農業」のための産業実験を行い、実験を通じて、「村を育てる」教育を実践された。

いま、わたくしが代表理事を務める「一般社団：文化政策・まちづくり大学校（略称・市民大学院）」では、遠野の、「ふるさと」学校をひとつのモデルとして、各地に「ふるさと学校」づくりを行い、地域再生に貢献しようと、各地の子供たちと、都市からの訪問者、アイターンなど、都市から農村に向かう社会人のための「学びあい育ちあいの場」をつくろうと活動している。

人口減少に直面する中で、各地の子供たちに、地元の良さを自覚してもらいながら、地元の農村環境を生かした、農林工芸の場が地元の篤農家や新職人たちによって開かれ、地域の伝統を継承しながら、都市における生存競争の中で、科学を身につけ、学術や芸術を地域に伝えつつ、地元の多様な要望に応える人材が強く求められている。

ふるさと学校づくりには、今まで、多くの資源を農村から移転してきた都市の側からの、資金と人材の提供が必要となってきた。市民大学院では、京都や東京で篤志家、中小企業家、企業人、知識人などから寄付や賛助金を集めて農村の空き校舎などを活かし、地元の「ふるさと学校」と「地域の資源を研究開発する研究所」の構築を目指している。この学校で、都市で生活する多くのオーバードクター、失業中の弁護士、音楽家、工芸家など、学術、芸術にかかわる人材が教育・学習と研究開発に関わり、あらたな職場や定住の地を拓く。

## V 結論と展望

### — A. センの能力貧困論

A. センは『自由と人間開発』(*Development as Freedom*, A. A. Knopf, Inc. New York, 1999. 石塚雅彦訳, 日本経済新聞社, 2000年)で言う。「政策論争は所得の貧困、所得の不平等を過大視する傾向がある。その結果、失業、不健康、教育の欠如、社会的疎外といった他の要因における貧困状態を無視する傾向を生み出す恐れがある」(121頁)。

センは、所得貧困と能力貧困を区別し、後者を研究する重要性を示唆した。日本の経済学も、1970年代から、保育や福祉、医療などの諸問題を経済学研究の視野に入れ、疎外問題を「あらかじめ希望が失われる」絶望状態の研究、生存競争の研究へと目を向けてきた。経済学研究も、漸くではあるが、ラスキンやモリス、石田梅岩や二宮尊徳の研究に向かいつつあり、ヒューマニズムやコミットメントの概念が経済学に定着し疎外状態からの改革のためには、高い人格を持つ人間が経済や経営を担うべきではないかという視点が浸透し始めている。地球環境問題や大災害のなかで、格差や貧困、地域再生の課題が深刻化してくるので、人と人の信頼関係による‘つながり’や‘ひろがり’の大事さが痛感されてきた。孤立と生存競争から直接には変革は生まれえない。信頼関係という媒介があってこそ社会的合意、自治と変革が生まれる。

『自由と人間開発』第8章「女性の能動的な力と社会変化」において、センは、メアリー・ウォルストンクラフト『女性の権利』1792年をひきながら、権利を擁護する政策における考慮点として2点を挙げている。

(1) 女性の福利。エンタイトルメント(健康や知識、衣食住のように女性が身につけ所有権を持ち自由にできるもの) = 女性の福利増進の権利

(2) 女性の能動力。エンパワーメント(人が自由に発揮できる能動的な力の獲得を目的とした権

利) = 機会の社会的な保障と、機会を生かす力量の獲得を支援すること (215 頁)。例・教育 (例えば医学教育) の機会やそれを生かした資格 (例えば医師資格) の獲得。女性に対する公平な処遇と「女性の能動力 (agency) の積極的な役割」。

「女性は、もはや、福祉向上を支援されるという受動的な立場 = 受け手にとどまらず、男性にとっても、女性自身にも、変化のための能動的な力であると見られるようになっていく」 (215 頁)

さらに、能動力と福利の関係を研究すると、女性の福利を充足する緊急性の認識の必要性が明らかになる。能動者が存在してこそ受動者を支援しうる可能性が拡大するのである。「能動的な力の役割を理解することは、人々を責任ある人間として認めるのに最重要なことなのである。たんに元気が、病気がだけでなく、行動するのか行動を拒否するのか、他の方法でなくこの方法で行動する

ことを選択できるかどうかなのだ。したがって、われわれ——女性、男性ともに——はあることをなす、あるいはなさないことについての責任を取らなくてはならないのである。これは、受動者と能動者との相違をつくりだすのであり、この相違を認識しなければならない。」 (216 頁)

結論としてセンは言う。「女性の福利に対する、男性などに対すると同様の敬意や配慮に大きな影響を及ぼすのは、独立した所得を稼ぐこと、家庭の外に職を見つけること。所有権を持つこと、文字が読め、家庭の内外の諸決定について教育ある参加者になれること、などの能力である」 (218 頁)。職業能力の獲得なくして制御の主体は存在しない。科学を身につける大学院教育と結合された「ふるさと学校づくり」が主体を形成する。

(いけがみ じゅん 所員 京都大学名誉教授)

# 循環型地場産業の創造

## ——脱成長時代の地域創生への視座——

熊坂 敏彦

本稿は、脱成長時代の地域創生の中核を担う「循環型地場産業」について論じる。旧来の「地場産業」の「産地革新」の中に、大企業にはない新時代の地域創生の「種子」を見出し、それらと新時代の重要課題である①自然・環境再生、②地域・コミュニティ再生、③地域イノベーション、④地域文化創造等との係りを概観する。

### はじめに

筆者は、働きながら学び、ライフワークとして「地場産業」の研究をしてきた。「地場産業」と初めて出会ったのは学生時代のことで、山形県の鋳物、農機具、木工家具、メリヤス等の中小企業実態調査においてである。

その後、28年間の銀行勤めを通じて多くの「地場産業」と出会った。特に、名古屋勤務時代には、トヨタ自動車グループを担当して東海地域の裾野の広いものづくり地場産業と接し、瀬戸、赤津、常滑などの陶磁器地場産業と巡り合う。2005年には、陶磁器地場産業の自主研究を始めて茨城県の「笠間焼産地」と出会った。

2009年から2015年まで約6年間、地銀系シンクタンクの研究員として、茨城・栃木両県を中心とした地域産業の調査に従事した。この間、笠間焼、益子焼、結城紬、稲田石・真壁石、日立ひたちなか地域のものづくり地場産業、茨城・栃木両県の清酒製造業等、「地場産業」の調査を行った。

本稿は、産業学会で出会って以来、私の「地場産業」研究を見守り続けてくださり、ご指導をいただいている名古屋学院大学の十名直喜先生より本年3月に名古屋で開催された基礎経済科学研究所2016春季研究交流集会で報告の機会を与您いただいたことに端を発し、その報告要旨に基づいた小論である。本稿は、私の今後の「地場産業」研究に関する見取図のような位置づけである。

「地場産業」に関する先行研究は、中小企業論、地域経済論、経済地理学などの分野で膨大な研究集積がある。しかしながら、それらは、個別産地や個別業種の存立条件や存立形態に関するものが中心である。グローバルな視点で我が国の産業構造の変化や産業政策の変化の中で、地域経済産業全体の内発的な発展と関係づけて捉えたり、「ものづくり」だけでなく「まちづくり」「ひとづくり」と一体化して捉えたりする研究は少ないように思われる。

本稿は、「脱成長時代」の地域創生を視座に、新しい時代の「地場産業」を論ずるものである。すなわち、①「空洞化」し消滅しつつある旧来の「地場産業」の中に、新時代に対応した革新的事例を抽出し、新時代に生きる伝統的な「地場産業」の「DNA(遺伝子)」や「種子」を検出する、②旧来の「地場産業」の範囲を新時代の環境変化に対応させて拡大し、新しい時代の新しい「地場産業」の概念の構築等を試みる。

## I 「地場産業」の現状と問題

### (1) 従来型「地場産業」の定義

一般に、「地場産業」とは、「零細企業の地域集団による広域商品の生産流通体系」(板倉勝高)、「自然環境の優位性や原料資源の存在、豊富な労働力や特殊な技術、さらに有力な商人の存在を条件として産地を形成している中小企業」(下平尾勲)等と定義されている。

また、その特性として、「①特定の地域に起

こった時期が古く、伝統のある産地であること、②特定の地域に同一業種の中小零細企業が地域的企業集団を形成して集中立地していること、③多くの地場産業の生産、販売構造がいわゆる社会的分業体制を特徴としていること、④他の地域ではあまり産出しない、その地域独自の「特産品」を生産していること、⑤地域産業とは違って市場を広く全国や海外に求めて製品を販売していること」(山崎充)があげられる。

なお、「伝統的工芸品産業」も、「地場産業」に含まれる。それは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(1974年公布)に基づいて経済産業大臣が指定する「伝統的工芸品」をつくる産業で、「伝統的な技術・技法、伝統的な原材料を使って、古来より民衆の日常生活に用いられてきた生活用品を工芸品として生産する産業」とされている。

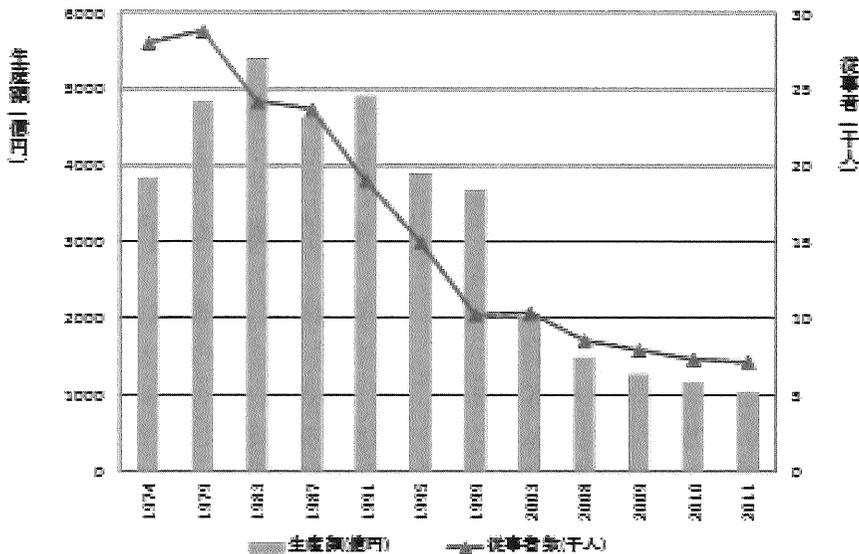
(2) 産業構造変化に伴う「地場産業」の存立基盤の変化

このような「地場産業」は、わが国の産業構造の変化の中で構造的な不況業種となり、「空洞化」

を余儀なくされてきた。すなわち、1970年代は、「ニクソンショック」による変動相場制移行後の「円高」ならびに「オイルショック」によるコストアップと、2つの「ショック」による環境変化から「輸出型地場産業」を中心に壊滅的な打撃を受けた。1980年代は、1985年の「プラザ合意」以降の急激な「円高」によって深刻な影響を受けた。1990年代には「バブル崩壊」と長期不況、国際競争激化などによって苦境に陥った。2000年代には「グローバル化」、特に東アジア・中国からの安価な輸入品との競合によって「空洞化」が深刻化した。

こうして、1985年から2005年の20年間に、産地内企業数は約12万件から約4万件へ3分の1に縮小し、「産地」の生産額は半減、輸出額は5分の1に激減した。ちなみに、「伝統的工芸品産業」についてみると、生産額はピーク時の1983年度の約550億円から2006年度にはその3分の1へ、2010年度以降は約100億円と5分の1の規模まで縮小している(図1)。わが国の「手仕事」を中心とした「地方文化」や「伝統文化」は、「グローバル化」に伴う産業構造の変化の中で、

図1 伝統的工芸品産業の推移



(資料) 伝統的工芸品産業振興協会

まさに「空洞化」の危機に瀕している。

なお、全国の「地場産業」の産地を対象とした統計調査は、2005年度を最後に行われておらず、その後の動向は把握することすらできなくなっている。「伝統的工芸品産業」に関しても、一部の調査結果しか公表されていない。

## II 「産地革新」の展開と新たな「地場産業」創生の萌芽

### (1) 「産地革新」の展開と類型化

「地場産業」は、前述のような事業環境の変化や産業構造の変化に対応して様々な「産地革新」や「事業転換」に取り組んできた。一般に、「産地革新」とは「事業転換」と同義であり、その内容は、①製品そのものの転換、②その質的な転換、③市場の転換、④生産方法の転換、⑤経営の転換などとされる（山崎充「日本の地場産業」）。

最近におけるわが国の「地場産業」産地の「産地革新」の内容と主な事例を類型化すると以下のようになる（表1）。「ものづくり」に関する「革新」のみならず、「まちづくり」や「ひとづくり」とかかわる内容も含んでいる。

#### (a) 「ものづくり」の革新

##### ① 「事業転換」

事業環境の変化に対応して、製品や業種の転換が見られる。燕三条産地は、金属洋食器から金属ハウスウェアへ業種転換がみられ、鯖江産地では、メガネフレームから医療器具・航空機部品などへの製品転換が進行している。全国の清酒製造業でも、普通酒から高級酒（純米酒や吟醸酒など特定名称酒）への製品転換が進みつつある。

##### ② 「連携」（「ネットワーク」「コラボレーション」等）

「地場産業産地」の生き残り戦略として、様々な「連携」が見られる。

「ネットワーク」は、中小企業同士が「連携」して「共同受注」や「共同販売」等を行うものである。モノづくりのメッカである東京都大田区（「発注・受注ネットワーク」）、墨田区（「ラッ

シュすみだ」）、大阪府東大阪市（「横受けネットワーク」）などの先行事例がある。秋田県の酒蔵5社の若手経営者は、「品質向上」や「高級化」を目指して技術交流集団「NEXT 5」を立ち上げ、「共同開発」「共同生産」等を行っている。

「コラボレーション」は、異業種・異分野間で「連携」することによって新しい「製品開発」や「販路開拓」等を行うものである。高岡銅器（富山県）と山中漆器（石川県）による新商品開発、笠間焼（茨城県）や益子焼（栃木県）の産地における陶磁器産業と産地内の酒造産業との「コラボレーション」によるイベント企画開催や商品開発などがあげられる。

「産学官連携」も「連携」の一つであり、産地の企業と地元大学と公的機関が「連携」して商品開発等を行うことである。墨田区のモノづくり中小企業6社が大学や研究機関と「連携」して進めている無人深海探査機「江戸っ子1号」プロジェクト等が注目される。

##### ③ 「デザイン力」「ブランド力」

「デザイン力」とは、著名なデザイナーと「連携」して付加価値の高い、時代のニーズに合った新製品開発やマーケティングに取組むことである。山形の「地場産業」（鋳物・木工家具・繊維等）と山形出身の世界的なカーデザイナー・奥山清行氏による「山形カロツエリア研究会」や今治タオルとデザイナー・佐藤可士和氏との「連携」による新製品開発、販路開拓など、「デザイン力」向上による「産地革新」の事例が見受けられる。

ここでいう「ブランド力」とは、「産地」や「地域」の「差別化」を強め、「高付加価値化」を図り、全国・世界市場に飛躍するために、地域全体で認知力向上に取組むことである。上記の「山形カロツエリア研究会」の「山形工房」ブランドや「今治タオル」の他、産地あげて「脱OEM化」＝「自社ブランド育成」に成功した「鯖江メガネ」産地等の事例があげられる。

(b) 「まちづくり」の革新

④ 「産業観光」

「地場産業」は、「地域資源」の一つとして工房・工場見学やイベント開催などを通じて内外から観光客を呼び込み、「まちづくり」や「地域活性化」に貢献している。墨田区の「スミファ（すみだファクトリーめぐり）」、燕市と三条市の「燕三条工場（こうば）の祭典」、笠間焼産地の「陶炎祭（ひまつり）」、豊岡産地における商店街との連携による「カバンストリート」の観光化、波佐見焼産地における農業と連携した「グリーンツーリズム」等があげられる。全国の清酒製造業に見られる「酒蔵ツーリズム」や「酒まつり」等も「産業観光」の事例である。新潟県酒造組合が主催する「にいがた酒の陣」という国内最大級の日本酒イベントには85歳が参加するが、2日間で10万人を越す来場者がある。また、外国人も年々増加しており、「国際化」にも一役買っている。千葉県で一番小さな町である神崎町では、酒蔵2社が中心になって毎年3月の第2日曜日に「酒蔵まつり」を行っている。その日は、人口6,300人の町に5万人もの来訪客があり、賑わう。神崎町は、このまつりを日常化し、リピーターを確保したいと考えて「道の駅」事業（第三セクター）に発展させ、「発酵の里こうざき」として発酵をテーマにした「まちづくり」に取り組んでいる。

(c) 「ひとづくり」の革新

⑤ 「人の誘致・育成」

産地や産地企業の「サバイバル戦略」として最も重要なのが人材の育成であり、人材を誘致することである。

笠間焼産地では、第2次大戦直後の「産地存亡

の危機」に際して、当時の産地の関係者が陶芸団地や芸術村などインフラ（受け皿）を整備して外部から「作家誘致」を推進し、人材を育成してその後の産地発展につなげた。最近においても、茨城県工業技術センター窯業指導所を茨城県立笠間陶芸大学校に改め、外部から著名な陶芸デザイナーを招聘（誘致）するなど「人の誘致」によって「人の育成」を図り、技術力、芸術性、デザイン性、ブランド力の向上を図ろうとしている。

(2) 新しい時代に生きる「地場産業」の「DNA」

以上のような「地場産業」の環境変化への取組みや「産地革新」事例の中に、われわれは「地場産業」の新たな存在意義や使命を見出すことができる。それらは、「地場産業」の「DNA」というべきものであり、新時代の「地域創生」の「種子」にもなりうるものである（表1）。それらは、総じて、グローバル化した大企業にはない、地域や地場に根差した「地場産業」ならではのものです。

その主なものは、以下のとおりである。第1は、「事業転換力」「イノベーション力」である。「地場産業の歴史は、事業転換の歴史である」と言われるが、「地場産業」には、経済環境の変化に適應していく「小回性」や「弾力性」があるとみられる（山崎）。

第2は、「連携力」「ネットワーク力」である。「地場産業」は中小零細企業が主体であるため単独での取組みには限界があり、「産地革新」成功事例の多くは、様々なタイプの「連携」によるものである。そのような「連携」は、新時代の「分かち合い」や「共生」ともなじむものである。

（表1）「地場産業」の主な「産地革新」事例（順不同）

区分	番号	内容	主な事例	革新的DNA
ものづくり	①	事業転換(製品・業種)	燕三条(製品多様化)、鯖江(製品多様化・異業種参入)、清酒産業(高級酒転換)	事業転換力
	②	連携	ネットワーク:大田区・墨田区・東大阪等の共同受注、秋田県酒造5社・「NEXT5」 コラボレーション:高岡銅器と山中漆器、笠間焼・益子焼と酒造業界 産学官連携:墨田区「江戸っ子1号プロジェクト」	連携力 ネットワーク力
	③	デザイナー・ブランド力	山形(奥山清行氏「山形カロットエリア研究会」のブランド「山形工房」) 今治タオル(佐藤可土和氏との「ブランド化事業」)、鯖江メガネ「ブランド育成」	文化力 デザイナー
まちづくり	④	産業観光	墨田区「スミファ」、燕三条「工場の祭典」、笠間焼「陶炎祭」 豊岡「カバンストリート」、波佐見焼「グリーンツーリズム」	地域コミュニティ創造力
ひとづくり	⑤	人の誘致・育成	笠間焼「作家誘致」、墨田区「フロンティアすみだ塾」	人間性、人材育成力

（資料） 新聞記事、ヒヤリング等

第3は、「文化力」「デザイン力」である。もともと「地場産業」は、職人の手仕事や伝統的な技、産地作家の作品・芸術品に支えられており、そこで生み出された製品は「地域文化」や「日本文化」を代表するものも多い。

第4は、「地域コミュニティ創造力」である。「地場産業」は、大企業とは違って「磁場」に吸引されるように「地域」と一体化しており、地域社会やコミュニティの構成員の一人としての面を持つ。「地域資源」「観光資源」であることはもとより、「まつり」や「地域イベント」の推進者としての役割も大きい。

第5は、「人間性」「人材育成力」である。「地場産業」は、大企業と違って、「等身大の技術」「人間の顔を持った技術」で成り立っており、自然・環境に親和的であるばかりではなく、人にとっても優しい産業である。地域の若者に対して、人間的な仕事、創造的な仕事、喜びを与える仕事を提供し、有能な人材を育成してきた。また、「産地革新」においては、「よそもの」「わかもの」「ばかもの」を受入れ、上手に起用して成功した事例が多い。

(3)「脱成長時代」における「地場産業」の復権  
今、わが国は、戦後70年が過ぎて時代の大きな「転換期」に立っている。特に、1980年代以降、アメリカを中心とする「グローバリゼーション」「新自由主義」「市場原理主義」の波に巻き込まれることによって、従来からの日本的な成長要因を失い、「格差社会」「新たな貧困」等に象徴される諸問題を抱えている。

また、2011年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電事故は、われわれにわが国が世界有数の「地震列島」であることや原子力の「安全神話」「低コスト神話」が無意味であったこと、いったん原発事故が起きると放射性物質による自然汚染が広がり、家庭・コミュニティ・地域が分断・破壊され、長期間にわたって自然や人間に大きな影響をもたらすことなどを改めて認識させてくれた。

こうして、われわれは、今、「人口減少社会」、 「脱成長社会（脱経済成長至上主義）」、「ポスト・グローバル化社会」、「脱原子力社会」などへの「岐路」・「転換点」に立ち、新しい「国のかたち」を創生することを強く求められている。

本稿は、その方向性として、「持続可能な循環型社会」「定常化社会」「地域分散型社会」「脱原発型社会」を志向し、そうした「新しい社会」への転換を重視する立場である。そして、従来の「グローバリゼーション」に対して「ローカリゼーション」を重視する「新しい社会」においては、地域内での経済循環が重要であり、地域の産業の中核として「地場産業」の復権が期待される。というのも、「地場産業」は「空洞化」の一途を辿り、その使命、存在意義を失いつつあったが、他方で「地場産業」は「新しい社会」において「地域創生」の担い手として再評価しうる数多くの「DNA」を有しているからである。

## IV 「循環型地場産業」の定義と特徴

### (1) 地域創生の中核としての「地場産業」

「地場産業」の環境変化への対応の中で、「産地革新」の多くを占めている「ものづくり」だけではなく（表1）、「まちづくり」や「ひとづくり」との関係という視点で捉えなおすと、「地場産業」は「地域創生」の中核として存在感を増してくる。

すなわち、従来の「地場産業」を核にして、地域農業（農林水産業）、地域エネルギー産業（自然・再生可能エネルギー産業）、地域商業、地域観光・サービス業・金融業等、地域内の他の「地域産業」と「連携」しながら、「ものづくり」と「まちづくり」と「ひとづくり」が一体化し融合した内発的な「地域循環型経済社会」を創生してゆく可能性がある（図2）。そして、「地場産業」は「地域創生」の中核として、自らを「革新」しながら「新しい地域の産業」すなわち「循環型地場産業」を創造し、地域を発展させる可能性を有

している。さらに、「地場産業」を中心に、他の「地域産業」や関係者（地方自治体、諸団体、協同組合、大学、NPO/NGO、生業、個人など）と様々な「連携」や「協働」を通して、「新しい社会」の重要課題と向き合いながら、地域を創生し、新しい社会を創り出すことができる。

新しい時代の主要課題として挙げられるのは、大きく次の4点である（図2）。

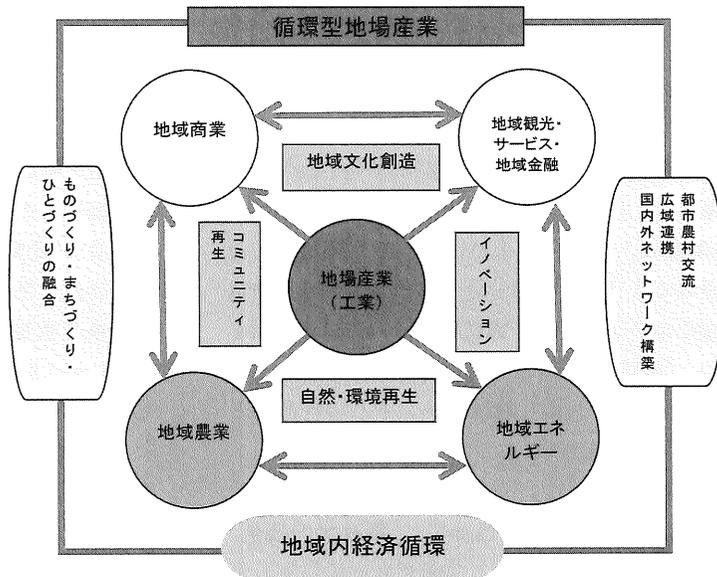
第1は、「自然・環境再生」である。持続可能性のある循環型社会経済を構築するため

に、地場産業・地域農業・地域エネルギー産業等が「連携」して、農業の再生（6次産業化など）、自然・再生可能エネルギー利用の拡大につとめ、食料やエネルギーの自給率を高めながら地域主体の「内発的発展型経済」を構築することである。

第2は、「地域イノベーション」である。「脱成長時代」＝「定常型社会」の産業構造・地域構造は、従来の「大規模集中型」から「小規模分散型」に移行し、「スローな産業」「スローライフ」が主流となる。地場産業・地域エネルギー産業・地域観光・サービス・金融業等が「連携」し、「地域オープンイノベーション」等を推進することによって、そうした時代にふさわしい新技術・製品・サービス開発や起業が行われることが期待される。

第3は、「地域コミュニティ再生」である。「地域分散型社会」の構築には、その主体となる「地域」や「コミュニティ」の再生が重要となる。地場産業・地域農業・地域商業等が「連携」し、推進者となって「まつり」や「イベント」や「着地型観光」等を行いながら地域コミュニティの再生が図られることが期待される。

第4は、「地域文化創造」である。「地場産業」は、もともと「手仕事」や「作品づくり」等を通



（図2）循環型地場産業の概念図

じて地域文化の担い手であったが、さらに、新時代のニーズを踏まえて、地域商業・地域観光・サービス・金融業等と「連携」しながら個性的な地域文化創造に努めることが期待される。

このようにして、地域内で「ひと」「もの」「かね」「情報」が循環し、「内発的発展」による食料やエネルギー等の「自給圏」が創出されると、国全体としての「循環型社会」「地域分散型社会」の構築に一歩近づくことができる。そして、ものづくり・サービス生産・芸術文化創造・環境保全等が融合化し、さらに、農業・工業・サービス業の高次な総合へと展開する可能性がある。

これこそ、次世代の「持続可能な循環型産業構造」モデル（図2）に他ならない。

## （2）「循環型地場産業」の定義と特性

「循環型地場産業」とは何か。「新しい時代」、すなわち「ポスト・グローバル化時代」「脱成長時代」「脱原子力時代」において、「地域創生」を担う「新しい産業」であり、単に「ものづくり」にとどまるものではなく、「持続可能な循環型地域づくり（まちづくり）」や「地域の自立的なひとづくり」とかかわる産業である。それは、従来型の「地場産業」とは大きく異なるものである。

業種も、従来のように地域内の製造業だけではなく、地域農業（農林水産業）、地域商業、地域観光サービス業、地域エネルギー産業、地域金融業等、広く「地域産業」を含むものである。また、その主体は、中小零細企業だけではなく、個人、生業、協同組合、NPO/NGOなども含むものとなる。

次に、「循環型地場産業」の特性としては、次の6点をあげることができる。

①歴史の古さや伝統性を超えて、むしろ未来創造的なものである、②産地形成には拘らない、③社会的分業には拘らない、様々な連携の下で水平的・垂直的な結合へ発展するものである、④地域の特産品（もの）を産出するだけではなく、地域内のサービス・情報・ノウハウ等のソフトも提供する、⑤市場は、地域内、国内、世界と広い、⑥「ものづくり」だけではなく「まちづくり」や「ひとづくり」と融合した「持続可能な循環型の産業」である。

さらに、このような「循環型地場産業」が「循環型社会」構築の中心となって機能するうえで、基礎自治体としての市町村の枠を超えた「広域連携」や「都市農村交流」、さらには「海外とのネットワーク形成」など、「域外交流」推進による「外延的発展」が重要になっていくであろう。

## おわりに

以上の試論、「循環型地場産業論」の展開については、今後、フィールドワークの範囲を広げながら実証研究を積み重ね、検証・発展させていくことにしたい。

幸いなことに、被災地・福島においても、すでに「循環型地場産業」の萌芽が見られる。喜多方市の大和川酒造店の佐藤彌右衛門会長が中心になって設立した会津電力（株）や飯館電力（株）による大規模な再生可能エネルギーの開発利用、「ふくしま自然エネルギー基金」設立等による地域再生・地域活性化事業、福島市土湯温泉の温泉業者らが設立した（株）元気アップつちゆが推進

するバイナリー発電や小水力発電などの震災復興・まちづくり事業、郡山市田村町の酒蔵・仁井田本家（仁井田穩彦社長）が推進する自然米づくり・酒造りを中心とした「田村町自然の里計画」等である。今後このような事例が全国的に広がることを切に期待したい。

末尾ながら、本稿を作成する機会を与えていただき、研究の方向性を示唆していただいた十名直喜先生に改めて感謝申し上げたい。

（2016年6月30日）

## 参考文献

- [1]板倉勝高（1981）『地場産業の発達』大明堂
- [2]下平尾勲（1985）『現代地場産業論』新評論
- [3]山崎 充（1977）『日本の地場産業』ダイヤモンド社
- [4]十名直喜（2012）『ひと・まち・ものづくりの経済学——現代産業論の新天地』法律文化社
- [5]十名直喜編著（2015）『地域創生の産業システム——もの・ひと・まちづくりの技と文化』水曜社
- [6]広井良典（2001）『定常型社会 新しい「豊かさ」の構想』岩波新書
- [7]西川潤（2011）『グローバル化を超えて 脱成長期 日本の選択』日本経済新聞出版社
- [8]大江正章（2015）『地域に希望あり——まち・人・仕事を創る』岩波新書
- [9]熊坂敏彦（2005）「地場産業による地域・コミュニティ再生の可能性——茨城県・笠間焼産地を事例として」『武蔵大学論集』第53巻第2号
- [10]熊坂敏彦（2006）「地場産業産地の競争力とイノベーション——笠間焼産地の事例を中心に」『産業学会研究年報』第21号
- [11]熊坂敏彦（2012）『茨城産業見聞録——地域産業革新への取組み』筑波銀行総合企画部調査広報室
- [12]熊坂敏彦（2014）『「地方創生」における「地場産業振興」の重要性——笠間焼産地等の革新的取組みに学ぶ』『筑波経済月報』2014年12月号 筑波総研
- [13]熊坂敏彦（2015）『「地方創生」において重要なこと——地方から「第4の矢」を』『筑波経済月報』2015年1月号 筑波総研
- [14]熊坂敏彦（2015）「地場産業の活路」大西勝明編『日本産業のグローバル化とアジア』文理閣
- [15]熊坂敏彦（2016）「清酒製造業の経営革新の方向性——女性市場拡大・国際化・観光化を中心とした事例研究」『昭和女子大学現代ビジネス研究所2015年度紀要』

（くまさか としひこ）

# 持続可能な循環型産業・地域 づくりへの歴史的視座

十名 直喜

「成長」とは何か、「持続可能」とは何か、根底から問われている。そこで、「持続可能な産業・地域づくり」の視点から、掘り下げてみたい。まずは、人類史的なマクロ視点から、俯瞰的にアプローチする。さらに、身近な自然・地域・共同体への関わりの変化に着目し、現場に根ざした「働・学・研」融合型の産業・地域づくりに光をあてる。

## はじめに

世界的に「持続可能な成長」が困難さを増すなか、「成長」とは何か、「持続可能な社会とは何か」があらためて問われている。

共通セッション2は、定常化社会や脱成長、ポスト資本主義などの議論をふまえ、人類史的なマクロ視点から「持続可能な産業・地域づくり」を捉え直す。さらにズームインして等身大の視点から、自然・地域・共同体への関わりの変化、すなわち離脱（「離陸」）から「着陸」への新たな流れ（いわば「静かな革命」）に着目し、現場に根ざした「働・学・研」融合型の産業・地域づくりにアプローチする。

## I 持続可能な社会への 人類史的眼差し

人類史において、2千年は一瞬にしか過ぎない。もし、その間、経済成長が続けば、人類の生産力と地球の自然再生能力とのバランスはどうか。

2千年後の生産力規模は、年率0.007%の経済成長が続くと百万倍に、年率2%となると1億6千万×10億倍になる<sup>1)</sup>。

有限な地球にあって、生産力が自然再生能力を凌ぐに至った今も、人類は経済成長に躍起となっている。まさに、経済成長パラダイムそのものが

根底から問われている。

「持続可能な発展」あるいは「脱成長」をめぐる議論が切実さを増す中、定常化社会論への関心が高まっている。人類史的な視点や情報化、高齢化、人口定常化などの観点を加え、量的成長からの脱却をめざす研究<sup>2)</sup>は、「持続可能な社会」に向けての新たなアプローチとして注目される。

### (1) 人類史にみる「3つの飛躍」と「指数関数的な発展」

物理学の岸田一隆（2014）は、人類史における「3つの飛躍」を提示する。

人類の飛躍は、これまで3回あったという。第1は、現生人類が10万年前に言葉を持って世界に広がったとき、第2は、1万年前に農業と定住による文明を始めた時である。第3は、18世紀に産業革命を起こした時であり、現在まで続く。人口や資源消費量を縦軸に、時間を横軸として対数グラフを描くことによって、近代の300年が有史以来の1万年に匹敵すること、変化の速度がほぼ同じであることを示した。

世界人口からみると、一貫して「指数関数的な増加の継続」であり、「定常期」はなかったという。人類は、10万年前から指数関数的な発展を続けてきた。変わったのは、その増加のペース（すなわち時定数）である。増加のペースは、第2、第3段階へとシフトする毎にルールやライフスタイルに本質的な変化を伴いつつ、加速した。しかし、指数関数的な増加は、持続可能ではな

く、必ず破綻する。

そこからの脱却、すなわち定常化社会へのシフトは不可避であるとして、「3つの循環」視点から、定常化社会へのシフトとあり方を探る。それは、人類にとって「初めて」の定常化への道、いわゆる「人類未踏の地への挑戦」だという。

## (2) 人類史にみる「拡大・成長」と「定常化」の3つのサイクル

アメリカの生態学者デーヴェイの「3つのサイクル飛躍」論に、独自の定常化論を織り込んだ広井良典(2015)は、「拡大・成長」と「定常化」の3つのサイクルとして、人類史を捉え直す。

第1のサイクルは、現生人類が20万年前に地球上に登場して以降の狩猟採集段階であり、第2のサイクルは、約1万年前に農耕が始まって以降の拡大・成長期とその成熟である。第3のサイクルは、産業革命期以降の現在に至る拡大・成長期であり、「第3の定常化」を迎えるかどうかの分水嶺に立っている。

「拡大・成長」と「定常化」のサイクルを引き起こした要因は、人間の「エネルギーの利用形態」、すなわち人間による「自然の搾取」の度合いによるという。

この第3の拡大・成長と定常化のサイクルは、近代資本主義 / ポスト資本主義の展開とも重なる。21世紀の現時点は、(第3の)定常化と新たな(第4の)拡大・成長志向とがせめぎ合う、(数百年ないし千年単位の)大きな歴史の分岐点と捉える。

## (3) 「定常化」の意味を捉え直す

広井良典(2015)は、拡大・成長から定常への移行期において、新たな観念や思想、価値が生まれたという点に注目し、「定常化」がもつ意味を積極的な視点から捉え直す。

第2サイクルの紀元前5世紀前後に、「普遍的な原理」を志向するような思想が、地球上の各地で同時多発的に生まれた。インドでの仏教、中国での儒教や老荘思想、ギリシア哲学、中東での旧

約思想(キリスト教やイスラム教の源流)であり、物質的欲求を超えた新たな価値を説いた点に特徴を持つ。この時代には、各地域で農耕の拡大と人口増加に伴い、森林の枯渇や土壌の浸食が深刻な形で進み、農耕文明がある種の資源・環境制約に直面しつつあったことが明らかにされてきている。

第1サイクルの約5万年前にも、加工された装飾品、絵画や彫刻などの芸術作品のようなものが、一気に現れた。人類学や考古学の分野では、「心(意識)のビッグバン」あるいは「文化のビッグバン」と呼ばれている。狩猟採集という生産活動とその拡大に伴い、何らかの形で資源・環境制約にぶつかるなかで、外に向かっていた意識が内へと反転し、「心」あるいは装飾などの芸術への志向、(死の観念を伴う)「自然信仰」が生まれたのではないかと推察する。

「定常」という表現からは、これまで「変化の止まった退屈で窮屈な社会」などがイメージされがちであった。しかし、それは物質的な量的成長の概念にとらわれたものといえる。

何らかの資源・環境的制約が契機となり、物質的生産の量的拡大から定常化へと転じ、精神的・文化的発展を大きく促す。上記2つの画期は、それを雄弁に物語っており、「定常」というコンセプトの抜本的な見直しを促す。

むしろ、定常期とは豊かな文化的創造の時代、と捉えることができる。それは、まさに「成長」から「成熟」へのパラダイムシフトに他ならない。

## (4) 定常化社会への視座

水野和夫(2014)は、利率率、利潤率の低下の視点から、数百年にまたがる独自の歴史認識を提示する。史上最初の利率率の低下は、17世紀のジェノバで起こった。行き先を失った資本は、スペインへ、その後は英国へと流れ、数百年の曲折を経て、米国に集中する。利潤は、新興国の実物経済の段階では上がるが、資本が生産を離れて金融に移ると下がり、国家も衰退に向かう。米国

も、IT空間という新しい経済空間で成功しているかに見えるが、国民全体の富は一向に増大していない。BRICsのような新興国も、深刻化した資源枯渇がその前途を阻んでいる。

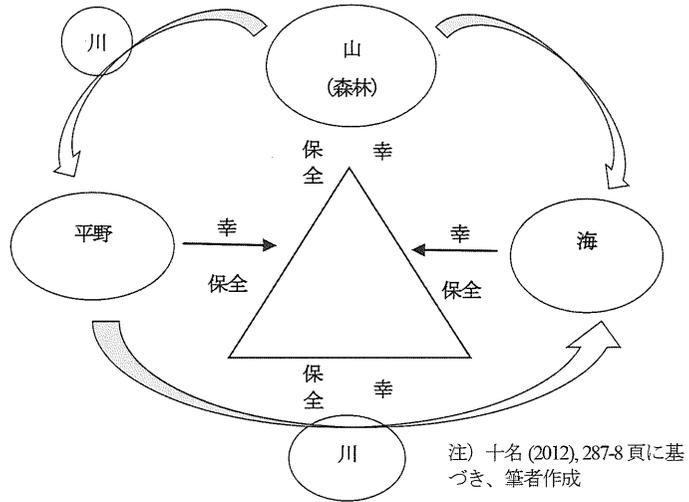
すでに、人口・利子率・国民総生産のいずれも定常化しつつある日本こそ、世界に先駆けて成長なき社会の設計に転じるべきだという。

広井良典(2015)は、「資本主義=限りない成長志向」とみなし、成長とは時間の流れを速めることだという。成長の限りない追求は、実物経済拡大の潜在力があるうちは持ちこたえられるが、それを超えると貨幣という非現実的世界での拡大へと移行する。貨幣的拡大は格差をもたらし、格差を埋めるためにさらに成長が必要という悪循環に陥る。

この連鎖を断ち切るためには、資本主義とは異なる原理や価値を内包する社会が必要で、時間がゆっくり流れる社会への転換を提唱する。人間を共同体に、さらには自然に帰属させることで時間の流れは、緩やかになっていく。

上記のような歴史俯瞰的な視点をふまえ、次章では循環型産業・地域づくりを捉え直したい。

図表1 山・平野・海の循環型産業システム



## II 持続可能な産業循環システムと生命観——“Time is Money”から“Time is Life”へ——

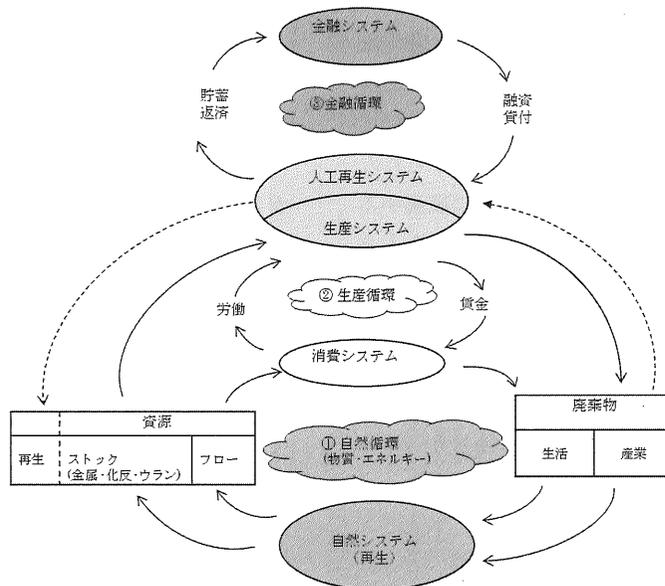
### (1) 定常指向と三位一体の地域・産業システム

前章にみる脱「成長・拡大」すなわち「定常化社会」への巨視的な眼差しは、現場に根ざしたミクロ視点からの循環型産業・地域づくり論<sup>3)</sup>と深く共鳴・連動するものである。「限りない拡大・成長」というパラダイムが根底的に問われ、その対極にある「定常」コンセプトが、地域・産業の現場視点から見直され始めている。

十名(2012)では、数百年のスパンで、産業・工場の発展と変容、その過去・現在・未来を、環境文化革命の視点から捉え直し体系的に提示した。さらに、生命地域産業としての農林水産業の振興・再生による山・平野・海の三位一体的な保全と活用、それを担う主体としての現代的職人すなわち知的職人像を示した。「図表1 山・平野・海の循環型地域・産業システム」は、それをデザインしたものである。

産業は、人々の労働と生活に関わり、それらを包括する広い概念である。産業は、ものやサービスを生産するための活動であるが、それだけでは

図表2 産業循環システム



- 3つの循環
- ①自然（物資・エネルギー）循環と自然再生システム : 狩魚・採取社会
  - ②生産循環と生産システム（+人工再生システム） : 産業社会
  - ③金融循環と金融システム : 金融社会
- ・それらを統合する産業システム
  - ・地域内および地域外を含む循環型産業システム（地域概念は伸縮自在）
- 注）岸田一隆（2014），46頁を参照し，筆者作成。

ない。それらに関わる人々が職場や生活の場で織りなす働き様や生き様をも含んでいる。ものづくり、ひとづくり、まちづくりにまたがる活動といえる<sup>4)</sup>。

(2) 産業循環システムと金融循環のあり方

循環型産業システムを構想するにあたり、岸田一隆（2014）の「3つの循環」論に注目したい。自然（物質・エネルギー）循環、産業循環、金融循環という3つの循環システムとして捉えるアプローチは斬新で示唆に富むが、問題点もみられる。

第1に、「産業」が金融と同次元で捉えられていることである。

産業は、包括的な概念であり、生産および金融も含まれる。それゆえ、「金融循環」と同次元に位置するのは、「生産循環」であり、「産業循環」ではない。

したがって、産業循環は、（自然循環、生産循

環、金融循環という）3つの循環を包括するものとして位置づけることができる。

第2に、3つの循環の基本要素が、統一的に捉えられていないことである。

自然循環と生産循環の基本要素は「消費」「再生」「生産」「人工的再生」としているのに、金融循環の基本要素は「金融システム」としており、うまく照応していない。

そこで、次のように捉え直す。産業循環は、3つの循環（自然循環、生産循環、金融循環）からなる。各循環の基本要素は、自然システム、消費システム、生産システム、人工再生システム、金融システムから構成される。それらを統合するのが、産業循環システムである。それを図式化したのが、「図表2 産業循環システム」である。

ものづくりを「経済の骨格・筋肉」とみれば、金融は「経済の血液」に相当する。金融システムの機能は、資金の流れを効率的にさせることにある。「血液」のサイズも、（生産循環という）「身

体」に見合う規模にとどめるのが本来のあり方であろう。

3つの循環は、今やバランスを大きく崩すなか、地球の環境容量を踏み越え、深刻な環境破壊をもたらしている<sup>5)</sup>。とりわけ金融循環については、1980年代以降にアメリカ主導でつくられた電子・金融空間が、実物経済をはるかに凌駕するマネーが徘徊するなど肥大化し、実部経済を大きく歪めている<sup>6)</sup>。巨大バブルの後始末は金融システムの危機を伴うので、公的資金が投入され、そのツケは国民に及ぶなど、国民生活へのダメージを深刻なものにしている。バランス回復を図りつつ、持続可能な循環型産業システムにどうつくり変えていくかが問われている。

### (3) [時間] 価値をめぐる評価と政策

「時間」は、「環境問題としてとらえる」ことができる。現代人の時間の流れは、縄文人の(40倍のエネルギー消費のもと)40倍のスピードになっている。そうした時間の速さに、現代人は身体的にもついていけなくなりつつある。時間環境をゆるやかにすることで、エネルギーや資源消費も減り、「社会の時間が体の時間と、それほどかけ離れたものではないようにする」ことも可能になるという<sup>7)</sup>。

ヨーロッパで近年みられる「時間政策」は、個々人の労働時間を減らすことで、生活全体の「豊かさ」を高めつつ、社会全体の失業率を減少させる考えからとられるようになった政策である。例えば、ドイツで90年代末から導入された「生涯労働時間口座」は、超過労働時間分を貯蓄しており後でまとめて有給休暇として使うことができる仕組みである。

市場は、金融市場などに典型的にみられるように、「短期」の時間軸で物事を評価する。そのため、より長い時間軸で評価されるべき財やサービス(例えば、農林水産物や森林などの自然環境、介護サービスなど)は、その価値が正当に評価されず、低い価格づけとなったり使い尽くされたりするなど、時間をめぐる「市場の失敗」は、農業

分野と介護・福祉分野に共通してみられる傾向がある。

市場経済は、そのベースにコミュニティ、自然といったより「長期」の時間軸に関わる領域が存在している。それらを正当に評価せずに危うくさせていけば、自らの存在基盤をも失うことにつながる。

経済成長は「スピードが速くなる」ことと重なり、富の生産などの経済指標も「単位時間当たり」の量で計られてきたが、今や、人々の消費は「時間」そのものの享受(すなわち「時間の消費」)に向かっている。生産性概念の根本的な見直し、すなわち労働生産性(「時間当たり」)から環境効率性や資源生産性(「資源(環境)当り」)への転換、が問われている<sup>8)</sup>。

### (4) “Time is Money” から “Time is Life” へ ——生命の生産と再生産への歴史的視座——

“Time is Money”(「時は金なり」)は、ベンジャミン・フランクリンの格言とされる。時間は貴重なもので、お金と同じように大切な価値があるから、浪費することなく有効に使うべし、との戒めである。

「時間と金銭は等価(時間=金銭)」の思想は、資本主義の精神ともいわれる。その後、金融資本主義の時代になると、金銭は時間よりも価値がある(時間<金銭)とみなされるようになる。「金銭が目的で時間はその手段」とみなす、金銭万能思想が蔓延する。

それは、人間の条件の軽視さらには否定にもつながる。富と貧困の格差、地球環境破壊、人間疎外が極限的に深刻化するなか、時間の価値をどう捉え直すかが根底から問われるに至っている。

経済成長優先社会の中で軽視されてきた「生命」に光をあて、植物種や動物種など人間以外の生命との共生も図っていく必要がある。

フリードリヒ・エンゲルス(1884)は、「生命の生産と再生産」を「歴史を究極において規定する要因」と捉えた<sup>9)</sup>。近年ラテンアメリカにおいても、生命の生産と再生産を中心価値に置く先住

民族の社会運動と世界観がボリビアやエクアドルの憲法に織り込まれる状況がみられる<sup>10)</sup>。

時間は、生命と生活（すなわち Life）と深く関わる。生命の時間と場所は、自然から与えられたものである。時間が有する多様かつ深い価値（Life）をしっかりと洞察し、「時間」の評価と政策を根本的に転換することが求められている。時代は、“Time is Money”から“Time is Life”へ、すなわち「時は命なり」への転換を死活的な課題にしているといえよう。

### III 持続可能な循環型 地域システムづくり

#### (1) 競争・選択・集中から協働・自立・多様性の共生への転換

「増田レポート」<sup>11)</sup>は、「増田ショック」ともいわれるなど地域社会に大きな波紋を投じている。それに対し、特定地域に対する撤退の勧め（小田切徳美 2014）、集落や地方都市の選択・淘汰論（山下祐介 2015）などの批判もみられる。

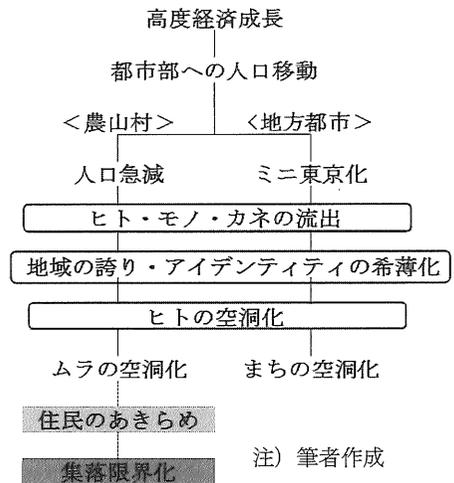
大人数地域の効率は見かけで、上下水道やダム、原発など巨大な投資と他地域の犠牲に内在する広域システムの問題も少なくない。

一方、「自治は小さな地域にのみある」は、ヨーロッパの一部では常識となっている。イタリアでは、コムーネと呼ばれる基礎自治体が8千以上に上り、その平均人口は7千人で、日本の市町村と比べると人口規模は1割以下にとどまる。しかし、山間部の小さな村が元気で、地元で根ざした生業が生き生きとしている。日々の衣食住に必要なもの一式は、地元の大地から生み出し、地元で使っていくという、域内循環が息づいているからだという<sup>12)</sup>。

日本でも、小規模地域は自立的な面が強い。まずは、危機時の出血を最小限に抑えることが肝要である。

山下祐介（2015）は、「選択と集中」の対抗軸として、「多様性の共生」を対置する。「選択と集中」につながる自治体間人口獲得競争ではなく、

図表3 戦後地域システムの疲弊化



多様性を認め合う新しいゲームの創出が必要であるという。人口減少の中で、もはや経済成長は未来目標としては役に立たない。もっと別の目標を、現実に合わせて、各地域で各様に立てることが求められている。未来への意向や希望によって描き出し、計画を立て、実現していく必要がある。未来の適切な組み込みが、求められている。大事なインフラの活用が大切である。焦って縮小する前に、いまあるストックを最大限動員して、希望ある未来図を描き、それが実現できるような態勢をつくることが求められている。

「住民」とは何か、あらためて問われている。多様な住民を認める「住民票の二重登録化」の提案は、注目される。「住民」のあり方をもっと多様なものとして扱うことができれば、自治体のあり方も、その未来も変わり、政治も変わり、行政も変わり、国家のあり方も変わるかもしれないという。

#### (2) 地域の誇り・アイデンティティを磨く域内 外交流と域内循環の理論・政策・実践

戦後の日本社会は、「図表3 戦後地域システムの疲弊化」にみるように、地域からの「離陸」をテコに「経済成長」を図るなか、地域システムの疲弊化をもたらしてきた。

高度経済成長のもと、大都市部への人口移動が加速し、東京一極集中の様相が顕著になる。地方都市はMINI東京と化し、農山村では人口が急減し、ヒト、モノ、カネの域外流出が顕在化するに至った。その是正に向けての地域振興も図られたが、中央主導のタテ型行政のもと、地域の個性や固有の風土・文化は顧みられず、全国一様に画一的な開発政策が展開された。

その結果、一方では地域への誇りやアイデンティティの希薄化が進行し、他方ではそのことが若者をはじめ住民の流出を促し、少子・高齢化とも重なって、ひとの空洞化が進行した。また、自治体財政の逼迫化や赤字鉄道在来線の廃止、大型店の閉鎖などに伴い、まちの空洞化へと波及する。むらの空洞化は、より深刻な様相を呈し、自然災害など困難な事態を機に住民のあきらめが広がると、集落限界化を余儀なくされる。

資本主義は、「共同体からの個人」・「自然からの人間」の独立という「二重の離陸」<sup>13)</sup>を通して展開してきた。しかし、その矛盾が深刻化するなか、コミュニティ・自然（その容器としての地域）への着陸が求められている。市場経済の時間の底には、共同体、自然という、よりゆっくりと永続的に流れる時間がある。人間にはそうした時間が必要で、その価値を重視するのが「着陸の思想」である<sup>14)</sup>。

「田舎の田舎」への「田園回帰」の流れも、近年、顕在化してきている。それを促し、支える地域の仕組み・主体づくりが求められている<sup>15)</sup>。

藻谷浩介他(2013)は、お金の循環がすべてを決するマネー資本主義の経済システムの横に、お金の依存しないサブシステムの再構築をと、里山資本主義を提示する。森や人間関係といったお金で買えない資産と生活の知恵や最新テクノロジーを結びつけることで、お金の循環が滞っても、水や食料、燃料が手に入り続ける安心と安全のネットワークを創り出そうという実践である。

ひとの思いと価値共有、交流による学び合い・磨き合いを軸にした地域づくりを提案するのが、小田切徳美(2014)である。

地域づくりには、住民の思いが最も大切で、その明示化と共有が力となる。地域（農山村）の宝を映し出す鏡となるのは、外部（都市住民）の目や声である。ゲストとホストが学び合い感動と自信を交流する。地域づくりの交流循環とは、ものとカネの域内循環をベースに、ひとの域内・域外循環を進めることである。

循環型地域づくりには、①誇りづくり、②暮らしの仕組みづくり、③カネとその循環づくりの3つの柱が大切である。この3者は、①主体、②場、③条件であり、循環視点からみると①文化循環、②生産循環、③金融循環として捉えることができる。都市農村交流は、一方では「交流の鏡」効果を通じて①誇りづくりに貢献し、他方では交流産業として③カネとその循環づくりに直接つながっていく<sup>16)</sup>。

このアプローチは、「働きつつ学び研究する」（「働・学・研」融合）活動とも共鳴する点が少なくない。「働・学・研」融合プロセスが、「ひとつの物語」となって、洗練化された博士論文さらには本に結実すると、読者の「共感」が生まれ、職場や産業、地域に大きなインパクトもたらす。

## おわりに

以上、「「働・学・研」融合型の持続可能な産業・地域づくり」(2016年3月の基礎研春季研究交流集会のテーマ)について、深めるべき全体像を考察し、論点・視点を探った。

「「働・学・研」融合の理念と実践」(共通セッション1のテーマ)は、基礎研(さらには社会人大学院)の原点に関わるもので、その理論と実践について半世紀にわたる俯瞰的な視点から基本的な視点と論点を提示した。

「持続可能な循環型産業・地域づくり」(共通セッション2のテーマ)は、自らの研究でもこの数年間でようやく明確に浮かび上がってきた視点である。

小論は、第2のテーマに焦点をあて、人類史的なマクロ視点と現場に根ざしたマイクロ視点をつな

げ、産業・地域づくりをめぐる最新の研究をも織り込み、コンセプトと論点を提示したものである。

注

- 1)セルジュ・ラトゥーシュ (2010)『<脱成長>は世界を変えられるか』(中野佳裕訳, 2013年, 作品社)。
- 2)最近における定常化社会論としては、下記の文献があげられる。広井良典 (2010)『定常型社会——新しい豊かさの構想』岩波新書, 同 (2015)『ポスト資本主義——科学・人間・社会の未来』岩波新書。岸田一隆 (2014)『3つの循環と文明論の科学』エネルギーフォーラム。水野和夫 (2014)『資本主義の終焉と歴史の危機』集英社
- 3)ミクロ視点からの循環型産業・地域づくり論としては、下記の文献があげられる。藻谷浩介他 (2013)『里山資本主義——日本経済は「安心の原理」で動く』KADOKAWA, 小田切徳美 (2014)『農山村は消滅しない』岩波書店, 山下祐介 (2015)『地方消滅の罨』ちくま新書, 藤山 浩 (2015)『田園回帰1%戦略』農山漁村文化協会, など。
- 4)十名直喜 (2012)『ひと・まち・ものづくりの経済学——現代産業論の新地平』法律文化社。
- 5)化石と原子力のエネルギーは、人類史の時間の長さでは「循環」になっていない。1年間で踏みつけてしまう「環境占有面積」と、1年間で復活可能な「生物生産力」を比較すると、前者が後者を上回ってしまったのが1980年頃。2006年には1.44倍になっており、世界中が米国人の暮らしをすると地球が5.3個必要に

なるという (岸田一隆 2014, 62-3頁)。

- 6)実物経済の規模は、2013年のIMF推計で約74兆ドルである。それに対し、世界の電子・金融空間に、1995年からリーマンショック前の2008年の13年間で、100兆ドルものマネーが創出された。今や、余剰マネーがストック・ベースで140兆ドルあり、これに回転率を変えるとその数倍ないし数十倍のマネーが電子・金融空間を徘徊する (水野和夫, 2014, 前掲書)。
- 7)本川達雄 (2011)『生物学的文明論』新潮新書。
- 8)広井良典 (2015) 前掲書。
- 9)フリードリヒ・エンゲルス (1884)『家族, 私有財産 および国家の起源』(大内兵衛他監訳, 大月書店, 1971年)。
- 10)セルジュ・ラトゥーシュ (2010), 前掲書。
- 11)増田寛也編 (2014)『地方消滅』中公新書等。
- 12)藤山浩 (2015), 前掲書。
- 13)「離陸 (take-off)」は、農業社会から工業社会への転換点 (産業革命期) を示す概念として、ウォルト・ロストフによって提示された概念である。広井良典 (2010) は、資本主義経済システムの展開を、市場 / 経済が自然および共同体から「離陸」し「拡大・成長」していくプロセスとして、捉え直している。
- 14)広井良典 (2010), 前掲書。
- 15)藤山浩 (2015), 前掲書。
- 16)小田切徳美 (2014) は①を「暮らしのものさしづくり」としているが、それを「誇りづくり」と捉え直した。

(と な な お き 所 員 名 古 屋 学 院 大 学)

# 地域・自治体の持続可能性と人材養成

鈴木 茂

## はじめに

2014年5月8日に発表された日本創成会議・人口減少問題検討会議（座長増田寛也）の報告「成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」は、国立社会保障・人口問題研究所の2010年から2015年の人口移動状況（概ね毎年6~8万人が地方から大都市圏に流入）が続くと前提し、出産可能若年女性（20~39歳）が5割以上減少する896市区町村（全体の49.8%）は2040年には「消滅可能性都市」であり、なかでも、この時点で人口が1万人を下回る523市区町村（29.1%）は「消滅可能性が高い」と報告した。この報告書は「増田レポート」と呼ばれ、雑誌『中央公論』に掲載された後、新書『地方消滅』として刊行され、地域住民や自治体関係者に大きなショックを与えている。増田レポートに対して小田切徳美（2014）や山下祐介（2014）は、農山村では内発的なまちづくりやI・Uターンの動向を踏まえた多様な産業おこし・地域づくりが行われていることを指摘するとともに、増田レポートが地方消滅対策として推奨する「選択と集中」は地方中枢・中核都市への公共投資の集中、過疎地域の切り捨て、「道州制」への条件整備を意図するものであると批判している。

増田レポートは、2010~2015年の人口移動が継続することを前提にした予測であり、安全安心な生活環境や働きがい・生きがいを求めて都市から農村に移住する若者の増加等、人口移動の新たな胎動を考慮したものではない。また、ユニークな地域おこしの実践として紹介されている徳島県上勝町（2016年1月1日現在、1,544人）や神山町（同、5,271人）は、増田レポートが消滅可能性

の高い自治体の指標として挙げる1万人を既に大きく下回っている。人口減少が地域の活力を削ぐ大きな要因であり、農山村では消滅の危機にある高齢・小規模集落が増加していることは否定できないが、上勝町の「葉っぱビジネス」の事例は、小規模自治体であるがゆえに取り組むことができる地域産業おこしがあることを物語っている。

筆者は昨年3月、稲本隆壽（愛媛県喜多郡内子町々長）と協力して『内子町のまちづくり——住民と行政の協働のまちづくりの実践』（晃洋書房）を出版した。本書は40年間にわたる内子町における住民主体のまちづくりについて、政策を担当した職員が総括し、今後の課題をとりまとめたものである。共通セッション2「持続可能な循環型産業・地域づくり」に関連して、本書の編集過程や学生を指導しつつ内子町の現地調査に参加しながら考察したいくつかの論点を整理し、与えられた責を果たしたい。筆者は、持続可能な循環型地域システムをつくるには、地域固有の資源を活用した産業を今日の市場経済システムの中で事業として成立させること、コミュニティレベルから産業おこしやまちづくりをコーディネーターとできる人材を養成することが重要であり、住民の自治力と自治体職員の専門的職業能力の高度化を図ることが課題であると考えている。

## I 地域問題は「東京問題」

増田レポートを受けて、政府は「地方創生」を国策の重要課題として位置づけ、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、新型交付金設置や地方創生のための「総合戦略」の策定を自治体に指示し、多くの自治体は2015年度末までに地方創生のための「総合戦略」を策定した。しかし、

「総合戦略」は短期間に策定することを求められたこともあり、地域住民の意見が十分反映されていないことや人口目標（特殊出生率1.8）の実効性等について疑問がある。増田レポートをまとめた増田寛也著『地方消滅』の副題が「東京一極集中が招く人口急減」としているように、「地方消滅」に象徴される地域問題の核心は「東京一極集中」問題であり、国土政策にかかわる問題である。潜在能力が高く将来性のある若者を全国各地から吸引した東京が、若者達に安心して家庭を持ち、子供を育てる環境を提供していないことが人口減少の最も大きな要因である。厚生労働省の「人口動態統計2013」による都道府県別特殊出生率をみると、日本全体では1.43であるのに対して東京都は最下位、1.13である。特殊出生率が高いのは西日本であり、沖縄県（1.94）を筆頭に、九州地域の宮崎県（1.72）、熊本県（1.65）、長崎県（1.64）、鹿児島県（1.63）、佐賀県（1.59）、中国地域の島根県（1.65）、鳥取県（1.62）、四国地域の香川県（1.59）等が上位を占めている。地方圏であっても、北海道（1.28）、秋田県（1.35）、青森県（1.40）等が低いから、地方あるいは農村県であれば必ず出生率が高いわけではもちろんない<sup>1)</sup>。

日本の国土政策が「東京一極集中」を加速し、日本社会の閉塞感を強めているのであり、「多極分散型国土」への転換が急がれる。それは、人口減による「地方消滅」の危機を緩和するとともに、近い将来予想されている首都直下型巨大地震への対応策としても必要である。

## II 高齢・小規模集落の持続可能性

山間地に点在する高齢・小規模集落の多くは「限界集落」（大野晃2008）であるが、集落の実態は「限界集落」という言葉が与えるイメージと異なる。すなわち、①農山村では65歳以上でも現役であり、70歳を超えても農林業を営んでいる高齢者が少なくない。インタビューした高齢者から「我々はまだまだ現役だ。」という声をよく聞かされる。②山間地で高級葡萄栽培をし、収穫

した葡萄の全量をネット販売して経済的にも豊かな生活を営んでいる農家が存在する。当然後継者も育ち、都市から若い女性が嫁いで来るケースもみられる。③子連れの若い木工職人が移住して地域の木材資源を活用した創造活動をしたり、大手企業の中堅社員が本物のナチュラルチーズを創りたいとして地元酪農家と連携してチーズ工房を開設する等、働きがい・生きがいを求めて都市から若者が移住している。④親が高齢になったことを契機に、定年になった息子家族が郷里に帰って同居するケースがある。こうした例は、高齢化・小規模集落が一直線に人口減から集落消滅へと至るものではないことを示唆している。また、80歳の老夫婦が公共交通もなく、食材を購入するスーパーもない山間地で生活できるのは、集落住民の日常的な支えとともに、県内に在住している子供達の家族が定期的に訪れ、高齢者の生活を支えているからである。

## III 地域社会の持続性と農林水産業の再生

農山村の地域社会を維持していくには、地域の基幹産業である農林業の再生が不可避の課題である。交通の便の悪い山間地に人々が暮らしているのは、農林業で生計を立てていたからであり、そこに「職場」があったからである。保母武彦が指摘するように、農業と薪炭・薪を中心とする林業が集落の住民の生活の基礎を支えていたのである（保母武彦（2013））。地域社会の持続性を確保しようとするれば、農林業の今日的な形での再生を追求する必要がある。エネルギー兼業農業（金子勝・武本俊彦（2014））、市場経済システムとは異なる里山資本主義（藻谷浩介・NHK広島取材班（2013））等の主張にみられるように、今日の科学技術の成果と地域に整備された販売拠点（道の駅等の農産物直売所）等を活用しつつ、新しい視点で地域社会の持続的可能性を追求することが求められている。また、クロス・ラミネーテッド・ティンバー（Cross Laminated Timber; CTL、直交集成板）は木材の建築資材としての新しい可能

性を拓いている。岡山県真庭市や高知県梶原町では森林資源を活用した木材加工やバイオマスエネルギーの利活用の仕組みを構築して林業再生に取り組んでいるように、育林一伐採・搬出一加工一販売の一貫した仕組みを構築して地域林業の再生の道を追求することが求められている。また、農村の豊かな自然環境の中で過ごしなが人間再生したいという都市住民のニーズは、ルーラル観光(Rural Tourism)の可能性を拡大しており、農村女性の多様な就業機会を提供することになる。

農村再生の新しい視点として「創造農村論」が提起されている。これは「創造都市論」を農山村地域再生に適用しようとするものであり、農山村に創造人材(クリエイティブな人材)の誘致・移住とクリエイティブ産業の誘致・育成を提起している。その成功モデルとして徳島県神山町が挙げられている。神山町には東京から映像関係企業が立地したのを皮切りに、IT関係企業の立地や商店街に若者が出店する等、移住者を中心とする地域活性化の動きを確認できる(佐々木雅幸他2014)。しかしながら、神山町の基幹産業である林業の再生はこれからの課題として残されている。地域に移転したIT企業の技術やノウハウが地域の農林業と結合して、新たな地域産業おこしやまちづくりが展開されるかどうか問われている。

地域の農林業再生の拠点として期待されているのが農産物直売所である。農林水産省の「6次産業化総合調査」(2013年度)によれば、全国で2万3710ヶ所、水産物直売所を合わせると2万4320ヶ所にも上る。直売所は東京・大阪の大都市圏市場ではなく、地域市場を開拓し、地産地消を推進するものである。直売所は少量からでも販売することを可能にするものであり、高齢者や女性等が農業経営の主役として活躍する道を拓くものである。農村地域では、住宅の大半が持ち家であり、農地を持ち、自給自足型家計を形成しているから、生活に必要な貨幣所得額はそれほど大きくない(保母武彦(2013))。また、直売所は農産物

の加工・調理等の女性特有のスキルを活用した様々な手作りの商品を販売することを可能にしている。単に作るだけの農業から、加工・販売し、サービスする農業への転換の契機を与えている。農家民宿や農家レストランは女性が主役であり、男性主導型の農業の中で埋もれていた女性達を目覚めさせる契機になっている。農水産省が2010年から省を挙げて取り組んでいる「農林水産業の6次産業化」は、農村地域において住民と行政が協働して構築してきた地産地消の仕組みを国政レベルで推進するものである(「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化・地産地消法)」2010年12月)。内子町では、これより先、1986年から「知的農村塾」を開設して農民と自治体職員が学習して「高次元農業」の推進を構想し、1994年には産直トレーニング施設(内の子市場)、1996年には本格的な農産物直売所「からり」を開設して取り組んできた。都市住民との交流は、多様なサービスに対する需要を農村にもたらしている。農家民宿や農作業体験等の都市との交流を活発化して多用な就業機会をもたらし、女性の企業家マインドを刺激している(山本慎二「内子フレッシュパークからり」、稲本隆壽・鈴木茂(2015)所収)。

#### IV 自治体の持続可能性と専門職化

増田レポートは、平成の市町村合併によって誕生した市町村さえも消滅の可能性があることを指摘するものであり、さらなる自治体の再編成や「道州制」の導入を示唆している。市町村合併は財政基盤を強化して地方分権の基礎を強化することを謳ったが、実態は地方行革推進の梃となった。総務省によれば、地方自治体職員は、1994年の328万2千人をピークに、27年連続で減少し、2015年には273万8千人、54万4千人(17%)も減少している。

市町村合併によって行政区域が拡大する一方で、自治体職員定数が大きく削減されたから、自

自治体は住民に対してきめ細かなサービスを提供することが困難になっている。一方では、過疎化・高齢化による集落の消滅の危険性、買い物難民の増大、小中学校の閉校とそれに対応した児童生徒の教育環境の確保、耕作放棄地・放置竹林の拡大、森林の荒廃、空き家の増大、増大する有害鳥獣被害等、課題が山積している。他方では、地域おこし協力隊、都市からの移住者や訪日外国人観光客の増加による新たな可能性もみられる。

地域の置かれている環境は多様であり、これまで積み上げてきた内発的なまちづくりの実践を抜きにして持続可能な地域・自治体づくりの「模範解答」を得ることは困難である。住民とともに地域固有の資源や歴史文化を活用した内発的なまちづくりを推進できる自治体職員の専門的能力の向上が求められる。地域が長年にわたって取り組んできたまちづくりの歴史を総括し、直面している課題を科学的に分析して地域の实情に即した実効性のある政策を企画立案し、実践する能力である。しかしながら、今日の日本の自治体職員の人事制度は「ゼネラリスト養成型」を基本にしている。職員は数年のジョブ・ローテーション（概ね5-6年）を繰り返しながら、昇格昇給する仕組みになっている。このため、多くの自治体職員は既存の法律や制度を正確に適用・運用する能力に長けているが、新しい課題に対する対応能力が弱い。また、新しい問題は複数の部門にまたがる場合が多く、「縦割り行政」の中ではそれらは「担当外の課題」として放置されることが少なくない。

国の「地方創生戦略」のもとで、地方自治体は短期間で創生戦略の策定を求められたから、多くの自治体は外部のシンクタンクに依存して「総合戦略」を策定した。シンクタンクに依存することは外部の視点から地域資源の賦存やその活用の可能性を発見することを可能にするものであり、排除すべきことではない。しかし、「地方消滅」に対する有効で実効性のある政策立案は、地域住民や関係者に対する短期間の聞き取り調査等では困難であり、長年自治体行政を担ってきた職員の知識

や経験と住民との協働の取り組みが不可欠である。住民との協働のまちづくりを推進するには、自治体職員の専門的職業能力を高める必要がある。筆者は、自治体の人事制度を従来の「ゼネラリスト養成型」から「スペシャリスト養成型」に転換することが持続可能な地域・自治体づくりの人的基礎であると考えている。

## 注

- 1) 農村県の出生率が高い傾向を示しているが、農村地域の出生率が決して高いわけではない。例えば、厚生労働省の調査（2008-12年の平均市区町村別合計特殊出生率）によれば、愛媛県の市町村別出生率は新居浜市（1.80）が最も高く、製造業が集積した東予地域（愛媛県東部地域）の自治体が続く。新居浜市は別子銅山の開発を起点として住友系企業が集積した典型的な企業城下町であり、停滞傾向にあるとはいえ、在来型重化学工業の集積により、男性の雇用機会が多い。また、市内に大きな病院（別子病院、県立病院、労災病院、十全総合病院）をはじめ医療・介護施設が集積し、男性だけでなく女性にとっても安定した就業機会に恵まれている。さらに、中規模地方都市特有の地価が相対的に安価であり、通勤時間も長くない。新居浜市の出生率が高いのは安定した雇用と生活環境の確保が出生率を高める重要な要素であることを示唆している。

## 参考文献

- [1] 稲本隆壽・鈴木茂編著（2015）『内子町のまちづくり——住民と行政による協働の地域づくりの実践』晃洋書房。
- [2] 大野晃（2008）『限界集落と地域再生』高知新聞社。
- [3] 小田切徳美（2014）『農山村は消滅しない』岩波新書。
- [4] 小田切徳美（2009）『農山村再生——「限界集落」問題を越えて』岩波ブックレット。
- [5] 金子勝・武本俊彦共著（2014）『儲かる農業論——エネルギー兼業農家のすすめ』集英社新書。
- [6] 佐々木雅幸他（2014）『創造農村』学芸出版社。
- [7] 保母武彦（2013）『日本の農山村をどう再生するか』岩波現代文庫。
- [8] 増田寛也編著（2014）『地方消滅——東京一極集中が招く人口急減——』中公新書。
- [9] 山下祐介（2014）『地方消滅の罫——「増田レポート」と人口減少社会の正体』筑摩書房。

（すずき しげる 所員 松山大学）

# Paradigm Shift する世界経済と 「地域づくり」について

和田 幸子

## はじめに

現代は、これまでの世界で信じられてきた社会的価値意識に大きな転換が起こりつつある時代である。一国または一地域、一企業、またはあるグループのレベルにおいて理想とする社会的繁栄を考えようとしても、その対象は孤立した社会内にあるものではなく、一定の守備範囲に収まるものでもない。また、その繁栄の内容に関しても過去からの単純な連続からのみ捉えられるべきものではなく、本セミナーの主題である『地域づくり』について考える場合、この Paradigm の変化、とりわけ、20 世紀型資本主義経済が世界に行き届くにつれて支配的となった価値意識 (Pax Americana の価値基準) には大きな変化が起こっていることを重視する必要がある。

## I 旧パラダイムの衰退

第 2 次世界大戦後に支配的となった Paradigm の本質とは、一言で言えば『すべては米国式を見本として』受け入れる事であった。すなわち、政治的側面では、強大な軍事力を背景に、アメリカの世界戦略の下にすべての国の国家機構を位置づけ、支配と被支配の関係をうちたてるのを正当化する。それに反抗する国や地域、そして人々もまた容赦なく力で屈服させようとするのである。経済的側面ではアメリカの強いドルを基軸に据えたブレトンウッズ体制によって全世界の経済機構を支配し、文化的には、アメリカの主導する白人ナショナリズムや快楽と暴力を是認しながら商業主義的に彩られたアメリカ文化を主軸に据えるもの

であった。

また、発展した資本主義経済をスムーズに運営するためには、軍需技術の進歩がもたらしたコンピューターの言葉を理解しそれを操るような、高度に専門化した労働力の確保も必要であった。各労働過程のセグメントをなす生産部門においては、無限の知的訓練に裏付けられ高度技術や単純な反復作業など、それぞれの生産現場に適切な労働力が必要となり、その労働力の供給源を世界各地に求めるようになった。また生産された商品の消費地 (市場) も全世界に及び、車や情報機器の発達とともに商業主義的思考を各地に浸透させた。

さて、Pax Americana の世界を維持するためには、巨額の資金が必要であった。その経費は、周知のように、すべての『アメリカ式』を受け容れない国々や民族組織に対しては容赦なく脅しと弾圧を加えるためにも必要だった。たとえば、キューバ、チリ、ニカラグア、コロンビア等の中南米諸国政権を転覆させるため、アフリカ各地で頻発する民族紛争への介入のため、そして朝鮮半島やインドシナ諸国における戦争のため等、この半世紀間絶えず続く海外での戦争のために浪費されることになった。したがってこの体制維持のためのコストとして計上された巨額の資金は、AALA の人々を苦しめながら、アメリカ国内の産軍複合体を太らせるために遣われたのであった。

そして結局、Pax Americana の論理は、当のアメリカに深刻な財政危機を生み出さずにはいられなかった。それが日東欧社会主義陣営まで到達し、破壊力を発揮し支配するかと思った瞬間に、実はその衰退が始まっていた。すでに 1970 年代初頭から崩れ始めていた Pax Americana の世界

の体系を、グローバリゼーションの体系と呼び名を変え、G6, G7, G8, そしてついにG20へと形を変えてもその衰退傾向は阻止できなくなったのである。その変化しつつある世界の「変革の主角」中には、「途上国」や「イスラーム地域」からも大勢の人々が加わってきた。また、一部には国家の権力機構とは別に、時には自立的に、「地域おこし」のための喫緊の課題の解決のために働きだす人々も表れ、今日ではその数がますます増大してきたのである。

また、一部の国々には、こうした大国による世界の支配勢力には直接与せず、自らの民族の歴史や文化を尊重し、その上に自らの民族の運命を築き上げようとする人々による『非同盟運動』への期待もふくらんできた。この運動は、バンドン会議などを出発点として、東西対決の場から一歩退き、アメリカのヴェトナム戦争からも距離を置く立場を守ろうとしていた。第1回非同盟諸国首脳会議はユーゴスラビアやインドなどをリーダーとして1961年発足し、その後の国際社会に重要な役わりを果たしてきた。とはいえ、世界の動きは複雑で、特に産油国の多い中東諸国には、資源を巡るさまざまな混乱が持ち込まれ、2012年のテヘラン会議以降この会議の定期的な開催は困難になっている。

また、1996年に発足したアジア・ヨーロッパ会議 (Asia-Europe Meeting = ASEM) も忘れてはならないものである。ASEMには、EU27カ国とアジア26パートナーの46カ国と2機関が加盟するようになったがアメリカが参加しておらず、アメリカの意向に関係なく国際的な協同行動への話し合いができるものであるからである。

さらには、国際再生可能エネルギー機関 (The International Renewable Energy Agency = IRENA) や気候変動に関する国際連合枠組み条約 (United Nations Framework on Climate Change) 等の様に、地球環境の悪化そのものを取りあげる国際機構も形成されている。いわゆる「先進国」に留まらず、「グローバリゼーション」の流れの中で、自らの立場を理解し自らの地域の発展に取り組もうとす

る運動では、多くの途上国の人々の発言権が増してきていることに注目しなければならないと思う。

今日、各地で、本来の民族的、民主的思考に裏付けられた「地域づくり」に取り組む人々が輩出され、無数のNGOやNPOを組織し、着実な運動を展開していることには特別の注目をしたい。それは、こうした数々の歴史的实践とけっして無縁のものではない。かれらは、自らの住む社会を地球規模で捉え、地球規模で悪化する自然環境の問題への対応などを含めて、次第に自己のidentityを真剣に見つめているのである。彼らは政治家たちでも支配階層であるとも限らない。いならば社会の中間的な階層をなすに人たちである。

本日のテーマである「地域づくりの主体」となるべき階層はこうした世界各地の運動の発展とも無関係ではないだろう。

## II 新たな世界への地域運動

こうした人々の掲げる『地域活性化』運動の内容としては、貧困撲滅や教育の普及、雇用の充実等様々な課題が含まれているが、特に、地域づくりと喫緊の課題である「悪化した地球環境の保全」は、豊かな国でも貧しい国でも等しく関わらなければならない世界に共通するものである。今、その環境保全のために働かなければ、時にはわれわれ人類の生命や財産が護られず、時には依って立つべき国土そのものが消滅する危機にすら直面している。

身の回りの現象を、全世界的な課題として認識できるようになったのは、とりもなおさず、前世紀まで積み上げられた科学の研鑽の結果ではある。その現象は農業、漁業などの生産に直結した産業分野にも如実に表れ、地域差はあれ世界中で実感されるようになったことである。したがって、その解決の方策は、前世紀に発達した学問の成果に学ぶばかりでなく、世界のすべての人々の生活体験の中で会得されるべき課題でもあり、さ

らに体系を超えた広い視点で取りかからなければ見いだせないものである。

従来型の学問体系を超えるとは、たとえば、市場競争・支配と被支配の論理で世界を2分する方法や、物事の多様な局面に配慮せず、恣意的に一定の方向のみに焦点を当てて論理を追求する方法を超えることである。したがって、経済開発を急ぐあまりに破壊行為を繰り返す事などは当然論を待たないが、不必要に資源を浪費しながら経済的数値として成果を挙げる事なども慎まなければならない。目先の投資効率が高く見えようが、有利な条件を持つ先進国が途上国の資源の乱獲、利用する事等には、大きな制約をかけなければならない。それにもかかわらず、数世紀に亘ってこの方法で利権を得て来た旧宗主国や先進諸国にとっては、この自然環境破壊の問題克服は簡単ではない。米国をはじめ日本も、国際的な共同歩調をとる事を渋る傾向があり、それがさまざまな場で世界的な批判に曝されていることも事実である。しかるに、こうした事態のもう一方の極では、世界史のさまざまな動きに翻弄されながらも、物事を冷静に見つめ、新たな課題に取り組む知的な人々も着実に増大してきた。かれらこそ、新しい地域社会の創造に積極的に取り組む情熱と力量を備えた人々なのである。次世代の世界の主役となるべき人々への世代交替は着実に進捗しつつあることを強調したいと思う。

このような知的な人々は、南でも北でも、全世界で、次々に育成されつつあり、われわれもまた協力を厭わない人々である。国内ばかりでなく多くの国々で、未来社会の建設に取り組む意気軒昂な人々は、競争の論理ではなく協同の論理を育みつつあるのである。

筆者は「先進国」ばかりでなく「途上国」でも、新たな価値意識を共有する多くの人々と出会い、「学問」の意義について考えさせられてきた。特に「地域づくり」という点では、その地域のもつ自然・地勢的条件、歴史的な条件、それを構成する人々の特性（宗教的、民族的、文化的感性など）との関わりで、科学的な方法に学びながら創

意的に生み出されるべきだと考えるようになった。

たとえば、インドでは、いまだに人口の70%以上が農村地域で生活している。十数年前まで、その小さな家には電灯はなく、ましてやテレビやラジオなどとも無縁で、社会の出来事を知る手段としては、たまに配られる古い新聞などしかなかった。しかし今では、太陽光やバイオマスの利用技術の浸透によって、室内の照明ばかりでなく、テレビも電話も、スマートフォンも世界からのニュースを伝えてくるようになった。そして自分たちの村づくりを考えるようになったのである。

西ガーツ高原の農村の青年たちは、100%エネルギー自給の村づくりのために、工学的手法を学び、バイオテクノロジーを習得、ウーテー川の水を浄化し、飲料水を手に入れ、生活改善に役立てている。彼らは、その成功例をホームページに立ち上げて他の村の地域づくりの支援をしている。

## おわりに

COP21では「世界地熱同盟 Global Geothermal Alliance」や「国際太陽同盟 International Solar Energy Alliance」が途上国からの提案で結成され、地球環境の悪化の阻止に向かって共同歩調を取り始めたことを Paradigm Shift を象徴するものとして注目したいと思う。地球環境の悪化をもたらした責任の大半は「先進国」側にあるにもかかわらず、途上国から出されたこれらの提案には「地域づくり」を「地球づくり」まで視野にいれた深い内容がこめられており、それは直ちに出席者（国）の賛同を得て、その場で成立したのである。

以上、「地域づくりと」は、地域からさらに視野が広がって、国際社会をどうするか、どんな地球環境で暮らすのか、を問いかける課題ではないかと考えるものである。

(わだ さちこ 所員 元名古屋学院大学)

# 回顧 かがしま自由大学

馬頭 忠治

## (1)

現在、かがしま自由大学は休校中である。解散の手続きをきちんととらないまま、今日にいたっている。休校の理由は、自由大学を運営してきたメンバーの本業が忙しくなったためである。とはいえ、皆、自由大学を再開したいという思いは捨ててはいない。

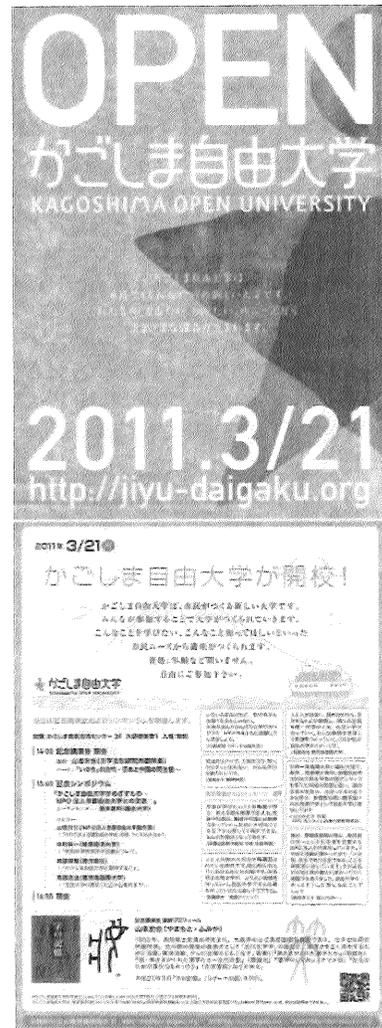
かがしま自由大学は、京都自由大学の活動にならい、2011年3月21日に設立した。設立にあたっては、自由大学が市民の広場のような存在となるオープンな大学をめざした。そこでは、自由な意見の交換によって必要とする共有知を増やし、命と生命がふれあうような根源的な出会いが沢山あって、創造のエネルギーがそれぞれに生まれる…そうしたことを願ってのことであった。

私の個人的な思いは、かつて、二宮尊徳と同じ時代を生きた大原幽学（先祖株組合の創設など）を世間に知らしめた作家の高倉テルやデューイ学者、田中王堂に学んだ土田杏村らが、大正期から昭和初期に、上田自由大学運動に積極的にに関わり、市民が自らの歴史と文化を掘り起こそうとした社会運動にあった。それは、地域の人がとよめる自らの歴史と文化の手作業による創造こそが、今日ほど必要にされる時代はないとの思いからである。そればかりではない。市民が、職場と家以外の第三の場を多様につくって、自らの居場所や出番を用意していくことで、共に在る可能性を眼前の姿にすることができるからである。

また、自由大学は、2002年国連総会で採択された持続可能な開発教育 ESD に賛同し、ユネスコスクールの一員として活動できることを目標にもした。まさしく、Think globally, act locally である。紹介しておきたい。

## (2)

設立総会では、記念講演会とシンポジウムを開催した。白川静先生の最後の弟子である文字文化研究所の副所長の山本史也氏から「『いのち』の古代——日本と中国の死生観——」を聴いた。続いて、「かがしま自由大学がめざすもの——NPO 法人京都自由大学との交流



設立総会のポスター

——」というテーマで、設立の意義を探った（ポスターを参照）。

かがしま自由大学は、土曜講座と特別講座で講義を構成した。土曜講座は毎月第三土曜日に開催した。時間は、14:00から16:00とした。キャンパスは、市の交流センターや主宰者の一人でもあった会社の会議室を借用した。特別講座は不定期に開講した。ちなみに、5月

には、特別講座として、映画の鑑賞とトークショーを楽しんだ。『幸せの経済学』という、ヘレナ・ノーバック＝ホッジの『懐かしの未来－ラダックから学ぶ－』をもとにした映画を観るとともに、当時、ブータン出身で鹿児島大学大学院の留学生（チェンガさん）に「国民総幸福 GNH」について報告していただいた。

また、自由大学は会員制を取った。1口5,000円で会員となり、大学の運営委員会の委員となった。土曜講座を無料で年間聴講できるという特典をつけた。また、会員にならなくとも、聞きたい講座だけに参加できるようにした。その場合、資料代として500円を徴収することとした。自由大学の案内は、一般向けには、地元新聞の無料の催し物案内のコーナーを利用した。土曜講座に

4/16	シリーズ①鹿児島人はどこから来たのか？雲仙の何百倍の大火砕流で、4回（もっと）全滅している鹿児島人。屋久島になぜサル・シカがいるのか。縄文杉の年齢は。地質的に探る鹿児島の歴史。大木公彦（鹿児島大学）
5/21	シリーズ②鹿児島人はどこから来たのか？鹿児島島の先住民隼人は、いつどのようにして日本に屈服していったのか。今の鹿児島人に隼人の血は残るのか。古代史研究者が探る。中村明蔵（元鹿児島国際大学）
6/18	シリーズ③鹿児島人はどこから来たのか？鹿児島島人が、北ではなく南、インドシナ（ベトナム、ラオス）から来たと信じて疑わない民族学者の提示する証拠を検証する。川野和昭（黎明館）
7/16	奄美の力を探る——ちとせ、孝介を生んだシマ唄——小川学夫（元純心短大）・杉原洋（鹿児島大学）
9/17	鹿児島の力を知る——ホームレス支援から見た地域力——堀之内洋一（NPOかごしまホームレス生活者支え合う会代表）・ホームレス体験者。
10/15	鹿児島の力を図る——出版することと文化をつくること。向原祥隆（図書出版南方新社）
11/19	市民が考えるかごしま再生プラン——NAGAYA TOWER PROJECT——堂園春衣（堂園メディアカルハウス）
12/17	鹿児島の幸せと語る——女性が願っていること、考えていること、したいこと——小川みさ子（鹿児島市議）
1/21	鹿児島の未来を語る——若者が願っていること、考えていること、したいこと——高橋素晴（NPO法人アースハーバー）
2/18	鹿児島の仕事をつくる——古本屋をしませんか。経営者が願っていること、考えていること、したいこと——小村勇一（つばめ文庫）
3/17	心の力をつくる——47年間精神病と向き合った歌人と、臨床の現場で働く医療者が心の健康について語り合う——東瀬戸サダエ（歌人）、森越まや（精神科医）、川畑義博（精神保健福祉士）

は、いつも15名以上の参加者があった。

ここで、2011年度のカリキュラムを紹介しておきたい。この年のテーマは、「かごしまの、昔を知り、今をつくり、未来へつなぐ」とした。自由大学が何にこだわったかが伺い知れよう。

### (3)

とはいえ、私たちがしようとしたことは、俯瞰すれば、一体、そこにどんな意味があるのか。それは未だに定かにできないが、問い続けなければならない問題であることは確かである。そこで、ここで、日本人は、一体、これまでに、どんな学び舎をつくって来たのか、振り返っておきたい。この作業で、その意味の大凡のことが浮かび上がってくるかも知れない。

江戸時代、日本人は、藩校以外に、藩が認めた藩士や庶民のための郷学（校）ばかりか、身分制に制約されながらも、寺小屋（手習い塾）で学ぶ勤勉な民であった。それ以前は、空海の綜芸種智院は別格として、講（法華講など）や村で育てる以外には、大学寮（天智天皇）、大学別曹（歙学院など）といった官人養成の機関しかなかった。それは、「声の文化」と「文字の文化」（W.J. オング）が分離していたからでもある。ところが、江戸期になると、岡山県備前市にある閑谷学校のように、誰もが学ぶことができる学校が作られた。閑谷学校は、藩主池田光政が1670年に日本で初めて庶民のための学問（孔子の教え）の機会を開いた学校である。ちなみに、この閑谷学校は、弘道館（茨城県水戸市）、足利学校（栃木県足利市）、咸宜園（大分県日田市）とともに「近世日本の教育遺産群——学ぶ心・礼節の本源——」として日本遺産に認定されている。

この江戸期には、時の政権立の公儀学校・藩校とは別個に、約1,500校の「私塾」の存在が確認されている（海原徹『近世私塾の研究』）。私塾は、漢学、国学、洋学などを教え多様性に富み、地方に散在していた。こうして同好の士が集まって学び合う「社」「連」の学習結社から藩が援助した郷校まで、多数、生まれていった。江戸末期となると、江戸・京・大坂を中心に、無名ながらも高度な教育内容を誇り、偉人を輩出した個性的な私塾（鳴滝塾、松下村塾、適塾、洗心洞塾など）が数多く存在した。特徴的なことは、同じ儒教文化圏の中国や朝鮮では、学問をもっぱら科挙制度のためのものとしたが、日本ではこの制度は定着せず、「おおむね、開放的で、学習者はみずからの学習目的と学力水準に応じ、師匠を選び、学舎を順次遍歴してその目的を果たしていった」（入江宏『近世教育遺産としての足利学校』『近世足利学校の歴史』）ことである。

明治期になっても、京都のように、自らの知恵と浄財を集め、番組小学校、六十四校を創設している。それは、明治五年の学制公布に先立つ明治二年のことである(福澤諭吉『京都学校の記』)。番組とは、地域の自治組織のことで町衆の代表が運営した。この番組小学校創設に影響を及ぼしたのが江戸時代の碩学者、石田梅岩(丹波生まれ)であると言われている(京都市教育委員会他『京都学校物語』)。

よく知られるように、梅岩の生きる上での平等観を基礎にした庶民のための実践道徳としての「商人道」は、「石門心学」として全国にも広がった。少し、敷衍して言えば、「商人道」とは、質素、儉約、正直、勤勉をモットーに修行を積み、人としての本分を尽くすことで商売は繁栄し、商家が繁栄すれば、その富を還元して社会が繁栄する、そこにこそ商人の役割があるとするものである。梅岩は、「三方よし」(売り手よし、買い手よし、世間よし)で知られる近江商人と同じ享年間に活躍した。やはり、士農工商という身分社会のなかで、商人の身を守る術を編み出し、それに留まらず、商人は、新しい社会価値をつくる道を示す存在となっていたのである。

もう一人、京都の文化の礎をつくった町人学者、伊藤仁斎がいる。私塾古義堂をつくり、参加者から代表を選出し、講義、質問、討議というスタイルで、朱子学を批判して儒学などの漢学の共同研究を組織した。大阪の豪商たちも、自ら出資して懐徳堂をつくった。

その後、学び舎は多様となった。板垣退助、植木枝盛らの立志社は、当初、士族の救済と授産を目的とした結社であったが、やがて、自由民権運動の中核となった。そして、石陽社(河野広中)、交親社(内藤魯一)、天橋義塾(沢辺正修)、大江義塾(徳富蘇峰)などいわゆる「民権私塾」が作られた。

さらに、明治20年代には法律制度の確立や企業勃興のなかで、実学が志向された。帝国大学令の公布(1883年)の前後、慶応義塾など多くの私学校が設立され、講義録が郵送される「校外生制度」も発達した。また、陸軍士官学校は陸軍大学校に(1883年)、海軍兵学校は海軍大学校(1888年)に改組された。この頃、とくに、日露戦争後は、「家族国家」(石田雄)による民衆統合が鮮烈を極めたが、同時に、吉野作造、河上肇、美濃部達吉らがアカデミズムに登壇し、また、柳田国男、伊波譜猷、南方熊楠らの民間学が起こった。

さらに、大正期には「労働学校」が創設された。友愛会東京連合会による1920年11月に設立した東京労働講習所は、学校方式による労働者教育の始まりとなった。労働者自身の経験や問題意識を大事にし、これに知識人・大学教員が協力するという方式をとった。21年に

労働者教育協会設立、日本労働学校開校、翌22年には賀川豊彦は大阪労働学校を開設している。労働学校は、東京、横浜、川崎、川口、京都、尼崎、神戸、岡山など全国各地に30を越えた(二村一夫「大阪労働学校の人びと」)。

さらに、指摘しなければならないのは、1927年の日本国民高等学校の設立を契機とする国民高等学校運動といわゆる「塾風教育」と言われた私塾による農民教育の台頭である。これらは、第一次大戦後、農業問題が社会問題として顕在化した時期の民間の教育運動を担い、各地で開学され、公教育に影響を与えた。当時、デンマーク人ホルマンの『国民高等教育と農民文明』が反響を呼び、学校教育批判と新しい農業のバイブルになった。その後は、これらは、農山漁村更生運動のなかで、みごとに国家に統合され農林中堅人物養成施設(修繕農場=農民道場)として各地に設置され、満州移民のための機関にされた(野本京子『戦前期ペザンティズムの系譜——農本主義の再検討』)。

さらに戦後直後の1946年に創設された財団法人鎌倉学園、鎌倉大学、後に、鎌倉アカデミアと改名したが、この「野散の大学」も無視できない。鎌倉大学の設立準備委員会の次のような見解に、知識人の戦後の決意のほどが知れる。すなわち、「これからの教育は、自分の頭で考える人間づくりにある。教育に携わる人物は、思想的には唯物論者か、それに近い考え方をもち、大胆に思い切った教育を進める野人の中から選び、これまでの学校教育で手を汚した人は避ける。学校は寺小屋でいいから、文部省の中央集権的な教育統制は無視すべきである」とした。

そこには、三枝博音、林達夫、村山知義、岡邦雄、千田是也、服部之総ら錚々たる教授人が集まった。そして、戦中の教育を反省し、敗戦の虚脱感から抜け出し、人間らしい生きることを求めた。校舎をはじめ鎌倉の光明寺を借り、2年後、海軍廠後に校舎を建てたが大学令を満たさなかったため、鎌倉アカデミアと改称したのであった。設立から4年半後、財政難などから閉校することになったが、三枝博音は第二代学校長として、江戸時代中期の哲学者三浦梅園に学んで「楽しい学園」をめざした。「人は十分の生き方ができないということを、そこではみんなが自覚している。みんなの中に自分を見て、自分の中にみんなを見つめる。その見つめる真摯と深いものが、人間としては量的に多くを生きているということが、その学園ではよく理解される」といったことを深められる学園を構想したのであった(前川清治『三枝博音と鎌倉アカデミア——学問と教育の理想を求めて』)。

このアカデミアが残り、その精神が引き継がれていっ

たなら、日本の大学は随分と変わったに違いない。どんな大学になっていたかと思うと、非常に残念なことである。また、戦後すぐには、地方では町立や組合立で高等学校を設立し、その後に公立に転身したという歴史も指摘しておきたい。

#### (4)

以上の簡単な考察から見取れることは、学び舎は、地方と民衆の意思によるものでもあったという史実である。それが、明治期に入ると、学制が頒布され、学びは国民教育になった。学校教育の機関が公設され、統一的なカリキュラムが定められ、教員は国家免状となった。そして、いろいろな曲折を経ながらも、私塾などは、自然消滅し、また、私学や各種学校という形で周辺化された。こうして、学校制度は、民衆の希望や地域生活とは無関係に社会の制度になって、人間を画一的に育て訓練する機関となったのである。

本来、学びがどんなものであれ、中央立や官立ではなく、在所に暮らす人のための在所の学び舎が本当の形ではないかと思われるが、庶民の学びは、結局、教育機関に一元化され制度化されたのである。学問も、現代では、大学という高等教育機関に独占され「科学」となり、在所に根ざした共同の学びは、消え、民間学の発展は宮本常一などに限られた。しかも、今日、多額の授業料を負担できないと学べない特権的な機関となった。同じことであるが、学生になることがローン漬けの始まりとなり、そうした形で大学の市場化と学費の債務化が進む。

同時に、サービス・ラーニングやアクティブ・ラーニング、さらには協同学習など、大学での学びの形が変わりつつある(馬頭忠治「大学教育の質的転換とICTの新しい可能性」『鹿児島国際大学情報処理センター研究年報』2013年)が、大学自身が再編されて、学びの形が指示される始末である。すなわち、国立大学は、世界最高水準の教育研究をめざす大学、特定分野で世界的な教育研究をめざす大学、地域活性化の中核となる大学といったように、交付金配分によって誘導しながら区分されるようになってきている。

こうした学問の自由という点からしても異常とも言える事態のなかで、京都自由大学や東京自由大学、さらにはPARC(アジア太平洋資料センター)の自由大学や奄美自由大学など、市民立の新しい学びの場が作られていくのはいわば、当然のことでもある。さらに、NPO法人によるシブヤ大学のようなところも生まれている。「シブヤでまなぶ」「シブヤであそぶ」「シブヤをつくる」というキャッチコピーが意味するのは、校舎を持たずに

街をまなびのキャンパスにするということである。カフェやレストラン、神社やお寺などをあらゆる場所を教室にする。そして、「いくつになっても、学ぶことで、毎日を楽しく、人生を豊かにすることができる」という思いで、教えると教わるが自由に行き来する新しい関係を紡ぐ。先生にもなり生徒ともなって「共育」をめざす。新しい学びの形が生まれていると評価できるのではないのか。また、人びとが安心できる第三のコモンとなるフリースペースのつくり方としても面白い。

実は、鹿児島にも、シブヤ大学の姉妹校である桜島大学がある。かごしま自由大学を設立した時、桜島大学もできた。かごしま自由大学は休校中であるが、桜島大学はいまも健在である。大学のつくり方を教えられる。だれもが楽しくあれる大学が本当の姿かも知れない。

ともあれ、現状では、大学授業料の無償化は依然として進まず、学ぶことが私的な受益となるという等式が成り立つほどに、日本は学歴社会となってしまった。そのため、多くの人は、この無償化に抵抗を感じるようになってしまうほどに感覚は歪になった。そういうことがあるため、改めて、学び舎なり自由大学をどう現代的につくっていくのかという問題を考えていく場合には、この無償化が、本質的な問題として積極的に議論されるべき問題であると自覚せざるを得ない。

しかも、そもそも、人間は、無償性の享受なくして社会などつくれるはずもない。そうした素朴な疑問が持たれる。家族の愛情や助け合いばかりか、自然を楽しむことも、健康を維持することも会話を楽しむことも、また、社会に係わることも、生産されたものを分けることもいただくことも、さらには学ぶことも教えることも、無償性を本質とする。だが現代では、それらの享受にお金や商品の力が働くようになってきている。つまり、本来、人びとが関係を自由に紡ぎながら楽しむ、人間的な生の営みそのものが疎外されるようになった。言うまでもなく、この生の享受に値段などつけられはらずに、基本は無償であってしかるべきである。

確かに、多くは、商品としてのサービスによってその楽しみが供給され、有償になっている。有償化は、経済成長には欠かせないかも知れないが、それでは、そのサービスを享受できる人とできない人という形で差別をつくりながら、儲かるものしか供給されなくなってしまう。さらに、有償のサービスばかりが蔓延ってしまえば、人びとは、その消費に追われ、やがて、自由な時間さえ奪われ、自らで自らを育てる余裕を喪失する。そして、結局は、それぞれが自由に出現させるそれぞれの未来を多様につくれなくなってしまう。

本来、学びは、この人間の自由と未来のためにあるはずである。また、個々人が社会の人となって社会に責任

をもっていくためにも、学びは無償性を前提にすべきことも自明である。さらに、知は、教え教えられるという関係のもとで伝授・記憶するものではない。だれもが学び合い、教え合いながら、共同して探求し、知ることと在ることを自由に総合するものである(馬頭忠治「学びのプロセスとしての協働——共同過程論序説」『地域総合研究』第42巻第2号)。また、無償性を広めれば広めるだけ、共有するものをより豊かにし、共存・共生する可能性をより深めることができる。逆に、学びが有償にされると、学力も社会での役割も支払い能力のある人に占領され、エリートをつくる。教育や医療や福祉でさえもが市場原理によってマネジメントされだれもが享受できる権利ではなくなっている。いまでは生命までもが商品化される始末である。ちなみに、大学の今日的な病理については既に考察しているので、そちらを参照していただきたい(「アカデミック・モビングと大学運営——『総合知』と『民主主義の広場』からの大学評価」『大学評価学会シリーズ「大学評価を考える」第2巻』、「学者社会の病理としての懲戒解雇事件——判決確定その後」『市民の科学』第2号)。

以上から理解されるように、無償性は、自由大学に課せられた喫緊のテーマであることは疑いようがない。しかも、世界は、無償性、言い換えれば社会的資源へのアクセス・フリーや共有(シェア)へと向かっている。最後にこの点について関説し、稿を閉じたい。

## (5)

社会システム全体に対する抵抗や抗議は、今日、「アラブの春」、オキュパイ・ウォール・ストリートという形を取るようになった。それは人びとの生存を取り戻すには、90年代のフランスのゼネストが示したように、社会運動が無償のための闘いとなったことと決して無関係ではないだろう。

「九〇年代のはじめ、よく知られた失業者組合の運動と並行して、住居の占拠が焦点となり、さらには一部の大学の食堂が無償で失業者に開放されるということがあった。こうした運動のなかで、食堂や住居のみならず、生存そのものを無条件かつ普遍的に保障するベーシックインカムの要求も掲げられていく」(白石嘉治『不純なる教養』)。

ベーシックインカムは、オランダでも試験的に実施され、フィンランドでは非課税で1か月800ユーロが支給されることになっている。このベーシックインカムは、単に労働と所得との分離という経済からの自立だけではなく、無償性を広げていくものとなる。国家が徴税のために貨幣をつくり、納税を課した歴史からすれば、ベーシックインカムは国家による贈与となって、市民は貨幣からの自由を手に入れることにもなる。また、住居の占拠はスクワット運動としてよく知られる。オランダやドイツ、さらには英国でも見られた。

こうしたことが広まれば、空き家や空きビルをキャンパスにして、人びとは労働から解放された自由な時間を学びに社会配分できるようになる。そうすれば、価値の作られ方も社会の有り様も大きく変わっていくに違いない。また、耕作放棄地や遊休地を利用して、小農を営み生活と生産を一致させる生活様式(ベザンティズム)も可能となろう。そのようにして「公」がつくられれば、より多くの市民立の自由大学がそこかしこに創られ、アカデミズムの牙城が崩されていくばかりか、インダストリアルイズムに代わってベザンティズムが広まり、ポランティアや分かち合いが社会に根づこう。と同時に無償性が、市場を社会に埋め込んでいくという未来像も確かになる。飢餓も戦争もなくせよう。

自由大学はそうした未来を明るく照らす私たちの学び舎であるべきである。

(ばとう ただはる 所員 鹿児島国際大学)

# センによる「モラルサイエンスとしての の経済学」の試み

吉川 英治

## はじめに

現代経済学におけるアマルティア・センの貢献については、多くの研究が蓄積され、その革新的な性質を称える好意的な評価が多い。邦語文献に限ってもすでにたくさんの学術書が出版されているし、海外ではいくつかの学術専門誌がセンの特集を組んだり、その貢献を称える論文集が出版されたりしている。こうした学術的評価は、例えば社会選択論、合理的選択論、開発経済学、貧困・不平等、福祉指標、ジェンダー論、倫理学、正義論など、じつに多岐の分野にわたっている。

いわゆる「潜在能力アプローチ (capabilities approach)」は、これら多面的研究の核心に位置し、福祉 (well-being) と分配の正義 (distributive justice) に関する経済学の方法論的基礎に関わる。人々の福祉をどのように捉えるべきか。また誰もが自由で自律的な存在としてまともな福祉を享受できるためには、社会的協働の成果をどのように分かち合うべきか、経済社会の仕組みはどのように整えられるべきか。これらの問題は相互に密接に関連しつつ、経済学の重要な問題として認識されてきた。それは経済学の父と称されるアダム・スミスの時代から、さらに言えば古代ギリシャのアリストテレスの時代から、一貫して経済学的な思考に内在するものである。

本稿では、センの思考の枠組みについての考察を試みるが、その視点は先行研究とは幾分異なる。私がセンに強い関心を惹かれるのは、内省と

価値判断に基づく深い洞察に溢れた彼の思考が、「モラルサイエンスとしての経済学」、「社会的存在としての人間の学としての経済学」という古典的伝統をふまえ、それを批判的に継承するものであると思うからだ。こうした眺望のなかでセンの研究の相対化を試みようとするため、私が設定する論点は、様々な分野での評価を横断的に貫通する、より基底的なものに帰着してくるように思える。

以下では、潜在能力アプローチの概要を述べた後、その潜在的な特徴あるいは含意を少し大胆に次の諸点に要約する。

- (1) 顕示選好学派の厚生主義からの脱却——「活動としての生」の観念
  - (2) 「自由」の基底にある「能力」論
  - (3) 差異・個別性への感受性
  - (4) 内省的評価と公共的討議
  - (5) 理性的選択、動機、主体的コミットメント
- またこれらの論点との関連で、潜在能力アプローチの源流として、特にアリストテレスとスミスについて言及する。さらに含意 (1) との関連で、「活動としての生」の観念に着目した経済学説についてふれてみたい。その一つはアルフレッド・マーシャルであるが、ここでは特にラディカル派を取り上げる。それはハーバート・ギンタスであり、それを継承した青木昌彦の考え方である。特に「活動場」の観念に注目し、その視点からセンを見直してみようと思う。

## 潜在能力アプローチの概略

潜在能力アプローチは、1978年のTanner Lectures on Human Valueにおける“Equality of What?”に始まる。セン自身は、このアプローチの意図を、「ロールズが基本財に焦点を合わせることに見られるような個人の優位性(advantage)を示す視点として、もっと良いもの追求しようとして始まった」(アマルティア・セン『正義のアイデア』, 337頁)と述べている。つまり、潜在能力アプローチは、「他者と比べた個人の優位性を示すための情動的基礎」を提示している。それは、「人にとって価値ある様々な諸機能を生活の一部として達成できる実際の能力」の観点から、その優位性を評価するというものである。

このアプローチの最も基本的な観念は「機能」(functioning)である。機能とは、人の状態の諸々の部分、特に「人が生活を営む際にうまく為しえていること」「なりえているもの」を意味している。人間にとって価値のある諸機能とは、例えば、十分な栄養を摂取すること、まともな長さの寿命を生きること、読み書きができること、自由に移動できることであり、やや高次の諸機能として、自尊心を持って人前に出られること、コミュニティに参加すること、などが挙げられる。

「潜在能力」(capability)とは、「達成しうる諸機能の代替的な組合せ」であり、人はこの組合せの中から一つを選ぶ。したがって、潜在能力は「自由」の観念を反映している。我々が何を欲するのか、何に価値を認めるのか、そして究極的には何を選択するのかを、自分で決められるという自由を尊重し、到達可能な範囲内にある様々な生き方(=諸機能の束)を選択する人々の実際の能力を志向しているからだ。

機能の実現あるいはその実現機会は、所得や富によって得られる財を諸機能に変換できる諸個人の力量に依存してくる。もちろん、そこには社会制度によって制約される諸条件も含まれてくる。

例えば、コミュニティを自由に移動できるかどうかは、自転車のような移動を助ける財の利用可能性に依存するが、それには自転車を利用できる身体的力量、自転車が安全に走行できる道路の有無などが関係してくる。

以上が潜在能力アプローチの概略である。以下では、その潜在的な特徴あるいは含意について整理してみよう。

## 「活動としての生」の観念

現代経済学では、「顕示選好学派の厚生主義」(revealed preference welfarism)が支配的である。端的に言えば、それは、自律した諸個人の自由な「選択」こそが、その当人にとっての福祉や幸福を表している、という考え方である。しかし、現実の選択には自律性も自由もない場合がある。また人々の欲求は悲惨な境遇に依存してちっぽけなものに萎縮してしまっているから、その欲求の充足が真に幸福や福祉につながらないかもしれない。さらに、自由な選択であっても、その動機は幸福追求とはかぎらないかもしれない。

ゆたかな現代においてさえ実際に悲惨な現実が多々存在する。例えば、極度の貧困に喘いでいる、低所得ゆえに病気の子どもを医者に診てもらえない、ハンディキャップを抱えて人生の見通しがつかない、虐待や暴力にあって隠れるような暮らしを強いられている、働く機会がなく自尊心を持たずにいる、などなど。さらにこうした境遇は不条理でもある。その責めを当の本人に負わすことさえできない場合が多いからだ。これらは人間の価値ある能力を抑圧するという意味でも不条理である。

そこで、何を選択しているかではなく、実際の境遇、すなわち、「どのような存在か」「何ができるか」を直視し、さらに価値ある生き方を実現する機会が本当はどのくらい開けているのか、どれくらい自由だと言えるのかに直接的に焦点を合わせなければならない。

センおよびヌスパウムは、こうした潜在能力ア

ブローチの起源がアリストテレスにある、と述べている。例えば、「人間の善についてのアリストテレス派の解釈は、『はじめに人間の機能を確認することの必要性』にはっきりと関連付けられ、それから『活動としての生』の探求へと進む。機能的潜在能力の正当な分配基準は、アリストテレス主義的政治的分配論の中核をなす」(マーサ・ヌスバウム&アマルティア・セン『クオリティ・オブ・ライフ』, 79頁)と。

アリストテレスが「人間としての機能」として着目したのは、あくまでも動植物とは異なるという意味で人間が備える「理性」であり、またそのことに関連して重要なのは、人間が「社会的存在」であるという事実認識であった。そして理性によって実現可能となるのが、その実践的な利用としての政治的人生であり、その理論的な利用としての観照的人生である。快樂的人生は生物的欲求を充足するだけの低俗な人生とみなされる。アリストテレスが最高善としたエウダイモニアな人生とは、「生きがいのある人生を生活している」「よく生活していること、よくやっていること」を意味するから、センを含む多くの論者が語る「良き生」と大きな違いはないだろう。それでは、アリストテレスにおいてエウダイモニアはどのように実現されるのか。それは「理性の行使をとまなう優れた活動」によるのであって、それらは優れた肉体、優れた性格、優れた知性などによって支えられる。アリストテレスからセンに継承されたものは、「理性」としての「機能」というよりも、「活動としての生」という見方である。

## 「自由」の基底にある「能力」論

アリストテレスにおける機能アプローチと分配基準に関して、よく引き合いに出されるのは次のような例である。笛には音楽を奏するという目的あるいは独自の機能があり、それをだれに与えるべきかを決めるときには、その目的と機能を考慮して、笛を最も上手に奏する能力のある人に与えることが望ましい。センがアリストテレスから継

承しているもう一つの重要な要素は、人の諸機能の充足やその実質的機会を評価しようと思えば、「財と人間のあいだ」に着目し、人間の側の「潜在的な享受能力」を考慮しなければならないということである。つまり、センの自由論としての潜在能力アプローチの基底には「享受能力論」が備わっている。これは、ジョージ・ジェスク・レーゲンが「効用の観念史」において記した最古の考え方と一致する。

最近のセンの翻訳者は、capabilitiesが機能ベクトルの集合に過ぎないことを強調しすぎるあまりに、「潜在能力」という日本語が誤解を生むとして、カタカナで「ケイパビリティ」と翻訳するケースが多い。しかし、ジェラード・コーエンとセンの応答(例えば、『クオリティ・オブ・ライフ』に所収の論稿)を読むと、capabilitiesの両義性がよくわかる。セン自身は選択可能な代替的機能ベクトルの集合として定義しつつも、「機能する潜在能力」として「個々のケイパビリティ(個々の機能を達成する能力)」(capability to function)と理解する方がわかりやすい、と示唆しているのだ。

ところで、アリストテレスを継承し、こうした「能力」論を基底に持つとすると、「徳の倫理学」や「卓越性」の継承が問われてくる。しかし、センはこれらのアリストテレス的性格を拒絶している。例えば、塩野谷祐一氏は卓越主義の立場からセンを批判する。人間存在としての卓越性、社会的存在としての共同体における卓越性、これら双方が欠落していると。しかし、センはこうした卓越性に関心が無い。

アリストテレス派社会民主主義者のヌスバウムは、人間が理性を持つ存在であり、社会的・政治的存在であることだけを手がかりに、機能する潜在能力の基本的リストを「先験的に」決定できると考えている。例えば、国連開発計画の人間開発指標(HDI)では、教育の達成度、特に基本的な識字能力が、人間生活にとって大切な機能として重視されているが、それはヌスバウムの前提から先験的に説明できるからだ。この点でヌスバウム

はセンの背中を押そうとするが、センはヌスバウムに同意できない（『クオリティ・オブ・ライフ』, 80頁）。読み書きの基本的な能力が大切かどうかは、その重要性をめぐる実証的調査研究の成果、その知識を参考に民主的討議を重ねた結果として決定されるべきだと、センは考えている。

## 差異・個別性への敏感さ

機能を充足する潜在的力量の観点から自由を議論することによって、センは、顕示選好学派の厚生主義では捉えられない不条理な境遇を見ようとしている。特にハンディキャップを抱えた人々への学術的鈍感さに対するセンの非難はすさまじい（『正義のアイデア』, 372頁）。

センによれば、およそ誰もが価値を認める人間の基本的な機能を充足する潜在的力量というのは、人によってほとんど差異がない。しかし、現実の経済社会では、そこに不条理な格差が生じてしまう。本来的に差異がないからこそ、差異・個別性に敏感にならなければならない。この不条理な能力貧困の解消は容易なはずだが、従来型の公正競争（機会の実質的平等）や所得・富の再分配では、敏感に対応できない。

ところで、卓越主義を拒絶するスタンス、そして人間の潜在的な能力の平等さ、その普通の発達過程を大切にすまざしは、スミスの人間能力論・教育論から継承されているのではないかと思う。『自由と経済開発』は、センの「スミス論」と読むことができる。この著作には、市場メカニズムの見方、市場と政府の関係性、人間の行動動機、公平な観察者の議論、倫理と経済の関係性など、スミスから継承された点が多数存在しているが、人間の能力への眼差しは複数のセンテンスで何度も指摘されている。特に興味深いのは、「スミスの教育と学習の力についての信念」は独断的なほどに強く、「潜在能力の改善可能性」について確信を持っていたと指摘し、それがセンのアプローチにとっても中核的であると述べていること

だ（同書, 339頁）。

## 内省的評価と公共的討議

センに卓越主義的性格が残っているとしたら、それは内省的評価を重視している点、そして公共的討議の場におけるコミュニケーションを通じて学習主体としての力量を高めることを想定している点、にあるのではないかと思う。

すでに指摘したように、基本的な諸機能のリストを先験的に決めることを拒否するセンは、共同体における共通善に委ねることも躊躇して、それを討議的民主主義における理性と寛容による社会的合意に委ねている。結局のところ、それしかない。彼が提起したいわゆる「リベラルパラドクス」の議論では、利己的な選好を内省して、それを社会的に反映させることを躊躇する主体の存在を想定してパラドクスを解消する。これは選好や欲求の質的な高まり、つまり選好や欲求の内省的変化を認めることであるが、それはパレート効率性の観念に依拠する新古典派の社会的評価にあってはタブーである。

## 理性的選択、動機、 主体的コミットメント

センはアリストテレスと同様に、生き方をみずから理性的に選択するという自由の本源的価値を大切にする。これは現代経済学の合理的選択論と同じ土俵で議論できるので、センにとっては都合がよい。センは、私益の追求に依拠する合理性の定義を批判して、様々な目標や動機、道徳感情の入る余地を残している。

また、討議的民主主義におけるコミュニケーションと学習によって理性的選択の力量を高めることは、人間の能動的な「行為主体性」を重視することにもなる。ロールズは互恵性に基づく権利義務関係を前提に分配の正義を論じる。これに対してセンは互恵性を一切前提としない。センは不正義を除去する力量を持ちえた能動的な行為主体

のコミットメントによる有効な力の行使に期待する。

## 福祉に対する活動アプローチ

ところで、「福祉に対する活動アプローチ」は、アリストテレスだけに固有のものではない。こうした視点をより鮮明に提示したのは、意外にも新古典派の始祖の一人であるマーシャルだった。マーシャルは、経済学が一面において富の研究である一方で、日常の生活のなかで様々な活動を営み、そして日々変化し進歩せざるを得ない存在としての人間の研究であると主張する。その経済学体系は、欲求の充足に関わる消費理論、欲求の充足に向けた努力に関わる生産理論、それらを統合する市場均衡理論、そして長期における人間の進歩に直接的に関わる分配理論からなる。マーシャルの「活動」概念は、主として『経済学原理』第3編第2章「活動との関係における欲求」、第6編13章「生活水準との関係における進歩」において展開されている。古典派からミルを経由してマーシャルにいたる過程では、増大する富を分配して社会全体の福祉の向上に活用することへの関心が高まる。そのため、市場における消費行動が人々の欲求充足にどのくらい影響するかを正確に見極める必要が生じて、欲求にもとづく消費理論の探求が盛んになる。しかし、マーシャルにとって欲求充足の消費理論はそれほど重要ではない。なぜなら、それは発展の初期段階では重要であるが、長期における人間の研究を考える場合、新たな発展段階のそれぞれにおいて、新たな「活動」の発展が見られ、それらが新たな欲求を呼び覚ますのであって、「その逆ではない」からだ。

マーシャルの活動概念に注目したタルコット・パーソンズによれば、彼の欲求概念は三つに分類される。第一は、動物や未開の人類を支配するような「生物的欲求」である。第二は、文明の高度化に伴う活動によって形成される「活動に適合した高次の欲求」である。第三は、第一の欲求とは区別された低俗な欲求であり、「偽装的・人工的

な欲求」である。長期における人間の進歩を考えるマーシャルにとって重要なのは第二の欲求であって、これは「生活水準」に関係する。「活動水準とは欲求に適合する活動の水準を意味」し、その上昇は、「知性、活動力、自尊心の増加を意味する」からだ。

## ラディカル・エコノミクス

同様のアプローチを提示するのは、ラディカル派である。ハーバート・ギンタスは、1972年に公表された二つの論文、「消費者行動と主権概念——社会的退廃の解明」および「厚生経済学と個人的発展に関するラディカル分析」において、新古典派の厚生経済学の体系に代わる「福祉の経済学」の構想を示した。青木昌彦は、清水幾太郎や西部邁との討論を通じてギンタスの議論を洗練させ、1973年の『ラディカル・エコノミクス』の出版に際して、「福祉の政治経済学：試論」を著した。彼らの「福祉の経済学」を構成する主要概念は、「活動」、「能力・パーソナリティ」、「活動用具」、「活動場」である。

「活動」に着目するのは単純素朴である。人は日常の暮らしにおいて「食べる、働く、学ぶ、遊ぶ、愛する、眠る、創る」などの様々な活動を行っているからだ。したがって、福祉の経済学は「活動」に関する詳細な分析を必要とするという訳だ。

この分析を支えるのが他の三つの概念である。人の暮らしはあるまとまりをもった諸活動から構成される。これは複数の可能性のなかから選択・配列されたものである。一定の組織化された諸活動のパターンが示されるのは、当該個人の肉体的・知的・情緒的・社会的な特性が存在するからだ。これが「能力・パーソナリティ」と呼ばれるものである。なお、人間の諸活動はそれ自体として、次なる活動を遂行して福祉を高めるための「能力・パーソナリティ」を発展させていくという。この点は先述のマーシャルと同じである。

人が活動するためには何らかの「活動用具」が

必要になる。経済学的には活動用具は三つに分類できると考えられる。一つは活動主体が市場で購入して所有権を獲得できるものである。これは私的財と呼ばれる。次に現代社会で仕事をするのをイメージすると、多くの場合、財・サービスの生産用具は会社や行政機関などの組織で所有・共有されていて、活動主体が自己の所有権を有するわけではない。これらは組織財と呼ばれる。さらに道路のような公共財を含めて、活動主体が所有権を有することなく自由に利用できるものがある。これらは外部財と呼ばれる。

ギンタスおよび青木の試論で最も注目されるのが「活動場」の議論である。これは実際に活動がとりおこなわれる「場」を意味している。この概念は「能力・パーソナリティ」の形成との関連で特に重要な役割を担っている。活動場として挙げられているのは、生理組織、市場、ヒエラルキー的分業組織、自然環境や建築空間（アメニティ）、家族やコミュニティなどである。活動場は活動用具と違って、互いに排他的なカテゴリー分類ではなく、それゆえ活動は同時に重複する活動場でとりおこなわれることも多い。ギンタスや青木は、「活動場」に左右されながら「能力・パーソナリティ」がどのように形成されるかを議論し、また同時に「能力・パーソナリティ」が「活動場」自体の変革を求める契機を分析しようとしている。彼等はいずれも新古典派経済学を批判することを主たる目的としているから、能力を含むパーソナリティが社会的に規定され、それが変化しようという論点への拘りが強い。

以上のように、福祉の捉え方の方法論には、「活動」という概念が密接に関わっていることが分かる。しかし、興味深いのは、いずれの議論においても、活動を具現化するときの享受能力が問題とされていること、また長期的な視点での享受能力や欲求の変化が組み込まれていることである。

## 「活動場」の観念と福祉

国連開発計画の Human Development Report でも、女性のエンパワーメントが重視されるが、例えば女性の国会議員や企業の執行役員の数が指標として注目される。しかし、これは社会的地位の帰結に過ぎない。エンパワーメントの実態は、実際の活動が行われている「場」の特徴に左右されるのではないか。

例えば、安全・安心なお産の場として、産科の医師を中心とする病院に集約化されたシステムを選ぶか、助産婦を中心とするバースセンターのような施設での正常分娩を奨励するシステムを選ぶかで、妊婦とその家族、それを取り巻くケア労働の担い手のエンパワーメントは変化してくるだろう。日本ではお産の集約化が目標になっているが、諸外国では妊婦と新生児の死亡率を高めることから集約化が禁止されている場合もある。こうした国々では、ダイレクトエントリーの助産婦を育成して、妊婦のケアサービスを分断化しないシステムを構築している。

また大手流通業の郊外モール店舗で生鮮品を購入するのと、ローカルな地産地消の共同購入システムで生鮮品を購入するのとでは、選択・購入している財が同じでも、生産を含む活動場が異質であり、消費者としてのエンパワーメントの実態は異なるはずだ。

センの議論では、機能充足と潜在能力を左右する変換過程の要因として、個人的特徴と社会の仕組みを含むから、活動場が関係しているとは言える。しかし、センの認識はそれほど明瞭ではない。こうした観点からすると、センの議論は需要サイドの理性的選択に偏りがちであって、全体的に見ると古典派に回帰しつつも、「生産」の視点が弱いということに気づく。

(よしかわ えいじ 滋賀大学)

松尾匡・橋本貴彦編

## 『これからのマルクス経済学入門』

筑摩書房 2016年 税込価格1620円

瀬尾 崇

## 本書の概要

ふだん、一ファンとして楽しく読んできた松尾氏の著書、今回は評者の立場から精読してみて、あらためて松尾氏独自の新しい視点・解釈とブレない議論の展開を感じたしだいである。さらに本書は、疎外論を軸とした松尾氏のロジックと、マルクス経済学に依拠した実証分析に精通された橋本氏の投下労働価値分析がうまく融合されているという点で、「これからの」にふさわしい内容となっている。

本書全体にわたるコンセプトは、「マルクス経済学的重要概念—『階級』とか『疎外』、『唯物史観』とか『労働価値説』—を根本から見直して、これらの概念における、もはや捨て去るほかない意味付けと、そうではなく、きっちり引き継ぎ、発展させるべき側面とを厳しく吟味し、マルクス経済学がこれから進むべき方向」（「はじめに」、9頁）を示すことであるとされている。本書全体を通してみると、そのなかでも特に「疎外」が、“最”重要概念に位置付けられていると評者は理解した。

また、本書は本来、学部生向けの新しいスタイルのマルクス経済学の教科書作りの計画のうち、序章に位置付けられる部分を膨らませたかたちでスピノフしたものであると告白されており（「あとがき」、235頁）、学部学生が読者として想定されている。20世紀末のソ連崩壊の時期に大学に入学し、マイノリティ科目となったマルクス経済学を学んだわれわれ世代が、マルクス経済学のエッセンスを学部学生に講義する立場になった現在、その講義ガイダンスで何を学生に語るかを考えるうえで、本書は非常に示唆に富むものであるように思われる。

## 各章の特徴

第1章では、マルクス経済学的重要概念のうち、「階級」概念が再検討されている。通常、マルクス経済学では、「自分が労働をするための、主要な生産手段を所有していないのが被支配階級、それを所有しているのが支配階級」（40頁）というように階級が区分される。従来

の議論では、法的な意味での所有概念が階級区分の基準と考えられてきたのに対して、本書の新しさは、「利得論的解釈」と「疎外論的解釈」という2つの視点から所有概念を理解し、それぞれの視点に基づいて「階級」概念を捉え直したところにある（45-47頁）。前者に依拠するなら、「生産活動に用いる主要な生産手段が生み出す剰余を受け取る者が『支配階級』」となり、後者に依拠するなら、「主要な生産手段をどう使うか管理・命令し、生産過程を実質的にコントロールしているのが『支配階級』」ということになる。これら2つの視点は、「搾取」、「社会主義」、「再分配政策」の再検討に対しても適用可能であり、その汎用性の高さが認められる。

第2章では、マルクス経済学的重要概念のうち「疎外」と「唯物史観」が再検討されている。松尾氏の疎外論解釈は、氏の以前の著書や論文等（特に『「はだかの王様」の経済学』（東洋経済新報社、2008年）が詳しい）から一貫しており、かつ、お馴染みの図解を用いた非常にわかりやすいものである。一般に「疎外」とは「自分に属すべきものが、自分のコントロール外へと離れていき、自分とは疎遠なものになってしまう」ことを意味し、人間の社会的側面という人間の本質が、外化・自己目的化されて一人歩きし、時に暴走して人間を抑圧・支配するようになるのである。松尾氏は、「労働」、「貨幣」、「国家」さらに「唯物史観」などに対して同一の図解をうまく適用し、それらの疎外論的理解を解き明かしている。なかでも特に「資本」に適用した箇所は、学部学生にとって非常に難解なマルクス経済学特有の資本の定義、すなわち「自己増殖する価値の運動体」を理解するうえで、有益であるように思われる。すなわち、疎外論的解釈に基づいた「資本」とは「仕事に携わる一人ひとりのコントロールの手を離れて勝手に自己膨張する生産手段（と、それと表裏一体の関係にある、自己膨張する貨幣）のこと」（100頁）なのである。

第3章では、冒頭に掲げられたマルクス経済学的重要概念の残る1つ「労働価値説」が再検討されている。まず、労働価値説をめぐる従来のマルクス経済学で主要な論争的であった「転化問題」と「マルクスの基本定理」に関して、松尾氏の見解が整理されている（152

頁)。それによると、前者に関しては、「経済全体での、それぞれの財の総投入量（労働者の消費を含む）の間の比率と、それぞれの財の総生産量の間の比率が等しい場合を除けば、『総計一致二命題は両立しない』（152頁）、後者に関しては、その数学的証明においては、投下労働価値どおりの価格は想定されておらず、「どのような価格であっても利潤を出すかぎり、そこには労働の搾取があることが証明できる」（同上）のである。そのうえで労働価値説の意義の存在をあらためて問うた時、それを「社会的労働配分」（「ある財を1単位、毎年純生産するために毎年社会のどこかで同時に投入されなければならない労働の合計」（164頁）、すなわち「年々の純生産のために年々相並んで投入される労働の総計」（161頁）として理解すべきことが論じられている。このような理解に基づけば、貿易黒字とは、その源泉が自国労働者の搾取であることが理解される。また介護サービスに対する消費税増税による資金調達、労働者が受け取る消費財のための労働配分が減少し、介護サービスに回るだけであることから、必要労働の入れ替えに過ぎないことが理解される。このような投下労働価値概念の理解の汎用性は高く、昨今の中国人観光客による爆買い現象も、需要増大と手放しに喜ぶことができないことも理解できるだろう。

橋本氏による第4章では、主に第3章の内容に関して、実データを用いた数量分析によって論証することが試みられている。そこでは、「世界産業連関データベース（World Input Output Database）」という投下労働価値の数量分析にとって有用なデータソースが紹介されている。このこと自体、今後のマルクス経済学研究の実証分析にとって有益であるだけでなく、とかく難解なマルクス経済学独自の概念説明に時間をとられがちな学部学生に対する講義においても、実践的な学習を促すことが可能となったように思われる。さらに、本節の数量分析では、近い将来の日本経済においてニーズが高まることが必至の介護・医療サービスに対して、どれだけの総労働配分が必要とされるか、そしてそれをどのように満たすかに関して、政策的インプリケーションを提示することも可能であることが示されている。すなわち、「日本の場合、すでに生産力が十分発達しているにもかかわらず、いまだ設備投資が大きな割合を占めているのであり、これを『ヒトとヒトとの関係』から見れば、老人介護を中心とする社会的なニーズが増大しているにもかかわらず、従来型の生産を維持・拡大させるために労働力を用いていることになり、労働者からすれば、さして必要でないものを生産している」（232頁）ため、社会的ニーズの再確認と現行施策の精査が不可欠であり、その際、労働価値の数量分析に基づいたマルクス経済学の立

場からの政策提言が有効性をもち得ることが理解できるのである。

## いくつかの論点と展望

さて、上述のとおり評者の理解した本書の特徴を整理したところで、両著者に対して3つの論点を提示しておきたい。第1は、第1章で提示された新たな2つの視点（利得論的解釈と疎外論的解釈）と、第1章末尾で議論された橋本健二氏の現代日本の実証的な階級分析との関連が十分に議論されていないように思われることである。「階級の見方」を基礎にした経済学の必要性に関しては理解できたものの、現在の実証的な階級分析は、本書で論じられた「これからのマルクス経済学」の立場からどう評価されるのであろうか。

第2は、第2章の疎外論に基づく唯物史観の解釈に関して、評者も資本主義経済の進化過程を理解するうえで唯物史観は再検討すべき課題であるという問題意識は共有している。しかし、土台にフィットした上部構造を構築するにあたって、松尾氏の主張する「生身の人間それぞれの暮らしの事情を大事にする」（127頁）という疎外論の価値観は、唯物史観の理解をどのように刷新したと考えれば良いのだろうか。さらに、それに続く記述では、進化ゲームを用いて上部構造の制度転換を理論的に論じているが、その分析枠組みのもとで、疎外論の価値観はどのように活かされているのだろうか。

そして第3は、第4章に関して、評者は、現代のマクロ計量モデルは「モノとモノとの関係」に基づく分析であるのに対して、投下労働価値による数量分析は「ヒトとヒトとの関係」に基づく分析であるところに優位性があると理解した。しかしながら、データで示された労働に関して、その質的相違は検討されているだろうか。例えば、従来のマルクス経済学でも議論されてきたような熟練労働と単純労働との区別や、正規労働と非正規労働との区別など、政策的インプリケーションを提示するうえで考慮すべきと考えられる労働の質的相違は、実データを用いた分析ではどのように解釈すれば良いのだろうか。

上記3つの他に、バルタン布やバルタン米といったとえ話がいまひとつわかりにくい（特に後者）、ゲーム理論を用いた記述的説明を理解するためには前著『「はだかの王様」の経済学』を参照せざるをえない、といったことも感じられたが、それら瑣末な注文は評者の個人的な欲張りかもしれない。いずれにせよ、本書は「これからのマルクス経済学」の入門書としての役割を十二分に果たしたことは間違いないだろう。

（せお たかし 金沢大学）

松尾匡

# 『自由のジレンマを解く』 ——グローバル時代に守るべき価値とは何か——

PHP 新書 2016 年 税込価格 886 円

大西 広

## 本書の基本的問題関心

本書は新書の形をとっているが、事実上、著者のこれまでの思索の集大成となっており、著者つきあいの長い私としても著者の思想の全体像をよく理解できる書物であった。もう少しいうと、著者の思想も変遷を遂げているので、その現在の到達点を過去の成果の上に解説した書物と言える。著者の場合極めて多作で、「過去の成果」は多いが、やはり最初の著作の意味は特別だ。これは最初の著作『近代の復権』への言及が多いことにも表れている。私に言わせると、この著作のモチーフは、①国家主義はダメ、しかしかといって②過去回帰的な共同体主義（本書ではコミュニタリアニズムと表現されている）もダメ、なので、③基本は近代の市場経済がもたらした自由主義の文脈で今後の方向性を探らなければならない、というところにあった。このためにタイトルが「近代の復権」となったのである。評者である私自身も基本的にこの立場であるため、早くから共鳴・共振し、松尾氏との共著も4冊に及ぶ。典型的な国家主義だった旧ソ連社会を社会主義とは無縁の「国家資本主義論」とした大谷・大西・山口編『ソ連の「社会主義」とは何だったか』大月書店、1996年、市場的關係が形成する個人の先に未来社会を展望する章を書いた基礎経済科学研究所編『未来社会を展望する—甦るマルクス』大月書店、2010年、福祉国家を疑い、自由主義的な立場から革新派の改革戦略を提起した碓井・大西編の2書『ポスト戦後体制の政治経済学』と『格差社会から成熟社会へ』（ともに大月書店、2001年および2014年）である。

したがって、松尾氏の問題関心は、①国家主義でも、②共同体主義でもない第三の道=③自由主義を「グローバル時代に守るべき価値」とし、しかし、その上でもじっくり深めるべき諸論点を過去の様々な思想家が深めた諸概念を追っている。自由には「ジレンマ」があるからであり、具体的には、ロールズの「無知のベール」論、左翼リバタリアンの「自己所有権命題」、ハイエクの普遍的ルール、J.S.ミルの「慣習による専制」、アイ

ザイア・バーリンの「積極的自由」批判が検討の基本線となるが、最終的にはリバタリアリズムのハイエク的超越、ロールズ以上に普遍的抽象的な徹底した自由主義を究極の目標として認めた上で、時間をかけてそれに近づこうとする「生身の人間」による「現場」からの普遍化への努力の必要性が提起される。そして、その際には、ロバート・パットナムの「橋渡し型社会関係資本」、カントの「統整的理念」、マルクスの疎外論、アマルティア・センの「理性による公共的対話」論および「獲得による普遍化」論、ウェーバー=大塚久雄の「資本主義の自生的発展論」といった狭義の「自由論」ととどまらない多くの思想を縦横に活用している。あたかも上記の思想家たちが松尾氏の目の前で討論をしているかのごとくに、提起された問題にそって次々に登壇してくる。それも冗長な演説でなく、要を得たものとなっていて、実に絶妙に「論者」の配置された「討論会」となっている。

## 基準政府とリスク・決定・責任の一致

著者の自由論は、1年と少し前に同じ新書シリーズで提起された「基準政府」、「リスク・決定・責任の一致するシステムの構築」という言葉で集約される。「基準政府」は政治家や官僚にその裁量を許さない政治行政システムのことで、ハイエクなど新自由主義の文脈にある。が、それだけでは福祉や景気対策への公的介入を正当化することはできないので、そのためにもうひとつの原理として「リスク・決定・責任の一致」を主張する。この原理がなぜ政府介入を正当化するのかについての説明はやや複雑であるが、ともかく、こうした問題意識で問題を設定していること、ハイエクなどとの違いは福祉や景気対策の正当化にあるということを理解しておこう。「リフレ派」として政府の金融政策を支持し、前著のタイトルに「ケインズの復権」が入っているのはこのためである。

しかし、別の論稿でコメントしたように、この論理の運びには問題がある。「基準政府」論とは言い換えると

政府を担う人々による「裁量」への批判であり、したがってハイエクやフリードマンなど「新自由主義」に起源を有する議論である。ので、この基準を有しながらかつまたケインズ主義的な財政政策を支持するには無理がある。ケインズ主義的な財政支出はたとえば公共工事とした場合、何を作るか、どこに作るか、誰に発注するかなどにルールはない。やはり、その時々々の政府の裁量性が出てしまうからである。著者がこの点で導入をしている「リスク・決定・責任の一致」原理は別の原理なので、「基準政府」原理とは時に矛盾する。その点への説明は本書においても不十分である。

## 論理展開のミクロ的基礎と生産様式の問題

したがって、結局、著者はせっかく提起した「基準政府」原理を軽視してしまい、「リスク・決定・責任の一致」原理を優先させた議論となっている。逆にいうと、この点こそが著者の究極のオリジナルであり、そして、その点での多くの研究成果が本書に凝縮されていて勉強になった。「モデル」としては最後の第8章で展開されている「培地/ウィルス」モデルがあり、その背景には、評者もまったく同意する個人主義＝自由主義の立場からの集団主義批判というモチーフがある。そして、ここで高く称賛したいのは、著者はその立場をただ自由主義がよい、集団主義はダメだと非歴史的に言っているのではなく、前近代的「固定的人間関係」から近代的な「流動的人間関係」への変化という長期歴史的な人間関係の変化から説いていることである。自由主義を「グローバル時代に守るべき価値」という形で歴史的限定をつけていることにもこの立場はよく表されている。マルクスの史的唯物論でいえば「依存関係史」の文脈で自身の議論を組み立てているということになる。

しかし、それでも、人類の歴史は「固定的人間関係」から「流動的人間関係」への変化という2つの段階で語りきれものではないし、そもそもマルクス史的唯物論のより一般的な範式は、原始共産制→奴隷制→農奴制(封建制)→資本制→共産主義という「生産様式の理論」であった。私は、この史的唯物論の両方の側面を資本主義を例に『マルクス経済学』(慶應義塾大学出版会、2012年、2015年)で「商品生産社会としての資本主義」と「工業社会としての資本主義」として説明している。

この観点の欠落の結果、「近代」にも「前近代」にも存在し、あるいは生産手段の所有関係によって発生する「階級」という観点が(ご本人に聞いたところでは次著で論じられるそうだが)本書では弱い。金持ちと貧乏人の間の「自由」の実際上の違いや資本主義初期での労働者の均質化による階級意識(これは評者の言葉)の成立といった問題は取り上げられても、たとえば、「大工業」

が初めて労働に対する資本の専制的指揮権を確立させたというような「技術」に関わる論点が欠落しているのである。この結果、IT技術の普及の影響もそれが「より流動的な人間関係を作る」といった文脈でしか取り上げられないこととなっている。

## 「疎外」、 「生身の人間」と 「利益」

この問題は、本書における「人間関係」やその上に立つ「考え方」が「生身の人間」を支配＝疎外するという枠組みが、逆に「生身の人間」のもっと直接的な関心＝「利益」それ自身の軽視につながっている問題としてあるように思えてならない。たとえば、資本主義の下では資本家階級と労働者階級の利益が直接的に対立している。「生身の人間」がそれから遊離した「考え方」に支配されているのではなく、資本家に支配されているのであって、イデオロギー(「考え方」とはそうした利害関係を反映しているに過ぎないというのが本来のマルクス主義の考え方であったはずである。著者は260頁で革命イデオロギーが人々の利益に反するような事例を挙げて究極の人間疎外のひとつの事例としているが、ここでもイデオロギーによる人々の支配がその本質ではなく、その結果として人々の「利益」が守られないこと、よって支配階級の「利益」が打倒されないことがその本質として述べられるべき事柄である。

周知のように、若き頃のマルクスも著者が論じるような「疎外」を直感し、その問題から「支配」の研究を始めたが、その本質が「利益」と「利益」の問題であるとの認識に達した後は、そうした経済的利害関係の解明に没頭するようになった。『資本論』もまた、その代表作のひとつとして、「市民平等」の「流動的人間関係」下でも生じている資本家による労働者の搾取の解明に没頭したものである。この意味で、本書は初期マルクスの問題関心を振返る書としては非常にすぐれたものでありつつも、それを後期マルクスの問題関心につなげることに失敗していると言わざるを得ない。

したがって、評者の観点からは、「考え方による人間の支配」という枠組みではなく、誰の利益が誰の利益と対立し、誰が誰を支配しているのかが関心の中心でなければならない。そして、その意味では著者が冒頭で論じるイラク人質事件への著者の「自己責任原理」の応用にも同様の問題が横たわっているように思われる。著者は問題の在り処を鮮明にすべく、あの人質救出に(市民社会の関与はありえても)政府が関与する必要はもともとなかった、なぜなら彼らは「自己責任」で危険を冒したのだから、と論じているが、評者の関心は、彼らが誰の利益のために行動したのかということにある。人質となった彼らは事業に失敗した事業家たちと違って、自己

利益のために危険を冒したのではない。ので、イラク行きを「決定」したのは彼らだからその責任は政府の知る由ではないという問題ではなく、公共的利益のために（もっと言うと、こうした日本人の活躍によって現地に親日家ができれば、それは「国益」ともなる）決断・実行した人々に国家はどのように対処すべきかという問題である。この意味でも著者の「自己責任原理」こそ、「生身の人間」から遊離した一種の「イデオロギーの自立化」ではないかと思えてくる。

### その他の諸論点

これらの他にも本書にはいくつか疑問をメモっておきたい論点があった。たとえば、江戸期に成立した「商人道」の著者の一方的称賛には、これが武士階級における武士の精神、職人階級における職人的精神、大多数の農民階級における農民的感情との分担関係の構造的認識が欠落しているのではないかとの議論を持った。また、大塚史学的ストーリーも「あり得た」との議論は理解できるものの、それをマルクスもあり得たと認識していたことを論じて欲しかった。これはマルクスの原蕃章をよくよく読まなければ気づけないことなのであるが、マルクスはドイツ版751ページでその原蕃章を「ここでは農業革命の純粋に経済的な原動力は見ないことにする。ここでは農業革命の暴力的槓杆を問題にする」と述べ、「暴

力的」でない「純粋に経済的な原動力」による資本賃労働関係の成立もちゃんと認めているのである。

が、マルクスはたとえそのようにして資本家となった者がいても、だからといって問題の本質には関係がないと考えている。なぜなら、市場での対等平等の等価交換があったとしても、それでも労働の搾取は成立するからである。『資本論』の課題の中心はここにあったのであって、資本主義成立期にあった暴力は「資本主義批判」の一部にすぎない。逆にいうと、ここで問題なのは「大塚の言ったようなストーリーもあり得た」ことが問題なのではなく、たとえそれで資本主義が成立したのだとしても問題の本質は変わらないということである。

しかし、もちろん、これだけいろいろの事を考えさせてくれる本書は名著というしかない。多くの読者が読まれ、じっくり著者の問題提起に応えられることを期待したい。

(おおにし ひろし 所員 慶応大学)

---

## 書評

松尾 匡

# 『この経済政策が民主主義を救う ——安倍政権に勝てる対案』

大月書店 2016年 税込価格1728円

田添 篤史

この本はその書名からわかるように、安倍政権が目的とする改憲を阻止するためにはどのような経済対策を打ち出せばよいか、ということ論じた本である。

著者は安倍首相の最終目標を、改憲を成し遂げ、戦後民主主義体制にかわる新しい体制を樹立した指導者として名を残すことと認識する。また改憲を行う動機は、あくまで安倍首相の個人的な野心に基づくものであると捉える。そのうえで、2016年7月に行われる参議院選挙で自民党単独で3分の2の議席数を確保することが目標であり、そこに向けて消費税の引き上げの延期や景気対

策のタイミングなどを駆使し、選挙直前に景気絶好調とすることによって自民党の圧勝を招こうとしている、とする。このような現状認識のもとで、戦後民主主義体制を守るために安倍首相の野望を阻止するためには、どのような政策を野党側は打ち出すべきであるか、これを論じることが本書の主題である。

書評執筆時点(2016年6月)の状況を見ると、2015年に著者が予想した展開になっているとは言い難い。しかしながら著者も述べているように不景気であっても海外発の不景気であると認識される場合は与党維持に働き

やすく、政権交代が自然と生じるということはない。ではどのような対案を打ち出すべきであるか、その点について本書は以下のように展開していく。

適切な政策を打ち出すためには人々が何を望んでいるかを知らねばならないが、著者は人々が望んでいるのは好景気と福祉の充実であるとする。一人当たり栄養摂取量や自殺率などの点から人々がいかに不況で苦しんできたかを述べたうえで、左派はこのような人々の苦しみを軽視してきたという批判を行っている。「脱成長」や「財政の無駄の削減」などを訴えることで、景気拡大それ自体に反対であるかのようなイメージを人々に与えてしまい、苦しんでいる人々に対してまったく訴求力を持たなかったことが、左派の凋落につながったのである。左派の復権にとって重要なことは、長期不況で苦しむ人々に、安心して働くことができ、暮らしが豊かになれる政策を打ち出すことである。

著者はこのことに対しては、左派の野党よりも安倍首相のほうが成功しているとみなす。安倍政権は安保政策や原発政策で支持を得ているわけではなく、他の政党よりも景気の先行きに希望がもてる政策を打ち出しているために支持を集めているにすぎない。だとすれば、左派がいかに安保や原発、あるいは改憲を争点にしたとしても安倍首相を倒すことはかなわない。左派が安倍首相を倒すためには、現在は安倍政権の支持を行っている苦しむ人々に恩恵をもたらす政策を打ち出さねばならない。では、それはどのような政策であるか。

著者の主張は、日銀に国債を引き受けさせることで金融緩和マネーを生み出し、これを財源に、福祉・医療・教育・子育てで支援に注ぎこむということを公約にすること、つまり安倍首相の経済政策よりも、さらに日常生活で恩恵を感じることができる経済政策を対案として出すべきというものである。

福祉・医療・教育・子育てで支援への支出増加は国債を発行し、それを日銀に引き受けさせることで賄う。他の部分を切り詰めることなく、追加的に生み出されたマネーを原資として使用することで有効需要の増加による景気拡大策の効果が十分に発揮されることになる。日銀の緩和マネーに頼る方法についての批判として、インフレになるというものがあるが、不況期で供給能力に余裕がある場合は、需要増加によるインフレは生じない。特に資本豊富国である日本においては、供給能力の上限を画するのは労働力であり、完全雇用になるまでは問題となるようなインフレは生じない。日銀が国債を買い入れることで懸念される長期金利の高騰、国債の信認低下も生じることはなく、日銀のバランスシートの棄損も問題ではないとする。しかしながら景気が回復した後も無制限に緩和策を続けるわけではなく、日銀の国債引き受け

の歯止めとしてインフレ目標を使用することを提案している。インフレ率が設定された水準を超えた場合は日銀が国債引き受けを停止することで、政府を引き締め策に転化させるというものである。また支出の財源もいずれは税金によってまかなうことに転換させる。

これが著者の主張する政策の要点であり、本書の主題をなす部分である。本書ではそれに続いて、欧米左派でも緩和マネーによる財政政策の主張が盛んになっていること、その背後にはケインズ理論の復権があること、現在の経済政策（アベノミクス）がどこで行き詰るかという点に関する分析が述べられている。

以上が本書の概略である。多くの論点を含んでいるが、紙幅の都合もあるため次の2点に絞って疑問述べてみたい。一つ目は改憲を安倍首相の個人的野望の次元に還元してよいか、という根本的な問題である。二つ目は経済政策として提案されている、日銀が国債を引き受けることによって生み出されるマネーを使用するという方策に対してである。

改憲を安倍首相の個人的野望に還元してよいかという点は、本書で著者が提案している対抗政策の有効性それ自体に関わる大きな問題である。本書で提案された改憲阻止の策は、安倍首相が打ち出す政策よりも、より人々の日常生活を豊かにする方策を打ち出すことであり、それをすることで安倍首相から、あるいは自民党から政権を奪うというものである。改憲が安倍首相の個人的野望から生じる場合はこれで問題は解決する。しかし改憲が安倍首相の個人的野望ではなく、より根本的な経済過程の、いかにすれば土台の変化から起きていることであれば、安倍首相から政治権力を奪うだけでは問題の解決にはならない。この場合は、どのような政党が、どのような理想を掲げて政権をとったとしても最終的には現実に襲われてしまうだろう。より拡張的な有効需要政策を掲げて政権を奪ったとしても、最終的には変質せざるをえなくなる。そのため、この点は本書が掲げる改憲阻止策の有効性と関わる根本的な論点である。土台の上部構造に対する規定性を重視する立場からは、現在生じている国家主義的政策への傾倒を、単に為政者の個人的資質に還元することで説明することは行わないため、この点についての論争は避けがたいと思われる。

二点目としては、日銀に国債を引き受けさせることで緩和マネーを生み出すという政策についてである。日本では、この政策については右派・左派を問わず批判が大きい。また著者は日銀に国債を引き受けさせることで生じると懸念されている諸問題についても問題は生じないとする根拠を述べているが、これについても反対の立場が主流であろう。そのためこれらの点に関する議論は避けられない。ただし、日銀によってマネーを生み出すと

いうことは、すでに現在の日本で事実上行われていることである。国債の発行残高は増え続けているが、民間の保有残高がピークとなったのは2013年の初頭であり、それ以後民間の保有残高は130兆円減少している。そのため事実上の日銀引き受けはすでに起きているのである。そのため、この議論についてはいずれ現実によって決着がつけられるであろう。なお、著者の日銀引き受けによる緩和マネーの創出が問題とならないという主張の根底には、課税と財政政策は労働の社会的編成を変えるためのものであるという考え方がるように思われる。これについては松尾匡・橋本貴彦著『これからのマルクス経済学入門』筑摩書房を参照されたい。

本書で提案されている政策には以上のように大きな論点が含まれている。そのため政策が妥当であるかについては各種の意見があるであろう。しかし、その妥当性に関わらず、著者が強調する次の点は重要なことである。それは、打ち出される政策は人々の現実の生活を豊かにするものでなければならないという点、および人々が実際の生活で味わっている苦しみを軽視しないということである。実際のところ、いわゆる左派に属する人々は、

高踏的な観点から政策を打ち出してしまう傾向があり、「崇高な目標」のためには個々の犠牲を容認する傾向もあった。アメリカ大統領選で、左派に属するサンダース氏の支持者の一部が、サンダース氏が敗退した場合はトランプ氏に投票することを考えているように、苦しんでいる人々は左右など関係なく自分の生活を救ってくれると期待できる政策を支持する。これも著者が指摘していることだが、左派であっても比較的恵まれた立場にある人々は、このような人々を愚か者と批判し、切り捨てる傾向がある。このような点は正さねばならない。

政策とは実際の人々の生を豊かにするものでなければならないということ、また一人ひとりが生活の中で直面している個々の問題を軽視せず、それぞれにしっかりと向き合うことが何より必要であるということ。本書の根底にある著者のこの問題意識は、本書で論じられた政策をどのように捉えるにせよ、忘れてはならないものである。

(たぞえ あつし 所員 京都大学)

---

## 書評

吉永 純

# 『生活保護「改革」と生存権の保障』

明石書店 2015年 税込価格 3024円

柴田 徹平

---

本書は、現下で進められている生活保護制度の新自由主義的改悪を批判的に検討し、さらに、運動の成果を踏まえてあるべき生活保護行政および政策的対案の解明に果敢に挑んだ類書のない研究書であり、圧巻である。本書が、貧困に苦しむ当事者、法律家などの支援者、社会保障を学ぼうとしている学生そして研究者に広く読まれることを願って、以下では本書の概要と若干のコメントを記す。

第1章では、2013年8月から2015年4月まで三回に分けて行われた生活扶助基準の引下げの問題点を政策決定過程の分析により検討されている。著者によれば、生活扶助基準の引下げは、社会保障審議会生活保護基準部会の報告書を無視して進められたという。つまり上記基準部会の報告書は、減額容認のスタンスではなく、減額について慎重なスタンスであったが、国はこの報告書を無視して物価下落を理由に扶助基準を引き下げた。しか

し、この物価下落も統計を恣意的に用いたもので根拠はないことが明らかにされている。また生活保護利用者の96%が減額になるなど減額の影響の極めて大きく、この引き下げに対して利用者2万人におよぶ審査請求が行われていることが指摘されている。

第2章では、住宅扶助について、生活保護世帯の居住環境を改善し貧困ビジネスの不当な利得を制限するには、住宅扶助基準を家賃準拠追従型から居住水準保障型に改革することが最も効果的であることが明らかにされている。まず、住宅扶助の引下げによってもたらされる影響として、①生活保護利用者の居住水準のさらなる低下を招き、②家賃が住宅扶助費を超える「高額家賃」とみなされ、転居圧力が強まること、③転居できない場合は、家賃と住宅扶助費の差額をほかの保護費からまかなう恐れがあること、が示される。また住宅扶助特別基準額では、国の定める最低居住水準を満たす住宅の14.8%

しか借りることができないと指摘したうえで、そうであるにも関わらず、生活扶助と同様に基準部会で検討されなかった家賃CPIを根拠に国が住宅扶助特別基準額を過去最大幅で引き下げたことが明らかにされている。

第3章では、改正生活保護法の問題点を検討するとともに、国会や省令などをめぐる取り組みを生かして、これらの懸念を食い止め、生活保護制度を最後のセーフティネットとして機能させる方策が示されている。改正生活保護法案は、国が認めていた保護申請における口頭申請を否定し、また扶養強化を求める内容であったが、その根拠は十分なものではなく、前者が水際作戦の強化や後者が保護利用世帯の家族分解を引き起こし、また何よりも同法案のパブリックコメントに寄せられた反対意見の多さから、上記二点に関する条項の改正は見送られたことが述べられている。またワークファーストの指導強化や不正受給対策強化に関しては、出口の労働市場の改善なしには、追い出しになることや不正受給の過大評価が述べられ、その問題点が指摘されている。

第4章では、2015年に施行された生活困窮者自立支援法について生活保護との有機的連携をはかり、生活保護利用者も含めた、就労自立に偏しない自立を支援目標に据え、利用者本位の支援を実現していくための条件、これを明らかにすることである。まず著者は、同法を巡っては、利用者本位の寄り添い方支援の実践という肯定的評価と水際作戦など国・自治体の生活保護費削減ツールとして活用されるという否定的意見があると述べている。同法の運用については、制度の周知と合わせて、訪問支援など利用者の掘り起こす取り組みの重要性が述べられている。また中間的就労を巡っては就労訓練事業に不当な運用がなされないよう行政による指導監督体制の強化が指摘される。そして最後に水際作戦の防止と包括的な寄り添い型支援を担う人材の確保・養成と支援手順の確立を提起している。

第5章では、札幌市白石区姉妹孤立死事件について現地調査を踏まえた問題点が明らかにされており、保護の申請における水際作戦がもたらす凄惨な実態を見事にえぐり出しており圧巻である。なお、この事件は、要保護状態が明らかな姉妹が、3回にわたり福祉事務所に生活保護の相談に訪れているにもかかわらず、保護申請が受け付けられず孤立死に至ったものである。一方で、この間の生活保護に関する判例や判決は、行政の発見・助言・確認・援助義務を認めるなど、市民と行政における情報格差や力関係の格差を縮めるための新たな規範が確立していることが明らかにされている。そして最後に、保護申請権の侵害による凄惨な事件を防ぐために、保護申請における、相談扱いをなくすなど保護申請を広く認めたうえで、速やかに審査を開始する仕組みをつくる必

要性を提起している。

第6章は、①現場における最近の稼働能力活用判定における違法な具体例を検討、②そのような運用を許容している保護の実施要綱の検討、③最近の判決から現場運用に関する新たな規範を抽出、④保護実施要綱の改正試案を示す、の構成となっている。まず事例の検討では、要保護性が明らかな保護申請者に対して福祉事務所が就労指導を行い、その活用が十分でなかったため保護申請が却下された事例を取り上げ、要保護性が明らかな場合は、保護を適用後に就労指導を行うべきと述べている。また最近の判決からは「自らの意思だけで、一定の給料や雇用期間のある仕事に就ける場合にのみ、就労の場があると判断し、それ以外の場合は、稼働能力不活用とされない」という規範が確立してきていることが示されている。最後に実施要綱における保護申請時の稼働能力判定改正試案が上述した判決をもとに示されている。

第7章では、外国人への生活保護制度適用に関して検討がなされている。著者によれば、定住外国人への生活保護は権利として認められず、1954年通知以来、法を準用した行政措置に留まっており、その結果、不服申し立てはできないとされていることが述べられている。一方で最近の最高裁判決には、定住外国人の訴訟提起が可能と判断する余地のある判決が出されていることが指摘されている。次に、1981年の難民条約批准に伴い、ほかの社会福祉・社会保障法では、国籍要件が撤廃されたが、生活保護の国籍要件が残されたままだったことが示されている。また特別永住者への生活保護適用が争点になった事案で、最高裁が法的権利を認めず、現行運用を追認したことに対する批判的検討が行われている。

8章では、保護費の返還(63条)や不正受給(78条)についての検討がなされている。まず、この63条と78条に関する行政運用は、法改正も相まって厳格化を強め、保護世帯と実施機関との間でトラブルが多く生じていることが示されている。また保護費の返還を取り消した事件の判決や不正受給に関する争訟例の検討がなされ、検討の結果、乱暴な行政運用を戒め、高校生のアルバイトの評価をはじめ、保護世帯の自立助長を重視する争訟例がこの間、蓄積されてきていることが明らかにされている。著者は、実施機関が、保護世帯の生活改善のニーズを把握するとともに、進学保障などを含む豊かな自立像に基づく保護費の返還や、不正受給への対処が求められていると述べ、保護利用者をあらかじめ不正受給予備軍とみなす平成24年通知、平成26年通知の撤廃を提起している。

9章では、医療扶助についての検討が行われている。まず医療扶助費が生活保護費の半分を占め、高額になっている点について、「過剰診療」、「自己負担がない」、

「悪徳医療機関」などの指摘を批判的に検討したうえで、高額になっている構造的要因の検討がなされている。その要因は、①国保資格を喪失させるという制度上の問題、②保護利用世帯に高齢者や医療を必要とする若年層が多く、また精神疾患を抱えた利用者が多いこと、である。また著者は、医療扶助改善の方策として、医療扶助の国保への統合、医療扶助の「最適水準」の維持、医療券方式の改善を提起している。

10章では、災害時における最後のセーフティネットである生活保護制度の重要性と問題点が検討されている。まず、阪神淡路大震災の際に指摘されていた生活保護行政の問題点として、災害救助法打ち切り後の稼働年齢であることを理由とした保護受付率の低下や非保護世帯の死亡率及び家屋の被災率の高さ（住居の劣悪さ）が指摘されている。一方で義援金、弔慰金、見舞金の収入認定に関しては阪神淡路の際も東日本大震災の際も問題になっていたことが指摘されている。また東日本大震災時の生活保護にかかる国の対応は、阪神淡路の際よりも迅速であったことが述べられている。そして最後に、被災者への生活保障の枠組みとして、①防貧施策の再開と充実、②仮称「被災者生活保護制度」の提案を行っている。

内容に関するコメントに移る。まず最初に形式的なこ

とであるが、1頁当たりの字数の多さが非常に気になった。私が労働問題の専門であり、判例や行政文書に触れることが少ないのが原因かもしれないが、読むのに苦労した。だとするならば、高齢層が多い全国生活と健康を守る会や経験の少ない学生にとっては、読み切ることが困難と思う。図表を増やす、要点の記述にする箇所を増やすなどの配慮があってもよかったのではないかと思う。

一方で、本書は、生活扶助・住宅扶助の引下げが審議会を無視した形で行われたこと、改正生活保護法案が国会答弁や世論に押されて作成された改正試案を無視したものであったことなどにみられるように、政府の反知性主義的対応が明らかにされ、また稼働能力判定や口頭申請における現場の不当な対応を実態をもとに明らかにしている点は印象的であった。現場に幾度も足を運び、血の通った研究者であればこそそのなせる業に感動を覚えずならない。

以上が、筆者が感じた感想である。本書が、社会保障問題に関心を寄せる多くの方に読まれることを願い書評としたい。

(しばた てっぺい 所員)

---

## 書評

高校生の明日を考える会編

# 『どっこい大阪府立高校 ——ふつうの高校生が「教育改革」をのりこえる』

ウィンかもがわ出版 2016年 税込価格 864円

八木 英二

弁護士兼タレントの橋下徹が大阪府知事に2008年当選し、大阪市長への転身後も松井一郎府知事と共に府市全域の「大阪維新の会」による教育改革を主導しはじめた。その後、橋下は市長から退任し政治力を衰退させている。しかし、安倍首相と気脈を通じ、「おおさか維新の会（顧問）」を基盤に関係は保持し今日に至る。とくに出身母体の大阪ではこの間、突出する動きを見せてきた。

本書『どっこい大阪府立高校』は、こうした橋下主導の施策が過去数年間の大阪府立高校現場に残した足跡を描写する。退職者の証言を含む教師の集团的労作であ

る。本書は全3章で構成され、各章の項目には以下のような内容がまとめられた。

### 目立つ高校間格差激化と競争至上主義

最初に本書の内容を今日の国際情勢のなかで考えておきたい。一読してまず印象づけられたのは、世界的な「貧困と格差」の“大阪”における深刻な現れである。「絶望的な」までの「貧困と格差」いうフレーズで、その問題を前世紀末の早くから告発していた国連開発計画の報告書をあげてもよい。あるいは、2016年の次期大統領選挙で民主党から立候補したサンダースは、70歳

代半ばの「高齢」にもかかわらず、「貧困と格差」問題（特に教育課題）を前面に掲げて「若者」の圧倒的な支持を得、クリントンに肉薄した。学校現場を見ると、こうした世界的な「貧困と格差」問題が大阪に典型的に現れたことが本書で理解できる。

本書1章の「大阪の『教育改革』の意味」の内容項目は、1「競争至上主義に行きついた、大阪の『教育改革』」、2「『グローバル競争に勝利する人材育成』の現実」、3「『ふつうの高校生』は使い捨て要員？」となっている。「維新の会」は授業料減免措置や無償化政策などを打ち出すものの、実績でみれば「貧困と格差」を強いる新自由主義の新たな差別的な管理システムのローカル版であったことが本書の記述から明らかであろう。

新自由主義のNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）と新保守主義を合体させる自治体レベルの教育施策が日本で今世紀初めの東京と大阪から始まった。帰結のひとつは、大阪維新の会が成立させた2011年の「国旗・国歌条例」、2012年の「教育行政基本条例」「大阪府立学校条例」「職員基本条例」等である。

本書は大阪独自の施策自体がかかえる矛盾を随所で説明する。スポーツ特色校で発生した暴力事件に対し、橋下氏自身が自ら暴力批判の訓示を行ったが、その強圧的指導は「氏の教育観と完全に一致」（“教育とは2万%強制”）していたのである。まさに、「『従わないものは免職、廃校』といったむき出しの上意下達のシステムと競争主義」であった。

あるいは、氏の知事時代に府立高校10校を「進学指導特色校」として競争を激化させたが、「文理学科効果で増えた合格者は56人」のみであり、そのための「費用の強化費が2014年度までの5カ年で約5億2千万だった」という。こうして学区撤廃に伴う「異常な競争主義」の実態が様々なデータで紹介されている。

## 2 「評価・育成システム」の強制

教師への「評価」管理でも強圧的な施策が次々と打ち出された。本書2章の「府立高校における『教育改革』の現状」では、1「府立高校におけるいくつかの職場の現状」、2「『教育改革』と職場づくり」などの項目で、学校現場にもたらす「評価・育成システム」の困難について、大阪府立高校教師の置かれた生々しい実態を告発している。

「評価・育成システム」とは、校長が教育委員会の計画に従って学校教育計画を立て、その計画に沿い各教員が次に自身の目標を立て、実践を経て最後に校長がその目標に照らし評価管理する手法である。「育成」の用語が使われるものの、「自由と民主主義」を尊重しない上意下達システムが何故に「育成」につながるのかわからない。

である。

大阪の懲罰的な評価管理は施策上必ずしも耳新しいものではない。評価で人事考課をしなくてはならないイギリスの校長の苦悩を直接聞いたことがあるが、大阪の実態も、その新自由主義システムの教員評価管理とよく似通っている（イギリスの教員調査報告例では、NUT, *Performance management*, 2008）。以前から大阪の「評価・育成システム」は、グローバル経済の競争下にある国際現象とも軌を一にするものであったし、維新の会は関西の地盤沈下を避ける手立てとしても、教育における学力テスト競争主義で教師と高校生を叱咤し、学校内外のランキング競争を煽り、経済社会の問題解決を教育で代替させようと力を入れてきた。

その教育行政による学校教育計画の取り組みに関連して、大阪の「授業力向上プロジェクト」事例では、外面的には教育実践を重視するかに見えるが、実は実践的知見の蓄積まで踏みこむ評価管理の形式に墮してしまうD高校の実態を本書は取り上げている。

D高校の雑談記録では、たとえば、「（個人の授業力について）教科目の違う教員同士で比べても意味がない。本校の場合、生徒にとって物理は難しく、体育は大方が大好きなのだから…」 「同じ科目であっても、クラスによって構成メンバーが違うので比較出来ない。」 「一人の教師が去年と比べても生徒構成が違うので比較は難しい。」 「まったく違うタイプの高校間での教師の評価を同じスタイルで点数化したもので何が比較できるのか。」 等の指摘にあるように、現実の評価作業は結局のところ難題を抱える。

本書には次のような記述もある。「数学専門の校長が書道や体育の授業評価をしてよいのであろうか。ましてや、教師経験のない民間人校長が評価できるのか。」 「自転車に乗る練習をたことがない者が自転車に乗ることを教えるのは難しいはずだ。」 「要領よく早く出来る子もいれば、人の倍かかる子もいる。」 等等。

「授業力評価」におけるこうした機械的な行政対応と、それを教師の待遇に連動させる懲罰的な人事考課で、本来の「育成」をめざす教員評価は成り立つはずもなからう。

## 3. 高校生たちの「不安」と「眼差し」

本書は大阪の学校現場の教員が抱える厳しさを様々な事例で紹介しているが、政策批判にとどまるものではない。友人間のトラブルを抱えてなお「やさしい眼差し」を見失わない高校生の実態にも眼を向けている。本書3章「橋下氏の『教育改革』をのりこえる『高校生』」では、1「大阪の高校生の不安」、2「変わるライフコースと『高校生』の幸福感」、3「変わる生活スタイルのゆく

え」等の内容項目のなかで、聞き取りや諸資料の引用をふまえた、今後をみずえる高校生の姿に焦点をあてている。

高校生の不安の主たる背景にある非正規労働の増大や、ブラック企業、ワーキングプア問題などの指摘は、周知とはいえいくら強調してもしすぎることはない問題群といわねばならない。

それがあたかも「自然現象」のように映るという高校生の実態に関する本書の指摘もまた、教師にとっては大切な課題となろう。他方、高校生活がすべて灰色で塗りつくされているわけでもなく、「友達がいる」「クラスが楽しい」「部活動が楽しい」など、学校生活を楽しむ生徒が多い(80%)等の子ども調査結果に注目している。また、大学への志願状況や幸福感の変化なども紹介されており、本書は、当事者(高校生)の「葛藤」や「進路意識の変化」にかかわる問題の所在を社会的文脈のなかで読み解こうとする。

そして、次の指摘のように教師としての受け止めるべき課題が示される。つまり、「幸福感を転換しても『高校生』の不安は解消されない。…高校生と社会との隔たりは大きい、彼らが好むと好まざるとに関わらず社会と無関係ではいられない。もう一度、『高校生』の社会観を検討したい。」と。こうして、ワーキングプアの言葉すら分らない過半数の生徒がいる状況を直視し、高校生自身が労働基準法の大切さを知り、私的なネットワークを大切に始め、自分の身を守るための社会の法の方と人間関係づくりをめざすことになる。

#### 4 今後の検討課題

本書の提起を受け、読者として今日の新たな情勢下で

深めたいと感じた課題にふれておきたい。教師の教育実践は常に生徒との関係性で成り立つ公共性の本質をもっている。本書が指弾する深刻な管理統制と雑務を抱えるブラックな実態がある一方で、「表現活動の組織化」という教職労働のあり方が仕事の本体にある。ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」の規定では教師専門職性が「自律性・創意・責任」のキーワードで説明されるが、こうした視点からみれば、本書全体の提起は改めてどのように整理できるのであろうか。

例えば、18歳(高校3年生から)の選挙権問題では学校内外のデモ参加まで含め、生徒側の「表現の自由」の保障が新たな基本的人権にかかわる喫緊の焦点の課題となりつつある。なぜなら、教育実践上も憲法の人権規範からみても、「表現の自由はとりわけ重要な権利」だからである。芦部信喜(高橋和之補訂)によれば、その価値は、「個人的な価値(自己実現の価値)」と「国民が政治的意思決定に関与するという、民主政に資する社会的な価値(自己統治の価値)」の2つがあるという。そして「知る権利の法的な性格」によって、「(個人は)はじめて政治に有効に参加することができる」という(『憲法』第6版、岩波書店)。

以上の諸点からも、生徒と大人(市民)の表現活動のあり方が焦点化する現下の社会状況において、高校教師と高校生の実態にかかわる本書の提起を受け止めつつ、今後深めていく意義は大きいであろう。

(やぎ えいじ 滋賀県立大学名誉教授)

---

#### 書評

猿田正機編

## 『トヨタの躍進と人事労務管理 ——「日本的経営」とその限界』

税務経理協会 2016年 税込価格 3564円

高野 剛

---

#### はじめに

評者は2015年に共著書で、『労働運動の新たな地平』(かもがわ出版)を出版し、グローバル化と少子高齢化

の中で労働組合がどのように対応していかなければならないかについて、研究成果を世に問うことになった。これまでの研究の成果を社会に還元するとともに、実践活動からさらに研究を進展させていく必要があることか

ら、評者は本務校にて、2016年より立命館大学教職員組合の副執行委員長をすることになった。しかしながら、前職の広島国際大学では労働組合に加入をしていたが、ほとんど事実上の休眠状態であったため、これまで組合の役員をした経験はない。それゆえ評者は、本書（特に第2章と第3章）から日本を代表するトヨタでの労働組合運動について、たいへん多くのことを学ばせていただくことができた。

## 本書の内容

本書の内容は、以下の通りである。

第1章では、トヨタとトヨタ関連企業の労働実態が明らかにされている。2013年にトヨタ自動車グループは、世界の自動車メーカーで初めて1千万台を超える自動車生産を達成し、2015年3月期の連結純利益では日本企業で初めて2兆円を突破した。また、リーマンショック後の5年間は赤字ということで法人税を払っていないが、内部留保や国債保有高は急増し、株主への配当総額もダントツの1位である。トヨタは大学生の就職人気ランキングでも上位企業であるが、トヨタは非正規労働者が多く人数の変動が激しいことや、トヨタ自身が公表していないこともあり、どのくらいの人数がトヨタで働いているのか正確に把握するのは難しい。国内外の増産で人手不足ということもあり期間従業員の正社員登用や、定年退職後も働き続けられる雇用制度などが導入されているが、外国人や女性の積極登用という点では女性常務役員の麻薬密輸事件や就職活動中の女子大生へのセクハラ事件など旧来型の男性稼ぎ主モデルが根強いと言わざるを得ない。さらに技能職の賃金制度に技能発揮給を新設し、毎月の査定で毎月の給与が変動する成果主義を導入したり、配偶者手当を廃止したりしている。トヨタやトヨタ関連企業の労働組合は、基本的に組合員が労災に遭遇しても個人の問題として支援することはない。全トヨタ労働組合やJMIUなどの支援で、アイシン機工、吉田労災裁判、テー・エス・シー三輪過労死裁判などがある。

第2章では、トヨタの一時金の変遷と労働組合の要求方式を中心に考察している。要求方式の確立は、1968年以降であり、1968年～1987年は月数固定方式、1990～1999年は小幅ドリフト方式、2000～2013年は3階建て要求方式へと変遷している。トヨタでは、1989年より春闘とは言わず、賃上げ(Wage)と時短(Working time)をダブルで獲得するという意味で「ゆめW」と呼んでいる。一時金は、ゆめWの労使協議会で決定されるが、あくまで組合員の平均であり、組合員個人レベルでの一時金は労使協議会後の賃金分科会で決定される。一時金は年間賃金であることから賃金引き上げ

の結果を反映できる月数で要求していたが、2001年より業績は金額で表示されるため業績との関連を明確化した『月数+金額要求』となった。2005年には業績面でのグローバルな努力が反映される方式となるが、2009年3月期決算で赤字となり、要求方式の見直しを行うことになる。しかし、業績が回復すると『月数+金額』方式を見直し、2014年より新月数方式に転換することになった。

第3章では、リーマンショックや東日本大震災などにより減産を余儀なくされたトヨタでの働き方改革と労働組合のスタンスについて考察している。トヨタの賃金構造が基準外賃金に依存しているため、減産は約20%の月収ダウンとなり、労働組合も労働時間短縮に積極的に取り組んでいない。現実には所定外労働時間もリーマンショックで減少したものの再び増加傾向にあり、特に事技系労働者ではピーク時の数値に迫りそうな勢いとなっている。この背景には、労働時間短縮による労働量の規制ではなく、競争力を損なわないような柔軟で効率的な働き方を受容したからであり、具体的には36協定が事前協議から事後協議となり組合が時間外労働のチェック機能を果たさなくなったためである。

第4章では、実態調査を通じて、トヨタ関連下請企業(プラスチック製品製造関係)での雇用実態を、外国人技能実習生の受け入れ実態を中心に明らかにしている。調査の結果、下請企業4社では、人手不足を背景に外国人技能実習生の受け入れを始めており、賃金処遇は最低賃金レベルで基幹労働力の役割を果たしている。3次下請企業では外国人技能実習生に依存せざるを得ない構造となっており、かつてトヨタは巨大な系列ピラミッド構造内部の共存共栄をアピールしてきたが、人手確保の点でも完成車メーカーと末端の部品メーカーの格差が広がっている。

第5章では、日本での高齢社会の到来により、格差社会の拡大が現役労働者の退職後も進行し、その役割に企業福祉が果たしている事実をトヨタの事例を中心に考察している。トヨタ自動車本体で企業人生を終えた人と、関連下請企業で転職を繰り返し老後生活をおくる人とは、これから先の老後生活の在り方が全く異なる。例えば、年金であれば国民年金しかない者と厚生年金の上に厚生年金基金などの企業年金がある者で年金受給額に格差が生じている。

第6章では、トヨタ関連企業5社の実態調査をもとに、トヨタ関連企業の中国における労務管理の実態について明らかにしている。中国では、製造現場であれスタッフ層であれ有期雇用であり、日本の契約社員に近い。また人手不足であり、派遣労働者が存在するが離職率が高い特徴(月光族)がある。製造現場では地方の農村戸籍の

従業員が多いが、最近、中小都市での戸籍制限が緩和されている。次に、賃金については、日本の本社を参考に基本給（習熟給）＋能力給＋手当のような「職能給」的な賃金テーブルを作成・運営している。学歴や勤続などが配慮されている。関連グループ企業の賃金はトヨタ自動車より低く、日本のトヨタ系列賃金格差のピラミッドと類似している。さらに、工会の役員は管理職兼任で「労使協議会」をしている。QC活動も行われており、時間外で有給である。中国の労働法で法定祝祭日は、300%の賃金を払わなくてはいけないため、トヨタカレンダー以外に祝祭日は休みである。

## 本書の感想

本書は、トヨタ自動車の賃金や労働時間などの労務管理だけでなく、関連下請企業での外国人技能実習生の実態や中国における労務管理の実態まで、かなり広範囲に研究している。また、日本社会の将来を考える上で、トヨタを中心とする日本型企業社会の実態を明らかにし、スウェーデンの福祉社会と比較を行う必要があるとしている。しかしながら、本書の中国での労務管理の実態（第6章）は、日本型企業社会の実態を明らかにするという点で位置づけがよく分からなかった。中国も企業社会になったと捉えているのかどうか位置づけを明確にして欲しかった。

次に、本書ではトヨタでの配偶者手当の廃止について、どのように捉えているのか明瞭ではなかった。トヨタの配偶者手当の廃止は、専業主婦に対する月額1万9千円の配偶者手当を廃止して、子ども1人あたり月額5千円を2万円へ4倍にするというものである。つまり、本書では「男性稼ぎ主－専業主婦」の日本型企業社会から、共働きで子育てしやすいスウェーデン型福祉社会への転換を主張するのであれば、トヨタの配偶者手当の廃止は賛成の立場ではないのだろうか。この点について、第5章では「トヨタの女性労働者はかつては事務職とし

て『寿退職』が当事者も含めて暗黙の了解事項であった。だが今や生産関係職においても雇用されるようになり、トヨタの労使ともども女性の社会的進出を意識して『家族手当の変更』をいうまでになった。トヨタのしたたかさは、かつては忌避していた女性労働力を、広告塔とはいえ積極的に活用するようになったこと」（129頁）と捉えている。さらに、第1章では、「豊田市では全国的にみて、旧来型の『男性稼ぎ主』モデルを支持する人の多い地域」（7頁）や「旧来の『男性稼ぎ主』モデルが支配的な西三河地域」（12頁）と捉えており、「『配偶者手当』のカットで減収になる家庭が多いことが予測しうる。この見直しはトヨタの従業員の所得にどのような影響を及ぼすかは、慎重に判断する必要がある」（9頁）としている。この箇所だけを読むと本書では、配偶者手当の廃止は減収になるから反対であり、旧来型の男性稼ぎ主モデルの方が良いというようにも捉えてしまいかねないのではないだろうか。さらに、本書では、トヨタが生産現場で働く育児中の従業員を対象に夜勤免除する制度を導入することに対しても、「筆者はスウェーデン研究をもう一つのメインの研究対象としているが、それと比較すると、トヨタの『ワーク・ライフ・バランスへの取り組み状況』はお世辞にも評価することができない」（12頁）としている。

この研究グループは、これまでに何冊かの著書を出版してきており、次回作は仮題であるが、『実験国家・スウェーデンと実験企業・トヨタ－福祉社会か企業社会か』としている。グローバル化と少子高齢化の中で、日本型企業社会が構造変化しているが、特にジェンダー関係という点で、スウェーデン型福祉社会へ接近しているのか、それとも日本型企業社会が再編・強化されているのかの分析・評価については、次回作に期待したい。

（たかの つよし 所員 立命館大学）

# 大阪都構想住民投票とは何であったか

——本誌 139 号を読んで——

昨年5月17日は大阪都構想の是非を問う「住民投票」日でした。それから1年を経過し、住民投票とは、また橋下維新政治とは何なのかを整理し、本来の「住民自治」をどう作り上げていくのかを検討するチャンスを、この批評欄でいただきました。

1年前の5月17日は、とても日差しが強く暑い日でした。公職選挙法とは関わりがないため、自由に投票所前で活動することが出来ました。改憲勢力に維新を取り込みたい思惑から菅官房長官が猛烈に動き、公明党が直前に寝返ったために実施された「住民投票」。私は、結果次第で大阪市のまちと庶民性が失われるかもしれないとの危機感から、投票所の前で声を出し「反対票」を呼びかけたことを思い出します。

市民が立ち上がりました。藤永のぶよ論文では「なにわの市民革命」と命名された住民運動が紹介されています。「わたら大阪市民がつくってきた大阪、つぶさんといて」と、維新動員部隊のマイクを奪い「反対」を訴えるおばちゃん、市民独自の手書きチラシやポスター、6000枚のチラシを受け取りに来て、タクシーで新聞折り込み店へ直行したおばちゃん、京橋の改札口近くで毎日、一人で「反対」ポスターを首から掲げてスタンディングするおっちゃん、次々に立ち上がって民主主義を守ろうとする市民の姿に感動しました。加えて言うなら、SADL（くらしと自由を守る有志の会）がこのときに誕生し、戦争法案廃止などその後も大きな役割を果たしている若者が叫ぶ、No Pasaran（奴らハシズムを通すな！）は希望と勇気を与えました。

さて、特集Ⅱは「大阪のくらしと経済再生」でした。これは、昨年8月30日に開催された基礎研第38回研究大会セッションⅡ「大阪のくらしと経済再生」に基づき、コーディネータを務めた樫原正澄先生の解題の後に、森裕之「住民投票と大阪市の政治社会」、大口耕吉郎「日本の貧困の実態と生活保護の課題」、藤永のぶよさん「大阪の住民運動——なにわの市民革命」、杉原五郎「大阪の地域経済再生をめざす」という4人の報告者の論考が続いています。

樫原先生は、「①論理力、②コミュニティ力、③人間性の3点を大事にすることによって市民社会における自主的な共闘は成立すること、市民社会における自主的な

共闘は成立すること、市民社会を構成する地方自治のあり方、公務労働のあり方をより深く考え、地域住民主体の地域経済の構成が肝要であることが確認された」とされています。大阪の再生をめざす方向性がよく整理されたものだと思います。この指摘を読んだときに、私はアメリカで労働運動・地域経済の再建に取り組む運動で指摘されていることを思い浮かべました。それは「政治力の大切さ」です。

Amy B. DeanとDavid B. Reynoldsの共著*A New New Deal: How regional activism will reshape the American labor movement* (A Century Foundation Book, 2009) (新しいニューディール——地域の直接行動主義はどのようにアメリカの労働運動を再建しようとしているのか)で提唱された「地域で力を築く戦略」は、労働者や住民にとって頼りになる強い労働組合を再建するために必要な戦略を、その地域の地方労働評議会や有力な地域労組が集まって実践しながら考えだしたもので、「3つの立脚点」とその統合が必要であると説いています。1つは調査・政策立案能力、2つめはコアリション（共闘）能力、3つ目はその地域を動かすことのできる政治力（選挙で首長や議会の議員を選んだり、地方政府内の委員会に入って実際に統治力を担う）です。闘いの目標に対してよく調べて現行の政策のどこが悪くてどう改善すべきかを明らかにし、その闘争に賛同する人々をできるだけ多く集める、しかし最終的には議会で多数を占めたり首長を変えねばその政策は通らないので、選挙で勝利して統治を変えることで決着をつけねばならないというものです。ですが、「地域で力を築く戦略」ではそれらがバラバラに追求されているのではなく、連続的に、同時に統合されて力が発揮されています。私はなかでも、ここでいう「政治力」を「大阪のくらしと経済再生」課題で、維新政治のもとでの貧困と中小企業政策の展開に関わって提起を頂きたかったと思います。

樫原正澄先生と森裕之先生が、新自由主義の広がりが統治機構の破壊をめざすところまで進みつつあることを論じていますが、私もこの点が重要だと思います。橋下徹という人物に焦点を見る議論、「なぜおおさか維新は

支持率が大阪でなお高いのか」など私たちの中でも議論は尽きませんが、大事な点は、橋下徹が新自由主義者でもある全体主義者として、統治機構・行政を破壊し「大阪のくらしと経済」をも破壊していることに注目することです。森裕之先生は、「デマゴグである橋下徹によって、それまで潜在的に抑えられていた住民の新自由主義的な感性が大きく刺激されたことに端を発した」と指摘します。住民間の対立、エリート層や公務労働者への攻撃に心地よさを覚えるまでに至った貧困と格差、若者の絶望感です。

藤永論文と森論文は、新自由主義に対抗する方向を「コミュニティ活動」強化におきます。藤永論文は「オール大阪・共同行動」が見事に「なにわ市民革命」の中核を担い、藤井聡京大教授ら126人もの学者アピールの発信などの広がりを作り出したことに加えて、維新の嘘に正確な自治体情報で対抗しつつ「住民自治機能としての総合区」を下から作り上げる運動を組織してゆく課題を提起します。森論文でも、「大阪の歴史や伝統、地域の営み、日常的な交流は、コミュニティの基盤」であり、新自由主義者である維新はこれを忌み嫌い破壊してきたことから、コミュニティ活動を広く住民全体に広げる必要を指摘しています。

私はこの課題を、昨年来からの安保法制（戦争法）のたたかいが今世紀の画期をなす大政治闘争となり、しかも参院選を前に全国で野党統一候補が誕生したことと重ねて検討します。3.11東日本大震災と福島原発事故から「新しい政治」を求める市民運動活動家が、従来の政治枠組みを変え、役割を果たし、大阪でも全国でも政治立場を異にするグループを結び付けていきました。それが政党間の「一点共闘」を生み、野党共闘へと押し上げたわけであり、市民運動が政党を動かす結果となったのです。私はこうした変化をとらえながら、九条の会・渡辺治（一橋大学名誉教授）が「地域を根城にたたかおう」と提起したとき、同じ思いをして発言したことがあります。地域にかかわり、地域に出かける、地域で話を聞き、解決策を一緒に考えるスタイルを諸団体は点検しなおすべきです。

大口論文は生活保護の専門家として、詳細に現状と問題点を浮き彫りにしています。大口さんは仲間の先頭に立ってたたかう実践家として、「労働運動と社会保障を車の両輪にした大きな運動が求められている」と結んでいます。大口さんには、「日本の貧困」の実態を、「大阪のくらし」というテーマと重ねて、橋下維新のメディアや警察権さえ使った特異な生活保護制度攻撃と大阪市の生活保護行政を告発していただいたかったところ。なぜならそこに、新自由主義の特徴が現れているからです。新自由主義の常套手段は、市民のなかに分断をつく

り、（例えば生活保護の受給をめぐって）貧困者相互の対立を煽ることです。この卑劣な罠に陥らないようにするためにも、「労働運動と社会保障両輪のたたかい」が必要なのです。生活保護の問題は国民の生存権の問題ですが、おおさか維新が政策の柱に、「政府の過剰な関与を見直し、自助、共助、公助の範囲と役割を明確にする。公助がもたらす既得権を排除し、政府は真の弱者支援に徹する」と謳い、憲法9条の見直しふくめた改憲を明らかにしている危険性を浮かび上がらせたいと思います。

杉原五郎論文における地域経済再生の考察は、かつて取り組んだ経験を思い出しながら、興味深く読ませていただきました。在阪企業のうち99.6%に及ぶ中小企業は、33万社を越え250万人もの従業員等の雇用を維持しており、その意味で大都市圏のなかでも中小企業政策は第一に重要です。杉原氏はその活性化の「基本的視点」として、①持続可能な発展、②中小企業主軸の視点、③公的セクターとコミュニティ組織の連携をあげています。中小企業同友会が具体的に取り組んでいるコミュニティ・カフェなどの事例は、地域性に富むものです。杉原氏が紹介している八尾市の中小企業振興基本条例は2001年に制定されたもので、1979年制定の墨田区に学んで学習会や意見交換会を繰り返した中小業者と地域労働組合などの運動を背景に、不十分さを持ちながらも大阪で初めて制定されました。遅れて2013年には東大阪市で制定されています。これを生み出したのは全国「中小企業のまち民間サミット」運動でもありました。こうした中小企業家や団体の奮闘と同時に、見落としてはならないのは、やはり維新政治であり、政治です。維新の中小企業政策の基本、実際にも大阪府・市の政策展開となっているのは「私たちは、製造業を典型とする旧来型のビジネスモデルが最早通用しないグローバル経済の中にいる」「したがって、公の役割もグローバルエコノミー、成長戦略に挑戦する中小企業の支援を柱にするべきである」というもので、杉原氏提案は素通りです。大都市大阪の活性化の原動力、中小企業家としての「政治力」形成に期待したいと考えます。

特集I「戦後70年と日本資本主義の現状」については、詳しい批評を行う力はありませんが、意義深い論考の数々に敬意を表します。実は私も労働組合出身者として、戦後から80年代までは労働運動の総括的諸論文をたくさん読みましたが、それ以降から現代までにいたる30年間近く、資本主義の発展との関わりとも絡んだ本格的な総括的論文は無いと考えており、待たれていると思いつきながら読ませていただきました。

（服部信一郎 大阪革新懇事務局長）

▼編集委員になって、役割と責任を果たすことが十分できていないことを申しわけないと考えている。そういうなかでも、できるだけ東京支部での企画を豊かにして、それを誌面に反映させたいとやっている。

▼私の東京支部での担当は「労働組合運動論」である。労働運動の経験といっても東京都庁足立区役所での自治体労働運動を60歳までやってきた経験だけ。関東社労研（下山房雄先生が先日まで主宰）に参加したり、労働政策研究機構の濱口桂一郎さんに飛び込みで講演を依頼したり、全労連本部役員にコメンテーターを頼んだりしている。幸い、現在の東京労連傘下の足立区労連の役員の立場を利用して、なんとか企画を継続させている。なにしろ安倍政権の『働き方改革』など戦後の労働法制の根本的な改悪・解体へと矢次ぎ早の攻撃が加速している。労働運動も奮闘しているが効果的な反撃とはなっていない。こういう時こそ、基礎研の基本理念というべき、社会運動と研究者との共同を強めることが不可欠だ。グラムシ的にいえば、『知識人と民衆（サバルタ

ン）の歴史的ブロック』の形成である。こうした運動と研究に役立つ紙面をつくっていききたい。

▼グラムシといえば、8月に突然のお二人の訃報に接した悲しみは言い尽くせない。鈴木富久さんのご自宅に一泊して、先生のグラムシ『獄中ノート』の徹底した研究ぶりを拝見させていただいた。増田和夫さんの初期の論文『グラムシの経済学』における問題意識をいつか聞かせてとお願いしていたが、それも永遠にかなわないことになった。お二人のご冥福を祈るばかりである。

▼もう一つ、若い頃から『通信』を読んできた思いをふりかえり、基礎研のこれからを考えると、『資本論』を現代資本主義分析に役立てること、グローバル資本主義全体をトータルにとらえ、そこに変革の契機をさぐる集団的研究を強めることが求められていると思う。最近の東京の企画『日本資本主義と金融』はそうした私の思いが結実したものだ。そうした研究の場も広げられるよう、編集上の努力もしていきたい。（宮下 武美）



基礎研春季研究交流集会の様子(2016年3月)

## 『経済科学通信』投稿規程

1. 本誌はレフェリー制にもとづく投稿を受け入れています。
2. 種類と字数  
論文、研究ノート、読書ノート：9,000字以内。  
研究動向、書評：4,000字以内。  
制限字数の上限には、図表、注、参考文献などを含みます。
3. 投稿に際して、つぎの提出物をお送りください。
  - (1) 正本と副本の電子ファイル（テキスト形式またはMS-Wordで読み込み可能なもの）。
  - (2) 論文、研究ノート、読書ノート、研究動向、書評の区別を明記してください。
  - (3) A4判横書き1ページ35字×30行で作成してください。
  - (4) 正本には論題、氏名、所属、郵送先、電話番号、E-mailアドレスを付記してください。
  - (5) 副本は審査用です。投稿者の氏名が特定されるような記載はすべて削除してください。「拙稿」「拙著」などの記述はしない、あるいは伏せ字にしてください。編集局で内容を点検し、執筆者が特定できると判断した場合は削除させていただくことがあります。
4. 送り先  
基礎経済科学研究所編集局宛電子メール添付ファイル、  
あるいは郵送。（郵送の場合、返却不要なメディアに保存のうえ、基礎経済科学研究所宛にお送りください。その際正本と副本のコピーを各一部添えてください）。  
投稿者には編集局受領の時点で電子メールまたは書面により受領の旨の返事を送りますので、かならずご自身で確認してください。  
提出された電子ファイルや原稿等は返却いたしません。
5. 審査と判定  
直近の編集局会議において匿名査読者（レフェリー）を選定し、査読の依頼を行います。  
レフェリーの評価にもとづいて、掲載の可否を編集局会議において決定します。  
判定結果については、メールまたは書面により投稿者にお知らせします。  
掲載可と判断された論文等の掲載号は、『経済科学通信』の構成及び著者校正等の日程を鑑みたくえて編集局において決定します。
6. 審査結果の内容  
「そのまま掲載可」もしくは「わずかな手直しで掲載可」と判断された場合は、「改善要望」を送りますので、電子ファイルとハードコピーの原稿の両方を再提出してください。  
「継続審査」として「改善要望」と再提出の期限をお知らせする場合があります。この場合は再審査を行ったうえで可否を決定するので、掲載を確約するものではありません。
7. 著作権  
掲載が決定した場合、原稿の著作権を基礎経済科学研究所に委譲してください。ただし、原著者による著作権使用の申し出については、所定の基準と手続きにより無償で許可します。
8. 抜き刷り  
抜き刷りは実費にて作成可能です。筆者校正時にその旨と希望部数をご連絡ください。
9. 掲載料  
所員、所友、研究生の方から掲載料は徴収しません。『経済科学通信』の当該号を2部お送りします。  
所員、所友、研究生以外の方には、論文・研究ノート・読書ノートは5,000円、研究動向・書評は2,000円の掲載料をお支払いいただきます。

## 経済科学通信 第141号 2016年9月30日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局  
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町225  
第二ふや町ビル603号  
TEL/FAX (075) 255-2450  
e-mail henshu@kisoken.org  
URL <http://www.kisoken.org>  
振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 森岡 真史  
副編集局長 山西 万三 大西 広  
編集局員 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 高野 剛 森本 杜亮  
中根 康裕 宮下 武美 大畑 智史 和田 幸子 角田 修一  
藤岡 惇 田添 篤史 原田 収 伊藤 明洋

印刷所 モリモト印刷株式会社  
〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19  
TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）



●放送法は報道の自由を守るためにある

## 公正中立がメディアを殺す 『放送レポート』別冊

メディア総合研究所・放送レポート編集委員会 編 主な目次 安倍政権のメディア介入／加速する放送規制／報道における「公正」／メディアの現場で何が起きているか／NHKの課題／報道圧力に抗う／ほか  
A5判・1600円



●音楽の中にひそむ数のふしぎを発見する

## 数と音楽 美しさの源への旅

坂口博樹 著 桜井進 数学監修 音楽の中には数ひそんでいる——「4分の2拍子」などリズムと分数、調和する和音と整数比の関係など、数学や楽典が苦手な人も目からウロコの発見が満載。神秘と驚きに満ちた数と音楽の世界への招待。  
46判・1500円

●「改憲議席」阻止のために何をすべきか

## この経済政策が民主主義を救う

安倍政権に勝てる対案

松尾 匡 著 改憲に突き進む安倍政権のもと、これから景気はどうなるか。左派・リベラル派はどんな経済政策を掲げて対抗すべきか。人気の経済学者による本気の提言。  
46判・1600円

※ウェブサイト「SYNODOS」で本書「はじめに」を公開中！



たちまち  
3刷

大月書店

〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651〈代表〉 FAX03(3813)4656  
メールマガジン配信中(ご登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

近刊

### 食と農の環境問題

持続可能社会の経済学(仮題)

宇山満 著 予価2000円

### 変貌するアジアと日本の選択

グローバル化経済のうねりを越えて

和田幸子 編著 本体2600円

### 中国環境汚染の政治経済学

現在中国で起きている環境問題を学ぶための入門書。

知足章 著 本体2200円

### スコットランド経済学の再生

デユガルド・スチュアートの経済思想

荒井智行 著 本体4800円

### 社会科学と高貴ならざる未開人

18世紀ヨーロッパにおける四段階理論の出現

R・L・ミック 著 田中秀夫 監訳 村井路子・野原慎司 訳 本体5000円

### マルサス／ミル／マーシャル

人間と富との経済思想

柳田芳伸・諸泉俊介・近藤真司 編 本体3000円

### マルサス人口論事典

2世紀以上の歴史の吟味を越えて生き続ける人口論の全容にあらためて迫る。  
マルサス学会 編 本体8000円

### 人口論とユートピア

マルサスの先駆者ロバート・ウオーレス 中野力 著 本体6000円

### 時代はまるで資本論

貧困と発達を問う全10講  
基礎経済科学研究所 編 本体2400円

### カタストロフファイアの経済思想

震災・原発・フクシマ  
後藤宣代・広原盛明・森岡孝二・池田清・中谷武雄・藤岡惇 著 本体2800円

〒606-8224 京都市左京区北白川 大農学部前 図書出版  
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

昭和堂

郵便振替 01060-5-9347 〈価格税別〉  
<http://www.showado-kyoto.jp>

伊藤 誠著

四六判上製・3000円

# マルクス経済学の方法と現代世界

資本主義の歴史的特性に学び、マルクスは経済学の方法論的基礎を『資本論』に示した。宇野弘蔵は、マルクス没後の資本主義の変容にそれを活用する道として三段階論を説いた。現代世界の資本主義と社会主義の双対的危機の解明にそれらをどう活かすか。アクチュアルでスリリングな挑戦課題にラジカルにいどむ！

榎田 豊著

A5判上製・3400円

# サービスク商品論

新しい生産物観にもとづいて「サービスク労働」労働力価値形成説を多角的かつ体系的に展開。教育、医療、福祉などのサービスク労働・サービスク産業像を一新する！

大谷 禎之介著

# マルクスの利子生み資本論 全4巻

『資本論』の最難所をマルクス草稿(第3部エンゲルス版第21〜36章に使われた草稿全文)の精緻な解析で読み切る。20年にわたる著者の考証的論究を、さらに彫琢・拡充して、全4巻に集大成！

第1巻 利子生み資本

A5判上製・6000円

第2巻 信用制度概説

A5判上製・5600円

第3巻 信用制度下の利子生み資本(上)

A5判上製・8200円

第4巻 信用制度下の利子生み資本(下)

A5判上製・7500円

第3部エンゲルス版第28〜32章に使われた草稿部分を取り扱う  
第3部エンゲルス版第33〜36章に使われた草稿部分を取り扱う  
巻末に、マルクス第3部第5章草稿全文についての文献・人名事項索引を取録

現行版(エンゲルス版)では見えなくなっているマルクスの構想と筋道がここにその全容を現わす。

伊原亮司著

A5判上製・6000円

# トヨタと日産にみる「場」に生きる力

労働現場の比較分析 働く場から労働社会と働き方を照射する気鋭の実践的労働論！

小倉将志郎著

A5判上製・3200円

# ファイナンシャルリゼーション

金融化と金融機関行動 金融化という現代資本主義の最新局面を、金融機関の行動に焦点を当てて読み解く。

経済理論学会編

B5判並製・2000円

# 季刊 経済理論 第53巻第3号

(2016年10月)

## 特集◎フェミニスト経済学の最前線

特集にあたって

フェミニスト経済学の現在

——「金融化とジェンダー」をめぐる方法的考察 足立眞理子

「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚」を乗り越えて 梅澤直樹

ポスト構造主義vs.社会的存在論？

——フェミニスト経済学の哲学的基礎をめぐって 山森 亮

競争と商業組織 柴崎慎也

『資本論』第3部草稿における「歴史的考察」の再検討 隅田聡一郎

——新旧「移行論争」を題材にして

活動様態としての資本主義と体系としての資本主義 高良倉成

——20世紀特有の用語「資本主義」はどう使われてきたか

日本経済における資本蓄積の様式の変化の要因

——日本の非金融・保険業の金融化に着目した実証分析 嶋野智仁